

一 焼もの、一條委細心得申候、けして此後註文いたすましくと存申候、

一 重玄之儀委細心得申候、内実は転役之事、仲と申合せ置候処、御道中にて相良江御直ニ江戸詰申付、可然と仲江可申被仰付候よしゆへ、其処江色々申上ニても不
宜候間、無拗此度迄は江戸ニ相成候旨、内々申越候、
何も委細心得居候間、此度は中々用心堅固ニいたし居

候、
〔種子島時亨 御用入御勤動〕
一 六郎も少々不快之よし、初て承り申候、様子追々委敷可申越候、

一 將も此前通ニは無之よし、〔島津久光〕
重富毎勤之よし如何ニや、
様子委敷可申遣候、

一 郡奉行・山奉行等不宜筋頭れ候よし、是又委敷可申遣候、此義は初て承り申候、様子委敷可申遣候、

一 海之義云々、実はいまた悪事之事、さまで御存は無之と存候、其うへ事の外笑・二・海等之事を申上候と、御機嫌不宜候よしゆへ、伺之事甚々六ケしきよし、是迄三人江御だまされ被遊候義を、御きらひ被遊候様子ニ承り申候、皆々辰ノ口より響き候義、不存と思召被為入候間、成丈ケ人ニしれぬ様ニとの思召と存申候、

中々枝葉迄御手の付候義、思ひもよらず、其内よき都合も可有と存申候、

一 たとへ如何程大目付より雑説申ましく達候ても、人氣一和いたし候様成事、御仰出無之候ては相直り申ましく、又坂元休等も御取除不相成候ては、相済申ましくと存候、当地にて平・岩・橋口等早く取除け度、又牧仲も少しも早く追下シ度ものニ御座候、

一 先日は龜澤不慮之義有之罷下り申候、又色々評判と存申候、牧仲先年キリシタン修業いたし候もの、門人管井順助と申ものと、度々出会之よし、旁江戸詰等為致候ものにては無之と存申候、

一 左門様子委敷可申遣候、とかく御いとひ被遊候由、吉利も困り候趣ニ聞得申候、

一 一藤平八道具はらひの一条、其外吉利江進物等之事、是又承り次第可申遣候、

一 西洋剣付等、御見分有之よし、猶委敷可申遣候、とても海之掛りにて十分行届候訳は無之と存申候、

一 磯御滞在之由、此後御出等も有之、相替候儀は可申遣候、

一 有馬權藏御側役被仰付候よし、如何之風聞ニ候や、此

もの笑江取入にて、余り宜敷ものとは不承候処、如何
ニ候や承り度候、

一伊平之様子評判可申越候、相良坊主も様子委敷可申遣
候、

一先は返事旁申入候、当地先相替事も無之候、尾州殿又
々死去、跡目いまた不相分、美濃守も四月十二日出立
いたし申候、猶後便可申遣候也、

閏四月三日 閏

(東大史料編纂所蔵)

三九四 伊集院兼直へ書翰 閏四月二十九日

(奥封ウハ書)
「ワヅ」

書面相達候、申遣候条々心得申候、此度は山口江計り
遣し申候、此節は奥向炮術稽古等如何ニ候や、承り度
そんし候、有馬も見合セ居候よし、宜敷様ニ取計可申
候、(兼通)吉井弟も何ニても書付出候ハ、請取可遣候、事ニ
寄候へは、吉弟村野も書付可遣と存候間、是又差出候
ハ、可遣候、

一將曹も御前江出候事御座候や、一体奥向之様子等、其
方見聞之儀可申遣候、(兼照、奥小姓)早川務も出勤いたし候や、御出

并ニ何そ一かど御座候義は、見聞次第ニ可申遣候、

一重富御前江出候事も御座候ハ、承り度、大奥登城も御
座候ハ、承り次第可申遣候、先は早々返事旁申入候也、

閏四月廿九日 閏

(東大史料編纂所蔵)

三九五 山口定救へ書翰 閏四月二十九日

(封紙ウハ書)
「ワヅ」

山口江」

四月廿九日之書面、十九日ニ相達申候、愈無事珍重存
候、此方相替事も無之候、(白鷹郡山田花馬神社)扱花尾山御守大悦ニ存候、
申遣候条々委細ニ心得申候、海老印御取あつかひも輕
く候よしにて、人々不伏之よし、尤と存申候、とかく
いまた毒氣失セ不申と見得申候、左門も最早退役ニ相
成候事と被存候、様子可申遣候、此人退役ニ不相成、
転役にて相濟候へは、又々大変之事ニ御座候、宮之原
源之丞と申人は、如何様成人ニ御座候や、(久美、近衛役兼軍
役方頭也)川上式部も
如何ニ候や、様子委敷可申遣候、

一町家其外田舎御借付之儀、委敷承申度候、且長さき之
方も如何之様子ニ候や、唐物一条も承度存候、御借付
ケ且御取揚高之儀も、如何ニ候や承り度存候事、

一將も先可也之よし、しかし両三度は御前江も出候よし

二聞得申候、猶委敷可申遣候、

一御内用方船、大坂江改メなしに参り候船之事、猶又委敷承り度候事、

一人形は種子やしきにて申候義、夫は萬(ゆゑ)ニ相違無之、一(宗室女松壽院、種子島久遠達)体田之浦隱居、甚々不宜心底之人ニ御座候間、十分ニ萬江取込候つもりにて、右様の義申ふらし候とそん

し申候、猶又委敷可申遣候、伊平も勢ひ之よし、此人往々は油断不相成人ニ御座候、先年より將も平事は中々油断不相成と申居候、

一吉仲事は二主と兄弟ニ御座候か、一休中もよろしく候や、如何ニ候や、是又心得ニ承り置度存候、二主申遣

候趣にては、余り宜敷様ニも無之やと、被存候事も御座候、内々之様子承度そんし申候、

一炮術、出家拜見是また不入事ニ御座候、いつれ当分之通りにては、炮術は中々行れ申ましくと存申候、

一笑平之やしき云々、最早市成より引移り候や承り度、

且又笑名字取替之儀、被仰付候筈之よし、愈左様被仰出候や承り度候、

一一向宗之儀云々、其後如何ニ候や承度候、川なべ等色

々ひろかり候よし、評判承り度候事、

一重玄も近々着と存申候、表向は此迄通り之心得ニ御座候、いつれ此度は雪庵(仁礼)を下シ可申やともそんし申候、

しかし未夕治定は不致候、先は用事返答旁申入候、後便万々可申遣候、当地は此間浦賀江異船参り、無程出帆ニ御座候、(谷形三河)盛之進少々不快ニ候処、追々快よく相成申候、(四男篤之助・五男虎壽丸)外両人は丈夫ニ御座候、先此節は当地静謐、御

普請余程取かゝり申候、岩本も矢張勢ひ、しかし平・岩共に、余程内心は弱り候て、おとなしきよし、豊後もわらひ居申候、先は早々申入候也、

閏四月廿九日 閏

(東大史料編纂所蔵)

三九六 伊集院兼直へ書翰 六月二十七日

(奥封ウハ書)
「ワシ」

両度之書面、其外封もの相違候、愈無事珍重ニ候、申遣候条々、委細心得申候、猶又当番之節ニ見分之趣委敷可申遣候、將も度々御前江出候や、又平・仲等様子も可申遣候、内々承り申候ニは、相良素白事、此前之様御用も無之、白石専ら相つとめ候よし、弥左様ニ候

や承り度、色々御用談等いたし候人は、誰々多く御座

候や、是又承り度候、奥向炮術稽古、其方も折角精出

シ可申、致し様違候ても違者は附候ゆへ、子細無之候、

一篤之助誠(二上目天七)も無之候、致かたもなき事ながら、

如何ニも残念、又例之障りかと被存候、何ニいたせ不

思議も有之候条、(鳥津黄久登南林寺)大中様御くじいた、き見セ可申候、

此後心得ニも相成候間、毎月御くじ申請、我ら名代い

たし、此方江善悪無遠慮可遣候、又篤一条は、如何之

障りと申義も、御くじ伺見可申候、且又篤之代りも、

是非(すま)くす江出生御座候様、旁毎月我ら代参ニ廿三日

ニ参詣可致候、我らも来月より廿三日毎に、別段ニ備

物又は花等、江戸にて可差上候、此義頼ミ入申候、

一山・吉七江封もの宜敷可取計、且外ニ差掛之用御座候

間、(山田仕右衛門、吉井七郎右衛門)吉七弟江遣候間、同人事開封可致旨申て可相渡候、

一其外申遣度候へ共、(吉井七之丞)儒次郎事又々昨夜より熱気、今日

も熱つよく何も気遣も有ましきながら、篤之跡故、何

か心落付不申、夫故早々荒増申入候、以上

(東大史料編纂所所蔵)

三九七 伊集院兼直へ書翰 六月二十九日

(奥封ウハ書)
「ワシ」

書面相違シ申候、申越之条承知、其外之品々致落手候、

南林之義も大慶ニ存候、其外救仁之事も大慶ニ存候、

近々出立と存候間、後便ニは書面違すましく候、八月

末は遣候、七月は遣し不申候、其儀(すま)すより申遣候様申

付候得共、不申遣とそんし申候、来十月は出立後とそ

んし候間不遣候、夫とも八月末之返事ニ、出立跡之義

を申遣し、書面遣候てもよろしき都合ニ御座候ハ、可

遣候得共、まづ十月末は不遣、霜月ニ可遣候、

一折角用心可致旨云々、大慶存候、折角念入可申候、日

々慈救之呪唱之事ニ御座候、

一有馬方稽古は調兼候ハ、又出府候うへにて万々可申

候、着之うへも表にては色ニも出し申ましく、何事も

封ものは奥江遣候様ニ可致候、奥江直ニ遣候事掛念ニ

候ハ、(別邸)赤羽江遣候てもよろしく御座候、

一其地之様子も折角心かけ可申遣候、且又着之うへ将棋

ニても、碁ニても覚可申候、左候得は相手申付候て、

其節指なから何事もはなし出来候間、此段も心得迄ニ

一此度は山〔山口定教、村野伝之丞〕と村江遣候間、左様心得可申候、先は早々申

入候也、不備、

六月廿九日 函

〔東大史料編纂所所蔵〕

三九八 山口定教へ書翰 六月二十九日

〔封紙ウハ書〕
「レ」

山江」

両度之書面相達、委細心得申候、愈無事珍重ニ候、扱篤之助儀承と存、甚残念致かたもなき事、余りの事ニ例之訳かと存申候、其地色々と取沙汰御座候と存申候、委敷承り度、例之人を關打ニ成とも致候ハ、可宜と存候程之事ニ御座候、皆々此節は仰天之様子ニ御座候、色々又取沙汰御座候と存申候、

去ともと頼ミしものを撫子の

はかなき露と消るかなしき

けふ迄も夢に夢見る心地にて

わするゝ間なき撫子の花

一 小踊之義云々、不承知尤ニ御座候、
一 川式部義云々、追々承り可申遣候、
一 宮之原之義致承知候、猶追々可申遣候、当地ニも参候

よし、いつれ追々此方にて糺可申候、

一 伊平之義云々、以の外之義、吉仲ニ候へはよろしく候処、誠ニ人心一和不致基ひは、一人ニ御まかせ候故ニ御座候、

〔西田弥右衛門〕

一 西彌之義も云々、此義進物無之候とも、少し早過ぎ申候訳も御座候由ニ候へ共、我らは不承知ニ御座候、

一 野元一郎儀云々、猶又承り合セ委しく可申遣候、とて

も英人帰国は無芝と存候、

一 高五と將不和一条云々、不可然義、猶又様子承り出し可申候、櫻しま帰り後之様子も可申遣候、

〔高嶋盛兵衛、船奉行兼老番役勤美尉〕

一 將曹江笑同様被仰付候義、先我らは好不申候、外ニよろしき人物可有事と存申候、

〔鹿兒島市〕

一 笑草牟田普請云々、委敷可申遣候、誠ニ輕き御取扱ニ御座候、慎可申候、普請之儀、不得其意存候事、

一 梶清之義云々、追々糺可申と存申候、

一 一向之義云々、委敷承り申遣候、川の邊之辺猶更之様

ニ承り申候、

一 壹岐出府は誠ニよろしく、内外共相談之心得ニ御座候、

一 高之義云々、其後様子委しく可申遣候、実事ニ候へは

は將不届至極ニ御座候、

一重玄義云々、致承知候、委細心得申候、其方申遣候通、

註文不苦と申事而三度御座候、雪庵と存候処、御国よ

り宗榮〔補川〕と差て申参り候間、宗榮ニいたし申候、

一相良不印之よし、猶訳合委しく可承候、白石跡御用被

仰付候よし、此人は人物よろしくと被存申候、猶委敷

可申遣候、

一 種六郎自分はさまでの事と存不申遣候、猶様子可申遣

候、先便ハチャ米大悦存申候、

一 先是返事荒々申入候、後便委敷可申入候、以上、

六月廿九日 回

〔東大史料編纂所所蔵〕

三九九 伊達宗城へ書翰 八月二十四日

〔封紙ウハ書〕

齊彬拜

〔藍山公〕

齊彬拜

〔奥封ウハ書〕

一 遠州大君 齊彬拜

拜見、御安康奉賀候、然は被仰下候条々、何も存寄無

之候、
さまぐに乱るゝ糸のくるしさを

君ならすして誰かとくべき

貴答迄、草々頓首、

嘉永酉八月廿四日

〔大久保利藤氏所蔵〕

四〇〇 伊集院兼直へ書翰 八月二十九日

〔奥封ウハ書〕

「J」

七月廿九日之書面相達令披見候、愈無事珍重ニ存候、

当地相替儀も無之候、以一書返事申入候、

一 大中様御くじも請取申候、其外申遣候儀承知いたし候、

御札等も落手いたし候、

一 玉里御滞在之よし承知候、

一 相良素白事、少し不印之よし、如瓢之かた御都合よろ

しくとや、様子可申遣候、

土持肇人物如何ニや、余り不宜と存し申候、様子可申

遣候、

一 山口請取申候、〔実慶〕村野も請取申候、此節も兩人江遣し、

一 霧しま之義云々、清き品も入候間、左様心得可申候、

一 霧しま之義云々、心得ニ相成、大慶そんし申候、猶又

つげ追々承り度候、

一 石塚之義云々、弥之事候や、篤と承り合せ可申遣候、

一 霧しま別当事、〔ゆと〕薦より何かたのまれ候よし、〔齊彬ニ男寛之助〕寛之時分

ニ承り申候、弥左様之事御座候や、御つげにてはしれ
間敷や承り度候、此義はたしかニ承り申候、

一 其方事、務〔早川兼照〕とても出立むつかしく候ハ、其方出府い
たし候様、此度申遣候間、何とか可申渡、左候得は此
便之義よく、念入にて、留守も手抜無き様ニ可致候、
又着之うへも申候事、表にて申候ては不宜候、書附ニ
て万事可申候、

一品川江、御国之狐附之一条書附遣候、不思儀之事ゆへ、
如何ニ候や、只今手ニ入候間、村野江遣候義間ニ合不
申候間、其方江遣候間、村野存寄も可在候間、心得ニ
書附見セ候様可致候、何か不思儀之事と存申候、村野
江も見セ候て、同人ニも心寄之方江も相談候て、考申
遣候様可申聞候、只今手ニ入、間ニ合兼候間、其方江
遣候、此段も申聞べく候、尤写申付候間、此文ニ封し
込ミ候てはおそく相成候間、〔すま〕より文江封し候て遣候
様ニ申付候間、左様心得可申候、

一 何事ニよらす細々心附ケ可申遣候、吉井江は此度は別
段不遣候、以上、

八月廿九日 團

〔東大史料編纂所所蔵〕

四〇一 山口定救へ書翰 八月二十九日

〔封紙ウハ書〕
「山」

七月末之書面、其前遣候書面も、相達し令承知候、七
月末之川支エて飛脚着不致、其うへ取込ミ候間、書面
不遣此度遣申候、追々秋冷ニ相成候へ共、愈無事珍重
存候、此方相替儀も無之候、申遣候条々以一書申入候、
尤不用之分は返事不申入候、

一例〔ゆら〕之人之儀、猶又承り候儀可申遣、田〔種子島別邸〕の浦ニて申候義
も尤ニ存候、折角用心可致候、しかし先比之時、田の
浦ニて申候は、〔善形御室すま〕す印江なすり付ケ可申工ミと存候、此
度は申様も有ましく存申候、実否はともかくも、人口
ニ申ふらし候儀、不可然義、折角と様子等承り出シ可
申候、

一 伊平云々、其通りと存申候、はしめ之うちは格別之大
事は無之、追々は申遣之通とそんし申候、

一 野元も又々疏江参候よし、此用向は矢張異人之事ニ御
座候、〔高崎五郎右衛門〕高五之儀云々、此義委敷存申候、有次と別て不
和之よしも承り申候、將も一意地有之ゆへ、中々むつ

かしくと存申候、

一六郎之儀云々、当人は此節もよろしき様に申遣候へ共、
仲等より細々申遣候、来春出府可然と申来候間、不快
次第と申遣候、

一素印不都合は外ニは無、伊平之所為ニ相違無之候、玄
之儀云々、委細心得申候、此以前とは少し様子も違ひ
申候、笑不居訳かとそんし申候、

一甫阿之儀云々、跡之儀玄と存候よし、いつれ左様かと
(村田甫阿跡)
そんし申候、いまた甫之不快委しく不申来よし、少し
の不快之よしニ申来との事、玄申居候、

一三千石之儀は随分よろしき事、此節之御処置ニは極上
の事とそんし申候、
一押川之儀、到着之よし、下着後之様子口振り等、委敷
(宗秀)
可申遣候、

一唐物之儀云々当地ニても色々承り込ミ、既ニ長きき奉
行井戸(寛弘)對馬よりも、細々承り候義有之、御国江申遣候
事も有之候、何事も壹岐着待入申候、
一草牟田之儀云々、誠ニ不可然義、いつれ壹江篤と承り
可申候、

一士踊之儀、尤ニ存候、当時は時分はつれかとそんし申

候、しかし武具御見分はよろしくと存申候、

一給地高御取揚之義、申受ニ相成候よし、其外申遣候義
云々、矢張真実之御すくひとは不存、外ニいくらも公
辺之御取計可有事ニ御座候、乍恐 思召付之処はむつ
かしく、將等よく申上候得は、出来候事ニ候得共、扱
々つまらぬ事とそんし候、

一谷山(鹿見島市)辺抱地之儀云々、致承知候、此義承候儀御座候ハ
、早々可申遣候、

一國分郷士石塚何某、御内用ニて江戸江参候由、内々其
地評判有之よし聞得申候、如何之事哉、風説可申遣候、
一西洋炮進ミ立不申よし、此義一難事ニて、中々当時之
様子ニてはむつかしく存申候、先は返事旁申入候、当
時普請最中御座候、誠ニ大造成事ニ御座候、此金ニて
窮士御すくひ当然かと存申候、先は早々、以上、

八月廿九日

(東大史料編纂所蔵)

四〇二 山口定救へ書翰 九月二十九日

(封紙ウハ書)

山口江

(裏封ウハ書)

書面相違候、無異珍重ニ候、此方相替儀無之候、申遣候条心得申候、用事之分以一書申入候、

一 牧仲之儀云々尤ニ存候、仲迄申遣候趣も御座候得共、

いまた転役ニも不相成候、其地之様子追々承り候ハ、可申遣候、此地ニても追々祈禱等之儀、能々承り合セ候様可致候内、(鹿児島市)小野寺之儀云々、是は先達より極内々

六郎より祈禱申付候、其儀色々申候やとも存申候、猶又承り可申遣候、

一 石塚義、琉江渡海之儀も色々雑説申候よし、しかし全く虚説、琉江渡海ニ相違無之候、左様之義も御座候間、

よくよく不承候ては不知物ゆへ折角念入可申、人ニより候ては、將之事も笑同様ニ申人も御座候様子、雑説

とも信用難致候事も御座候、よく心得可申候、御前向之御都合不存人は、余計ニ存過候事も可有之、其方ニ

は存し居候事、よく心得候て承り合セ可申候、薦之儀は相違も有ましく、此人さへ居不申候へは、万事ニよ

ろしくと存し申候、家督等之事は格別急きも不致事ニ候へ共、薦之処甚々心配ニ存候事、我ら所存は其通り

ニ御座候、しかし致様も無之事ニ候へ共、種々厚情ニ申遣候間、心中申遣候事ニ御座候、

一笑跡石見之儀云々、仲之事尤ニ存申候、とかく少し勢ひ付候と直ニ家作等ニ及ひ候間、甚不宜候事ニ御座候、少し考候へはよろしくと存申候、

一 稻左之義云々、内々外よりも申遣候、以の外之儀、左様ニ御座候へは、忽チ公辺より破れ可申候事、是も薦

之吹拳ニ相違無之とそんし申候、来年迄ニ左様之義御座候ハ、忽チ破れ可申とそんし申候、

一 大迫之儀云々、着いたし只今折角文言等取立候儀、英人帰国之義は不申候、程よく申出ニ相成候筈御座候、

一 伊藤より之霧しま之義云々致承知候、心得申候事ニ御座候、しかし天命之事、追々様子も可分とそんし申候、

一 上山寺之義云々、猶又承り糺可申、神社御信仰はよろしく候へ共、近年之如くにては、後年之入用如何と存候事御座候、

一 相坊主不印之よし、重坊之義焼物調文之義云々、相之様子猶又可申遣候、重之儀雪事長々引入、老人ニて居

申候、相替儀無之、笑之居候節より少しは万事ひかへめ之様ニ見得申候、しかし卯も居不申候間、猪衛も先

は玄江も程よく申談候之様子ニ御座候、先当時之口振ニては、相坊を第一頼ニ存し居候やと被存申候、伊

平等は格別重は好ミ不申様ニ被存候、此間も苗代江何も御註文無之ゆへに、甫阿等よき物不出来困り候と申聞候間、いつれ下物よく手ニ入候うへニ、上物拵候かたよろしくと取合不申候、

一 谷山抱地等之義、相知れ次第可申遣候、

一 御関狩等之義も、様子委しく可申遣候、小踊之事も何か御不都合ニ御座候ハ、吉仲申遣し、上下ニ可被仰付なそと、御沙汰御座候様ニ承り申候、其後之様子委しく可申遣候、

一 將之様子評判其後如何ニ御座候や、委しく可申遣候、

一 伊卯代り此節田百申付候、此もの随分よろしくと存申候、不遠出府と存し候、(福崎助七) 福七随分よろしく御座候、し

かし兎角ニ外出はいまだ度数多き様ニそんし申候、(早草川兼照) 務如何ニ候や、評判可申遣候、(山田為正) 山田よりよろしくやと兼てそんし申候、其外格別見留メ之小姓少く御座候、

福七も出立いたし申候、其地江近々着とそんし申候、

一 何事ニよらす評判可申遣候、(高津巻成、久武) 嶋壹ニも逢申候、追々咄合之様ニ可致とそんし申候、一度ゆるりと逢申候、又近々逢可申とそんし申候、

一 改無シ之船之儀、専ら京江紅白登セ之事と聞得申候、

猶又承り候ハ、可申遣候、唐物此せつは其地沢山有之よしニ存候、様子委しく可申遣候、

一 伊藤出立ニても、矢張伊藤之かたよろしく候間、伊藤江向ケ可遣候、左候へは奥ニて請取候へは、甚タよろしく御座候、

一 此節普請最中ニ御座候、来春迄はかゝり可申と存候、先新規同様之事ニ御座候、

一 返々す稻左再勤、全く萬之所為と存申候、此義発し候ハ、御城下又々人氣動き可申と存申候、伊平等も只々御機嫌とり候事計りゆへ、甚タ心外ニ存候、(二階堂志津馬) 二志之事はあしく申上候義も出来候様子、笑之儀は將も居候間、

矢張よき方ニ申上候やと被存申候、しかし萬さへ居不申候へは、以後大きニよろしくと存候、よき工夫折角考居申候、申遣候方も段々御座候へ共、(鹿) 忽之義有之候ては以の外之事、誰江も難申遣事ニ御座候へ共、極内々其方江計り申遣候、

先は用事迄早々申遣候、以上、

九月廿九日 圓

(東京史料編纂所蔵)

四〇三 村野實晨へ書翰 九月二十九日

〔包紙ウハ書〕
一 嘉永二年九月廿九日之
御書十月廿五日拜戴」

〔封紙ウハ書〕 高市江之書面之儀
「」 村野江」

書面致披見候、愈無事珍重存候、申遣候条々致承知候、
以一書申入候、

〔高本市助〕
一 高市書面請取申候、

〔陸左衛門〕
一 近藤書面之義云々致承知候、此方都合ニは其方取次遣

候へは、極上之都合ニ御座候、猶又今度も申遣候、近
義一向之氣質ゆへ、とかく跡先之考薄く御座候間、其
処よくく心得、危忽之振舞無之様ニ頼ミ入申候、極
内々なから来年美濃出府迄之処、必ず事立不申様ニ致
度御座候間、其心得第一ニ可致候、

一 高木之儀、以采は其方取次候様、尤高木江も申遣候間、
〔近藤陸左衛門〕
近之心ニ障り不申様ニ、其方取次可致候、呉々も余り
手広く不相成様ニ心かけ頼ミ入申候、

一 國分石つか之儀云々、大かた左様と存申候、何事も其
通り雑説申ふらし候間、必ず危忽之儀いたすましく候、

くれくも頼ミ入申候、近義余り思込ミ強く候間、其
処甚々案んし申候間、只々何事も致候ニ不及、其地之
様子申遣しさへ致し候へは、此方にて其心得にて、万
事所置いたし候間、色々手段いたし候儀は、成丈ヶ差
留メ候様そんし申候、

一 遊より之金子之儀云々、此儀はよく承り居、伊平より
も内々承り候事にて、伊織跡を伊平と三藤取はからひ
候事ニ御座候、

一 給地高之儀云々、実ニ窮士御すくひ之為ニも相成候や
らむ、様子委しく可申遣候、

一 將ニは調より勘弁之よし尤ニ候、將は随分と心得も有
之ものにて御座候て、近等悪ミ候程之ものにては無之
様ニ被存候、御前之御都合は言ニ言はれぬ事も有之、
〔吉原〕
將之評判無抛請け候儀も有之候、近等之如く悪ミ候て

は不宜、此処はよく心得可申候、近江も其処申遣度候
へ共、一箇之心底ゆへ、中々承知不致と存申候間、何
となく其方ニもよく得心いたし、来年迄之処こらへ候
様ニ、夫となく可申候、

〔徳那勘〕
一 キナ之儀云々、弥ニ候得は極々珍らしき品ニ御座候、
一 國分猪之事、其後如何ニ御座候や承り度、伊平之様子

も可申遣候、牧仲も弥伊平江取入候と被存候、夫ら之儀如何承度そんし申候、此書面書く迄はいまだ近之書面見不申候、後刻は参り可申と存候、若又相替候儀御座候ハ、書添可申遣候、

一高市江も封物遣し候、其方より可遣候、尤其方迄遣候書面を、高江申聞候表向ニ無之候ては不宜候、其心得ニ可致候、

一重富江其方稽古ニは、此比は出不申候哉、承り度存申候、先日之行法も委敷承り度そんし申候、此度も別段屋久嶋江は不遣候間左様心得可申候、何卒々々咄人ニても申合セ之もの少き様ニ可致候、とかく人多く御座候へは、もれ安きものニ御座候、

一高市・國分・和二等之儀、何か評判も御座候や、余り祈禱等大造成事ニては無之哉、其処も心配と存申候、宜敷心得可申、何ぞ承候義は早々可申遣候、先は返事早々申入候、猶後便可申入候也、

九月廿九日 圓

〔奥封ウハ書〕 近江は別口より遣申候、本文と違候故
「フ」 此段申遣候、以上、

〔鹿児島県立図書館所蔵〕

四〇四 松平慶永へ書翰 十月九日

〔奥封ウハ書〕 「越前守様 貴答 修理大夫」

過日は尊書忝致拝見候、愈御清福恐寿之至奉存候、扱々相願置候雲丹、沢山ニ御恵投被下、千万忝奉存候、早速貴答可仕処、種々繁用ニて延引恐入奉存候、且無名氏上書帰り候間差上候、此鴨乍輕少致進上候、先は先日之貴答旁如此御座候、頓首、

十月九日

尚々、時節御加養專一奉存候、海岸之儀少しも沙汰無之候、如何之事ニ候や、誠ニ不思儀千万、辰ノ口ニても如何存候や、

貴所様より何とか御尋可然奉存候、

〔將軍御立寄も相濟、御都合よろしきよしニ聞得申候、〕 小石川御立寄も相濟、御都合よろしきよしニ聞得申候、兎角ニ奸未夕消え不申、時々雪を催候よし、早

く春暖ニ相成候ハ、老公御大慶ニも可有之奉存候、〔徳川慶徳、尾張藩主〕 市ヶ谷も先々可也之様子、しかし追々ニ無之候ては

とても十分ニ御所置むつかしくと存申候、四日ニは寛々御逢申上候、清風軒ニて七ツ比より暮迄御はなし等有之候へ共、内密之儀は何も無之候、いつれ拜

眉万々可申上候、以上、

〔島津育彬文書所収〕

四〇五 伊集院兼直へ書翰 十一月二十九日

〔封紙ウハ書〕

「ワシ」

〔裏封ウハ書〕

「ワシ」

〔村野美辰・山口定教〕

九

九

両度之書面村・山両通心得申候、愈無事珍重ニ存候、此方無事ニ候、さて申遣候趣心得申候、大中公之品も請取申候、其外之品も落手いたし候、此方より申付ニ

はなく、其方之存寄ニて祈念申付候義は、何も差支も

無之候、此方江差上候と申義は、夢々申ましく候、國

分之事全く虚説ニ御座候、是も少々の間違より左様の

事申と存し申候、委敷追て可申遣候、押川便之儀心得

申候、盛之進とかく不快勝にて込り申候、〔五男勝次郎、虎春丸〕儻之儀先何

事も無之、弥よろしき様子ニ御座候、委しく申遣度候

へ共、廿一日後日々上使登城等ニて、廿二日六日二日

程ひま其うへ寒中書状有之、早々申入候間、此度は細

事不申遣候、吉井も請取申候、此度山江計遣候、外は

先ッ不遣候、また其内都合次第可申遣旨村江可申候、

先しはらくは外江は不遣つもり、山其方計り可遣候、

其地之義委しく可申遣候、実否はかまひなく候、来二月出府之義此度申遣候間、来月便・正月便は先ッ遣すましく、若差かゝりニ候ハ、八蔵方迄山江之品可遣候、先は遣すましく候、取込早々申入候也、以上、

十一月廿九日 圓

〔東大史料編纂所所蔵〕

四〇六 山口定教へ書翰 十一月二十九日

〔封紙ウハ書〕

「ワシ」

〔裏封ウハ書〕

「ワシ」

山

山

書面両度相達候、愈無事珍重ニ存候、此方相替候事も無之候、さては申遣候条々心得申候、一々返事も可申

遣処、〔得單世子頼川家持〕右大將様御婚札相濟、御祝義等ニて登城多く、

廿日後は上使并ニ雁上使、勞ひまもなく、廿七日は御

能有之、夫故大略請取のミ申入候、伊藤江申聞候國分

猪之事も承知、此義全く虚説御座候、其外承り候趣も

御座候へ共、虚説多く実事十分一も無之事ニ御座候、

鳴壺よりも委しく承り、追々申談候事ニ御座候、二主

も不快之よし、万事壹出府ゆへ相談いたし候間、以後

上都合ニ御座候、押川便之義も承知ニ御座候、とかく

ニ薦之処配心も御座候へ共、是また壹と申談候事も御座候、只々其地之様子、実否無構申遣候様ニそんし申候、当月廿日後、何もなき日、廿二日・廿六日のミ、

廿三日登城、廿五日上使、廿七日御能、廿八日御礼登城と雁ノ上使御座候、廿四日は南部同道ニて増上寺参詣いたし申候、其うへ寒中ニて文通多く候間、大略申入候、盛之進とかく進みあしく、又此せつも少々不快

ニ御座候、余は後日可申遣、格別用事無之候ハ、来月末ニも歳暮旁取込申候間、便此方より遣し不申候間、

左様心得可申、若何ぞ用御座候ハ、可申遣、雪庵とかく同篇ニ御座候、先は早々申入候也、

十一月廿九日 圓

(東大史料編纂所蔵)

四〇七 黒田齊溥へ書翰 嘉永三年正月十八日

(端書) 二月十八日出之御書 黒田齊溥 筆

(井上出雲守経徳、後藤井長節、諏訪神社神職)

一 井出之儀、書面相違無之候、書物も尤ニ存申候、何ぞ弥無相違呪咀、又ハ何ニても証拠之品、同人持居候得ハ宜敷候へ共、只今ニ相成候て、切腹之面々忠心と申張り候ても、中々事極々むつかしく、評定所物故、夫

ニては又大変故、此度之処ハ何卒此假無事ニ相濟候方よろしくと存候間、先日申上候振合、且今日申上候方ニ、得と同人江被仰聞被下候得ハ、至極可然、万一時、御出シ可被下、成丈ケハ御隠し置之方と奉存候、

左候て壹岐江書状之儀尤ニ存候間、早く可被遣候、此間之書面未渡し不申、其訳ハ先便も申上候通り、壹岐も懸り合之様子故、たとへ見せ候ても、詮立不申と存候間、

(島津久武、家老)

奥平申談し控置申候へ共、此度申上候振合心得候上、其心得之文通と、別之本意之文と、両通ニ御認させ被下候ハ、都合次第ニ相渡候様可仕候、其外ハ此間申上候通り之儀ニ御座候、

(薩左衛門・温恭)

一 近藤・高崎等之事、井上も初メハ誠忠と存候処ニ、此比將等殺害ニ可及との事等申出、以後指留メ、壹岐よりも指留メ之手紙等遣候後、承り候得ハ、外々江御書被下、祈禱被仰付候なぞ申事有之、何致うたかわしく、

跡先分らぬ事も有之候て、追々相考候処、忠志計ニも無之、全く其身之為ニ致候処も考付、又謀書等取立候儀も承り出候故、追々考候てさくり候処、近藤等御書之謀書取立、色々相工ミ候由ニ被存、いよゝ不審故、近江極内承り候処、謀書取立候ニ相違無之旨も承り候

て、あやまり申候間、以來之處慎候様申候処、近藤江も後悔ニも御座候哉、同類之者江も申聞ましく、高木江も謀書遣し置候由、尤之事故、高崎等程よく申にて取返し可申と申候て、扱只今此儀同志之内存候てハ、人ニ寄如何存候て崩立候てハ不宜、大變引出し、夫こそ関東御存も無之事ニ、御迷惑懸ケ候ては不宜、実ハ近藤ハあしき事ハ存候得共、只々早く御家督願度故、謀書も致候由にて、あやまり申候間、志ハ宜候へ共、左様之儀ハ有ましく申聞候、又先比五大堂之事、將等惡事御心得迄ニ、〔近藤政志〕 岸江向ケ申上候処、証拠たしか不成と被 仰下候間、是非証拠承り出度、色々氣ヲ付候旨も申聞候間、〔島津忠政〕 旁壹江も右之段申遣し、指出し候書面も焼捨候様、先々御控被成候様可申遣、尤壹岐事指出候考ニは無之事ハ存候得共、謀書等之儀も有之、たしかなる便被頼可申遣と存候処ニ、此度之儀到来、誠ニ仰天致し候て近江参り候処、兼て存之通リ之儀、関東御迷惑ニ不相成様、謀書等之事申聞候様ニと申候事故、逆も只今混雜中申候ても、御取揚ケも有ましく、又謀書致候ニ相違も無之候間、関東御迷惑ニも相成ましく存候得共、万々一事むつかしく相成候節、御國にて申

出候ても、奥向并將等も如何取計候も難計候間、関東御存知之事ニハ無之と申証拠、申開度所存にて罷越候旨ニ心得候ハ、誠ニよろしくと存申候、近も西江遣候書面等〔西宮右衛門〕は虚事ニ相違無之、又内実ハ近より万一文通等洩れ候節之ため、虚事も致候旨申出有之様ニも覺申候、左候得ハ近之本意も叶、又并上忠志も願れ可申、又小子方も何も明白ニ相成よろしくと奉存候間、此所之分井上江得と被仰聞候様此段申上候、右之通リニ心得候て、貴所江書付にて出候得は、万一時之為極上、一近等惡意之向は六七人と被存候旨も可申、又外は伝書之謀書、且一体之人氣も相立候間引入られ、井も同様兼て遊印等之事人々申候間、只夫ヲ一日も早く去除度存候事にて、惡意不存誠忠と計存、如斯大變引出候事、誠ニ恐入候旨も、書候て可然奉存候、壹岐之指出候心得ニ無之事、并殺害之事指留メ候事、及小子之不存御書等も、近藤之惡意にて相工ミ候旨、追々聞出し心痛致し、此儀可申出哉と存候得共、夫にてハ大變、以來ハ急度慎候間、決して口外不致様申聞候間、最早格別工ミも及ましく、追々となだめ候様不致候てハ、人々大變ニも相成候と深く勘居候処大變到来、早く不申出

大不念之旨、先日申上候文と、今日之と御引合セニテ、

御取立させ被下候様奉存候、井上直書ニテ御かゝセ被

成候て、其写奥平・南部兩人当テニ被成候て、当地江

早く御指廻置被下候様、尤事むつかしく候ハ、可指出、

左も無之候ハ、不指出控置候様ニと、被仰遣被下候得

ハ上々ニ御座候、左候ハ、井上ハ、先々御留メ置可被

下候、

一先比指上置候近等之書面ハ、御取捨ニ奉願度、夫とも

井上取次指出候処ニ候得ハ、表向一通ハ可然、添書御

取捨可被下、全く小子同意ニテ無之、只打明入貴覽候

へは、小子同意之様ニ相見え候ては、以之外ニも御座

候間、旁此段申上候、近江書面ハ遣候事御座候へとも

夫ニ又色々書加え、小子ノ字不存者江ハ実ニ小子書面

と申候て、見セ候儀相違無之と存候間、其処井上含ニ

て、宜勘考可致と被仰付候様、此度指出候書面ニテハ、

いまた貴所様家来江も少し押隠し、小子書面等之事不

申積と存候得共、全小子不明ニテ、近等之如き者江遣

候儀、甚赤面ニ御座候得とも、夫を隠し候てハ国家之

大事ニも相成候間申上候、井上江得と被仰合、源八・延

助計り江ハ不残申出候様奉願候、誠ニ倉忽之儀工ミ出

し大難儀仕候、小子書面等偽書致候者、二階堂主計江申

ニハ小子被仰下候御歌とて申聞候由、主計より申遣候、

此歌全く偽作ニ御座候、是ハ髓ニ偽作ニ相違無之、余

程いろく工ミ候ニハ相違無之候、

一近より色々偽も交セ置候と申事申遣候は、去々年比と

存申候、今日考出申候、左候へハ全く悪意ニも無之、

どうか致し早くと存候処よりとも被存申候、其書面見

出、以後可指下候、

一吉井七之丞と申者、何欵血判ニテ認候もの有之由、若

哉六郎江午ノ年比指出候書面御座候哉と存候、夫ニテ

ハ無之哉承り度存申候、尤午年か未年比かと存候、井

江御聞可被下、小子ハ覚不申候、又ハ指出候積ニテ不

遣仕廻候や承り度候事、

一屋久しま奉行吉井七郎右衛門ハ如何ニ御座候哉、咎有

無御聞合セ被下度、又外ニ誰と申者咎ニ相成候哉、此

分聞合セ可被下候、

一又申上候、たとへ同類申出候も、当人不札、死人口無

シ致候処も、御咎メ之廉欵と存申候、又土持と村田も

何之証拠有之哉と御尋可然、又國分も御尋可然、しか

しハ謀書可致、但馬市助江申候由故ニ其事可申候、

猶更不容易事ニ不召捕吟味無之処、不審御咎も可然、
彼方落度沢山御座候、

〔島津斉彬文書所収〕

四〇八 徳川齊昭へ書翰 正月二十四日

〔封紙ワハ書〕

御請

修理大夫

〔奥封ワハ書〕

御請

修理大夫

尊書被下難有拜見仕候、余寒之節ニ候処、益御機嫌能
被遊御座恐悦奉存候、然は先比差上候書物、御用濟御
返被下奉請取候、且御国産之鯛頂戴仕難有奉存候、右
御請迄乍恐奉申上候、恐惶頓首、

正月廿四日

猶々、時候折角被遊御厭候様奉存候、以上、

〔島津斉彬文書所収〕

四〇九 井上經徳へ書翰 正月二十六日

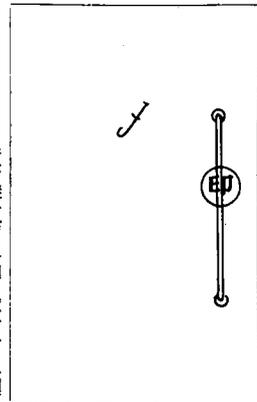
〔包紙ワハ書〕

「修理大夫より井上江被下候封物」

黒田斉
薄筆

極内一筆申入候、筑前江罷越無事之由珍重ニ候、無拠
様子大凡可申入置為、壹岐書面之姿ニいたし申入候、
〔島津久武、家老〕
一 身命を捨候て、筑前迄罷越候義可申謝事ニ無之、大慶

〔用紙釋葉表紙共二十四枚〕



〔原寸縦一七一・二釐、横二二・二釐〕

至極ニ存候、

一先月六日立之飛脚、廿四ニ相達申候処、只何事も不申

来、御政事向不宜趣申立、其上五大堂之儀、如何之義

ニ心得違いたし、將・平等奸計有之趣申立、可及殺害

企候段、同類之内より申出るもの有之候て、一世遠島

被仰付候処、御断申出候趣計り申来ニて、最早跡掛念

無之との事ニ候得共、何か不相分候て、内々心はいも

致候処に、筑前より之書面倒来、跡掛念ニ存し、以後

如何と案んし候処、当月九日夜、仲着いたし候間、実

ニ仰天もいたし候て、十日ニ面会いたし候処、色々承

り候ニ、エミも有之候趣ニて、我ら書面遣候儀は、少

しも不申上候よし、また近藤之方は不残当人焼捨、書

面無之由申聞、〔高橋五郎右衛門温茶、船奉行兼家老座役勤農掛〕高五之手留メニ種々の義有之、夫より

壹岐江書面差出候事等も書留有之、又大坂より書面請
取候趣之返事も、高五方ニ有之、又主計〔二體堂行經、大目付〕ニも加り候て、

夜会之事も相知れ、〔松之丞其康、小太郎、朝倉久曾、喜右衛門〕村野傳・仙波小・赤山・中村・野
村喜八郎・山之内・法賀・有川等之義も、同意之よし

聞得、吉井七之丞ニは何か誓文ニてした、めものいた
し候趣も、書通之内ニ有之、又毎月御書も近藤江頂戴

候様ニ書付有之、〔此義は不申上よし、尤毎月之処違事ニ有之、我らより実
ニ通候事ニ、当年ニ相成四五度ニ有之、これは近之工、
〔江戸留守居〕〕又西筑右衛門江十月末より書付遣し、阿

部江差出候様申遣候趣も有之候ニ付、勞罷出候趣、い
つれ我ら書通之事杯は少しも不申上、罪人之書留メ故、

写ニて知人讒之旨ニて、写取差出候間、其処必ず掛念
いたすましく、又壹岐之事はどふも致かた無之候間、

いつれ何とか可被仰出候得共、きひしく被仰出之思召
ニは無之、当年御国江下り後、御免ニて退役願候事ニ

も可相成や、いつれ此度書面之形行可承と存候、又西
事もとても出候儀とハ不存候へ共、承り可申趣申聞候

間程能申おき、我ら書面之儀、毎月遣候義実ニ覚無之、
当春一度、〔蒲原、東役月給頭等〕海老原之節遣し、其後は不遣候処、〔齊彬四男〕篤之助

嘉永三年六月二十二日死
天亡後ニ彼方より封書差出候間致披見候処、五大堂之

儀申遣し、且將等悪意有之候間、用心可致申遣候得共、

何も証抛無之候間、返事ニ証抛も不見得不容易儀申遣
候、証抛ニても御座候ハ、可申遣、か様之一大事軽々

しく申遣すましく申遣し、其後何も不申参候間、其後
は不存候ところ、此節之事申参り、甚々ふしんニそん

し申候処、此度申口ニて相分り申、全く近等悪意ニ
て謀書取建候と存候旨申聞候処、尤之旨、左候ハ、五

大堂之事申上計りにて、其外は無之筋ニ可心得、少し
も御存し無之より、其方かへつて御都合も可相成候、

何分偽事申上候得共、何事も平和ニ致したく御座候間、
其通りニ可致、尤其書面を、〔山口利紀、御役勤用人、名越
盛光、同七〕彦大夫江は拝

見被仰付候処ニ可致、又何も此程は悪意も有ましく、
只我らを案んしニて申上候と、格別ニも不思召、兩人

も其通り存候て、只御叱被遊、以来書面差出間敷被仰
下可然、私共より申遣候ては表立当人ニも身分如何と

存候旨、申上候事ニて、此度之ことき悪意とハ不存、
全く我らを御大切ニ存候事と、皆々心得候処、此節之

様子ニては、全我らに取入候為之手始メニ致候処、無
証抛之御とかめにて、致かたなく殺害之義を企候事と、

我ら并ニ直・彦も存し候処ニて申上候方可然申候間、

如何様とも宜敷様申置候、

一 壹の事、仲役場をはなれ書付之事承候処、請取候ニ相違無之、去年六月比、近藤参り度趣ニ候間、一往断ニ及候へ共、是非との事故、面会いたし候処、種々申聞候得共、不容易事故、請合も不致差置候処に、追々申立書付も出候ゆへ、相考候処、此事表立候ては大変到来、又叱置不請取候ハ、外々江如何様之手段可致も難計存候間、拙者請取仕舞置候へは、夫にて不事立相濟候事と、忝人にて仕舞置、同役江も不申処、不念至極ニ候段申聞け、同役江申候処も勘考もいたし候へ共、色々勘候趣も有之、深く勘考中、御とかめ被仰出、誠ニ恐入候段、夫故右書付は不残焼捨候と答候よし、西之義仲兼て存候ものゆへ、喚寄承り候処、去々年参候よしにて、其手紙も見セ候処、誠ニ大変成書様にて、毎月我ら書面も頂き候事も有之、其内ニ我らの被仰下候ニは、美の・隠岐其外中々何も相談と、のひ候人物〔黒田高博、權四藩主、久松勝善、伊予松山藩主〕ニ無之候旨も伺候間、御家とくの事等御相談も被遊兼候と存申候、又御沙汰伺候は、江戸にて定府之内外二人は無之、西筑右衛門より外は無之との事も伺居候、旁阿部江書面差出候手段頼度、又御国元人物忝人もな

く、近事存候ニは犬猫同様にて、忝人も頼母しき人も無之候間、いつれ西江申より外無之と書付有之、誠言語同断〔通〕之書面、全く色々取企候ニ相違無之処、顯然ニ御座候、又去年十月之書面は、書付差出候事もなく、只外ニ奇計いたし候段書付有之、是も御国元にて高五江之書面と、西江之書面相違有之候間、これらも仲申候ニは去々年にて候、又色々事六ケしく相成候間、書面は無之、口達にて承り候趣ニいたし、且当年秋遣候書面之趣ニ申上べく、全く当年夏比より之事之起り之様ニ申上有之候間、其通り可致趣にて、前三ヶ条書面取仕立、十四日ニ御国江申上ニ相成申候、最早是にて我らの処掛念有ましくと申居候、壹をは今少つころひ申上度候へ共、夫にては万一御疑念御座候ては、事六ケしく候間、壹の事は有の儘可申上と申居候、

一 十二月末申遣ニは、吉井七誓文相札候得共、少しも不存段申張候旨申来候、又赤山・中村・野村・山之内・木村新〔仲之丞〕・和田二十郎・松元〔長忠〕一左衛門、何分申渡迄慎申渡ニ相成候よし、又吉井七は困入、村野寺社方ニ相成候うへ困入ニ相成、高市出奔〔高木行助〕之処、飯野〔えびのぶ〕にてとらへ揚屋入ニ相成趣申来候、又仙波小太郎御馬預見習ニ相成

候段申来候、

一 同類申出候ものは、但馬市助より國分(猪七郎)之謀書可致事類

まれ候事申出、肥後平九郎ニはしめは同意ニ候得共、

殺害之義等、又壹江書面出候事承り、これは不容易事

ニ存し付にて申出候よしニ仲申候へ共、これは高市、

御書とて色々申ふらし候より破候やと存候、此義ニ

付御書にては無之、近藤悪意にて御書之謀書取建候趣

ニ其方承り居候旨、申立候様致度、跡ニ委しく申遣候

事、

一 正月三日便より其方も弥出奔之由申来り、其方より壹

岐江殺害之儀申遣候節之下夕書有之よしにて、仲迄豊(島)

後より申来り、書面も写参候由ニ御座候て、仲ニも至

極たしか成人と見得、一々尤之事と申居、夫ニ何とて

走り候やと疑ひ候様ニ申居候、

一 將より直記・彦大夫迄申遣ニは、最早少しは火の手も

静まり候よし申来候よし、

先此迄之成行、右之通りニ御座候、

一 吉七之書候書面之儀、少し不覚ニ候得共、若や先比近

より此方江遣し、美の江遣にて留置不返書面かと存申

候、吉七も不申趣ゆへよろしくとハ存候へ共、美のよ

り書面見セ可申、弥吉七之書面ニ候ハ、其方其比ニ

右之義承り候て、極密夜分近江参候て、夫は不宜意見

を加へ、焼捨させ候趣ニ書付可致、且又其方老人にて、

高五・山一等も焼捨候儀は不存処ニ可致、夫とも外ニ

所存有之候ハ、如何様とも此方江不遣、高五はしめ

江は、近いつはり候処ニいたし候方よろしく候事、

一 高市江之書面、其外我ら書面を人々江見セ候事も、近

之人々同意為致候手段にて、表方のもの我ら書面不存

を幸ひ、色々謀書取拵候段も書載候様、又右之儀、其

方ニは初メは不存候得共、殺害之事等意見いたし、壹

よりも申遣候後、夜陰吾人参り必ず短慮いたすましく

申聞、高市書面等之風聞も有之と申処より色々内話之

節ニ、近ニも後悔之様子にて、実は御書等も謀書之儀

も有之、高市之処も一段はけみ候手段ニ、種々作意も

いたし候事之よし、真実打明申聞候付、以の外之義、

以来急度可慎意見ニ及候処、あやまり入候旨も申聞、

只々早く願望叶候様致度ゆへ、前後不勘弁いたし、今

更致かたもなく、以来は急度壹岐殿之御計らひを謹て

まち可申旨も申、さて今更此義高五はしめ存にては、

如何心変し大變ニも可相成候間、以来は慎候間、是迄

之処は口外呉ましくと、赤面にて相頼ミ候間、急度憤候様申談候事之よしも、程克前後見計らひ候て、書面ニ致し候様存申候、

一 壹江之書面、殺害之事は勿論、我ら不存事ニ候得共、是又江戸江は少しも御存しも無之事にて、壹岐・主計を後口だてに、たまして取込ミ、種々工ミ候事之よしを、余委しくニ無之、大意之処にて書面取立候様、又村野江書面遣候事は先ニ発し申ましく存候へ共、村野可申も難計、此義如何ニ候や、我らには此事は、手広ニ相知れましくと存申候、其方考承り度候、此義は不書載方よろしくと存申候、

一 壹岐事も中々出候心ニは無之、自分ニさへ取置、請受之姿ニいたし置、追々なだめ候手段可致合ニ相違無之内意承り居候処、程よく可書記候事、

一 表向書面は一通書候て、全近之悪意にて種々後策を計り候手段にて、壹・二等取込ミ候儀、此比ニ相成委細存知付候事も有之、我ら等少しも不存義にて、万々一我らめいわく等ニ相成候ては恐入候間、其節はいつつ方江罷出候ても、委細申開候心得にて走り候よし、文体程よく書付可申、左候て前文之儀は、猶又別紙書付出

候方よろしく御座候、

一 仲之様子等見申候処、実ニ悪意有之様子は無之、我ら都合もよくいたし候事と被存候、全近等見そんじかと存候、仲等も遊印^{ゆいん}みかたは弥御請合は難申、此節も表之方は近江之御書等之事一切不申上、其処はよろしく候得共、か様成節、遊印何様可申上や、しかし老女はしめ下々迄も、けてして遊印江色々申ましく、其処は先々掛念ニも及ましく候得共、何となく

思召之あしき様可申上やと、夫は心はいニ存候得共、其処は將・豊もよく心得候間、中々油断不仕と、色々申聞け候処も、実ニ真実之様ニそんし申候、遊印之義は仲ニも取計之存寄有之やニ申居候、何とも委細は不申聞、あのもの取除け様も可有やとそんし候旨申居候、一 右通りゆへ、これにて無事ニ相済候へは、其方は成丈ケ不為知置候て、後年程能取計遣候心得にて、其段も美の江申遣候、万々一吉七之書面・高市之事等にて、致かた無之候ハ、書面を証拠ニいたし候て、我ら本心之明り立候様致度事ニ御座候、

一 近も真実は我らを少しも早く安心いたし候様ニとの事ニ相違もなく候得共、如何ニも致し様不宣、西筑等之

書面も不宜、定て高五其外江も、右様之手段も可有之、
 旁引だおし之こととき事ニ相成、誠困り入候、此うへ先
 日之其方書面之ことく申出候ても、とても不被行候間、
 何事も近と高五・山田も種々工ミ、外は夫ニ引込れ候
 処ニ仕舞不申候ては、治り附兼候間、夫々の処よく心
 得可申候、何事も国家之為ニ候条、宜敷勤考可致候、
 一 弥其方申如く、將等悪意相違無之、此後も前文之処ニ
 て不相濟節は、美のより其方を差出し、公義は其方十
 分申候て、明白ニ万事取計候事ニ候得共、中々左様は
 相成申ましく、弥とハ申難候へ共、將・豊・平・仲共
 ニ成文ケ穩便ニ致候心得と被存候間、先々安心可致候、
 一 其方ニ日夜、誰之処江参候や承度候、近江も参候ハ、
 其節も是迄謀書等取立候儀、後悔至極其方存之通りゆ
 へ、何事も関東御存し無之段、明白ニ分り候様致しく
 れ候様ニと、申置候趣も書載セ可致候、直ニ將等江可
 申出やとも存候得共、何分心底も無覚束候間、夫より
 は筑前江と、後日証人之為ニ参候旨、書載候方可然、
 一 其方も兼て存知之ことく、御心より出候処を我らはま
 ち居、只々人氣を心はいニ存候処も御座候ニ、大相違
 成取計らひ、実ニ心外千万ニ存候、

一 右表立書面之内ニ、是迄之御政事ニては下々難義いた
 し、奥向意味も有之、人々内心は色々と存し、代替を
 もまら、又天亡等打つゝき候ゆへ、疑念有之処を幸ニ、
 近之悪意企之趣も書載セ候様、誠ニ色々大義ニは御座
 候へ共、国家の為とそんし、よろしく取計らひ可申候、
 尤書面は筑前家来迄差出ニてよろしく、美の江も申遣
 置候間、定メて彼方よりも何とか可申候間、其処と此
 書面よく照し合せ、前後符合いたし候様ニ書面控可申、
 其書面、美のより左衛門・南部江向け、万々一の為ニ
 遣候様ニ申遣候間、此段も申入候、
 一 国元現事之儀も、其方存候分は書面いたし、此返事ニ
 可遣候、
 一 此後色々是迄申来居候間合之うち、可然分書取可遣候
 間、万々一時之為ニ、心得居可申候、其方筑江参候間、
 誠ニよろしく、むつかしく可成も、此事相知れ候へは
 夫ニてむつかしくは相成申ましく、遊之事等も、是非
 申立ニ相成候事故、とてもむつかしくは不相成、平和
 ニ可相成は必定ニ御座候、只々大悦至極ニ存候、壹岐
 江書面遣度よし、尤と存申候、遣候てもよろしく、美
 の江申遣候、乍然前文通り之都合ゆへ、壹岐取計らひ

は何事もむつかしくと存候、又其方筑江居候事もいまだ不申聞候、万一もれ候様にては不宜候間不申聞候、其うへ逢候事も、人々疑ひ候てはあしくと逢不申、乍然今少し平和ニ相成候ハ、内々可申聞、又其方の書面も遣候ハ、其節ニても内々申聞候様ニ致候、成丈ケは先不申方、壹岐心配も有ましくと存申候、乍然壹岐老入江はよき折ニ申候考ニ御座候、其外は存しのとをり、悪意無之ても勢ひニ附候人物ゆへ、中々油だん不相成候、

一此書面壹岐遣候筋ニ表向申遣候、内分は我ら書面之段も美の江は申遣候、家来江は壹岐より之書面と可申と申遣候間、左様心得可申候、

一其方急々出候事ゆへ、万事不自由も可有之、食用等は筑より被下候事と存候へ共、夫ニても長きうちニは困り可申存候間、誠ニ少なから五両遣申候、又追々は美の申談し、宜敷取計可申候、

一誠ニ此度之儀驚入申候、高市書面之事も、其方壹江申越後は不遣、三度遣候事ニ御座候、全くよろしきものとそんし候処、工ミ候事いたし候よし、近より申遣候書面は不残取返候て、此方江参り申候間、夫はよろし

く、又近書面は焼捨候よしゆへ、夫もよろしく、又疑ひ候人は我ら書面等有之ゆへ焼捨候処ニ將等取計、其段申上候とも存候へ共、焼捨との事ゆへ先よろしく、其方若存知候や承り度そんし申候、

一実ニ偽りも近申候ニ相違無之は西江之文言、又二主より遣候書面之内ニ、我ら歌伺候とて書付遣候、此歌我らよみ候歌ニは無之、此二ツは全く偽ニ御座候ゆへ、外ニも実ニ偽書いたし候も難計御座候、

一此節ニ相成承り候へは、江戸ニても種々悪事有之、だまし或は婦人等之事不行跡有之候よし、追々承り候へは、中々悪人物ニ相違なく候へ共、押出候処よろしく、弁舌読書き出来候間、人々だまされ候ニ相違無之、其方ニも夫ニだまされ候事も可有存申候、不仁至極之事も承り候事ニ御座候、只今存当り候事も可有之と存候、兼て種六郎・福助七等もよき人物と申候ゆへ、我らも安心ニて聞合之事申付候処ニ、五大堂之事等申遣し、又願書遣候比より、余りと存候事も有之候得共、よもや此節之とき不勘弁可致と不存候処ニ、其方壹岐江申遣候節より、甚掛念候間きひしく申遣し、鹿忍いたすましく申遣、後書面一度も不遣候、誠ニ我らも人物

二だまされ、残念至極ニ御座候、此書面前後不順、其うへ乱筆、よろしく披見可致候、跡は早く火中可致候、其方よりも如此張面(候)にて可遣候、

一此外其方存付、書のせよろしくと存候義は、よろしく書のせ可申候、

一西筑はよき証拠人いたし置候間、何も落度も無之候、

実ニ色々書ちらし遣候よし御座候、

一我ら所存は、何事も平和にて人氣も治り候様いたし、

いつにても思召より出候て家とく不致候ては、以後色々差支も有之趣、近江も申遣し候事も御座候、定めて

承知と存申候、又去年聞合等之事も、公辺より御質之

事出候節、笑ニかぶせ可申為ニ致候事ニ御座候、此段

も其方よく心得居候様頼ミ入申候、事むつかしく明白

ニ可致節は、か様の事第一入用ニ候間、申入置候、表

方之もの江遣ニは有ましき事ながら、笑等(調所)之節、側役

等江承り候ても、恐れ候て真実は不為知、ゆへニ内々

聞合候事にて、海老原(海老)後は左様ニ御聞合等被仰付候儀

は無之処ニ者可申、実ニ近より色々申候へ共、程よく

なだめ申遣候計りにて、此方より起り申遣候事は無之

候、夫らの事は兼て心得居候様頼ミ入申候、

一前文通りゆへに大かた事済とそんし申候、此後猶又可申遣候、返事委細可申遣候、

一寺庄・新彌(寺尾庄長齋・新納所升)太等之事は不知様子、又寺庄は用人勝手掛

ニ相成申候、殺害并ニ豊江出候書面等之事ニ不掛もの

二候や承り度候、夫とも寺庄等進物にて、右様ニ相成

候や者可申遣候、

一川なべ(高良、豊高神社神官)之長門守事は、何も沙汰無之よし御座候、

一松元一左衛門と申ものは如何ニ候や、又此もの近等切

腹後、又々鉄砲之事企候やニも承り申候、

一切腹之内、村田・土持は実ニ何事もしらぬものニ候や、

仲申処にては、皆ボンベン可打もの、又将・平殺害可

致手当之人々と申居候、如何承り度候、

一國分事但馬江、古き紙ニ調伏之法書候様頼ミ、夫にて

平江取込、調伏之実意可承手段致候由仲申候、此事存

候や承り度候事、

一仲口ニは不申候得共、直・彦等申候ニは、はしめは六

人にて何事なく仕舞候考候処、色々やかましく御沙汰

有之、無抛壹・二之事等出候様子と申候、左様かとも

存申候、夫故仲も出府にて候と被存候、是にて最早事

済可申と存候段も、直・彦申候事ニ御座候、

一其方折角加養可致候、此返事早々可遣、又書面も美の方両通ニ仕立候て、美の差図次第二可致候、猶以後用向御座候ハ、可申候、以上、

正月廿六日夜

猶、仲ニは廿八日当地出立之筈ニ御座候、

(龜津吉彬文書所収)

四一〇 伊集院兼直へ書翰 四月九日

(包紙ハ書)

一齊彬公より嘉永三年戌四月於江戸被成下候御直書

伊集院藤九郎兼直

(全巻) (吉井七郎右衛門)

一此度之様子、存寄之儀は不殘可申遣候、尤山口・吉七等之義、如何ニ候哉、是亦可申遣、何事も少しも無殘可申遣候、誠ニ不思儀之企、夢ニも不存処、以の外慮

(近藤左衛門・山田一郎左衛門)

忽之義、近・山等甚た軽々しき取計、仰天いたし候、

其方如何と存候処、無事ニ出府大慶ニ存候、

(存念)

此うへ必ず油だんいたすましく候、村野も丈夫之人と

見得候間、とても書面之儀、申義ハ有ましくと存申候、何事も心得ニ相成候間、不殘可申遣候、

一此返事其外、以後申遣度事は、必ず龜忽ニ書き申ましく候、おらんだ字出来候ハ、おらんだにて書き可申、又出来かね候ハ、佐太郎処江參候て佐太郎江計り内

分申聞候て、二階にて書面も書候様可致、拾・梢等江(山崎・折田)も必ずしらせぬ様ニ申聞候て、書面書き可申、左候て佐太郎より奥江廻し候様可致候、極少さきものニ御座候ハ、表にて四ツ後小座江參候節出候てもよろしく、口上にては何にても申ましく候、其方名前は書き申ましく候、其外追々可申遣候、此書面も少しも不差置、焼捨可申候、以上、

四月九日

(東大史料編纂所所蔵)

四一一 伊集院兼直へ書翰 四月

(訳)

書附披見致候、吉井・山口の書附、小さきものならば直に渡しても宜敷候得共、此節は佐太郎宜敷候、

木村新之丞駈落致候由、

(經徳)

井上出雲は筑前へ參り候、美濃守あづかり申候、只今掛合中に候、委敷は佐太郎方より申べく候、

守も佐太郎方より可遣候、

(七郎右衛門)

吉井七左衛門には格別の事有間敷、山口は大役と存候、

此度の飛脚に、吉井・山口へ必ず文通致間敷、其後様子次第には文通致べく、

嘉永3年(1850)

kakitoeke hiken itasi sooloo iosij iamagoeti no kakitoeke tjsaki mono naraba dikini watasitemo iolosikoe soolae domo kono setoe wa sataloo iolosikoe sooloo

kimoera sinnodioo kakeoti itasisolo iosi

inooee idoemo wa tikoezen e mailisolo minonokami, adoekali moosiso-oloo tadaima kakeiaitiû ni solo koewasikoe wa sataloo kata ioli moo-soebekoe sooloo

mamoli mo sataloo kata ioli toekawa soebekoe solo

iosij sitizaemon niwa kakoebetoe no koto aloemadikoe, iamagoeti wa taiiakoe to zondisoloo.

konotabi no hikiakoe ni iosij iamagoeti e kanarazoe boentoe itasoem-azikoe sono go ioosoe sidai niwa boentoeu itasoebekoe

raigetoe soee made niwa nokorazoe soemi moosoebekoe to zondi sooloo isai wa sataloo ioli no hendi ni moosi toekawasoebekoesolo.

(東大史料編纂所所蔵)

来月末迄には、残らず済申べくと存候、委細は佐太郎よりの返事に申遣べく候、

四二二 木村時澄へ答書 五月二十三日

「二五月廿三日、麟洲被参致密談候事、

一 福岡より参候飛札中、木村仲之丞より薩州表之模様申出候

様濃州被申付置候所、三月廿六日書取差出候条々之内、虚

実付札之覽左之通、〔伊達宗城筆〕

一、一之ケ条、〔蒲所広壽・兩堂行徳〕笑左衛門・志津馬退候後、庶政改正可致

乍筈、唯今以大隅義笑左衛門は悪敷不存居候て、無止

意味合有之、早速改り不申候に付、表方にては少も不

存場よりハ、笑左衛門時代と相變義無之様存候は、尤

之事に候へ共、全將曹義笑左衛門時之如く、諸事取計

候存念にて有之間敷、且加藤平八拜借金取立方之義は、

賄路等ニ付、催促相止候訳ニも有之間敷、如何嚴重申

付候共、二万余之拜借早速返納可致身元にも無之ニ付、

不得止年賦上納ニ致し遣候訳と相聞候事、且海人草一

手ニ買纏メ申聞候義ハ、内実ハ主人之製薬方差繰之為、

極密申付ニ相成居候趣之事、

一、二之ケ条、申出事実と相違致し居、恐は隆左衛門等、(近藤)
似寄之義を結構いたし申立候哉之事、

一、三之ケ条、事実と相違いたし候、修理大夫国元発足前、大隅より今度致寄京、近衛殿江参り、帰路之砌は高瀬川筋船にて致通行可然と、咄有之たる由之所、其時二右將曹より、川筋よりは陸之方近ク、且手数も不相掛候に付、陸路可被帰哉、左候ハ、国元江は高瀬川之義、当節水浅く通船難相成趣ニ申越候半と申出候間、陸路より帰候事、且其節大隅より申合にて、君様附之老女、心得方不宜者に付、御暇被遣候様入御聴候合之所、修理相立候も夜八ツ前相成、且御名残之御様子にて候へは、当夜將曹御目通りも願出兼、明朝迄居残り候末、御目通り相願、御暇之義可取計哉之旨、修理江伺候に付、其通り承置、翌日夜分五ツ過、伏見屋敷江罷帰候事、尤馴染之事故、篤と申候女之方江参候哉ハ難計候得共、為右修理を欺候訳にハ無之候、(山田清安)尤市郎左衛門も、兼々とくとハ馴染にて候所、別ニ市郎左衛門不行届之義有之、退役申付相成たるを、將曹とくの訳にて貶し候事と存し居候故、ケ様之感説申出候事哉も難計、

一、四之ケ条、此度(田圃所在門)稻留數馬再出之義、(吉利久包)仲出府前大隅より咄し有之候へとも、見合候方可然由聞に入候所、仲

出府後申付相成、其節も大奥江手を入れ、奥之火之手盛有之たる由ニ付、推拳ハ奥向にて可有之、將曹義も被仰付候得は、難在可奉存位は入聴候欵も難量、併胆煎と申程之義ハ有之間敷哉、

一、五之ケ条、(有馬)舍人事ハ兼々笑左衛門より、極宜敷人物と、大隅江入聴置候に付、大隅存寄ヲ以、側役申付候事にて候へは、將曹・平等推拳にハ無之事、

一、六之ケ条、虚実は睨不相弁候得共、禁止相成候後ハ、金子不融通にて、難渋いたし候哉にも相聞へ候得共、斟酌之取計いたし候やも難量、しかしながら將曹勝手之取計より致し候と如何哉、

一、七之ケ条、多体申出之通候得共、双方共無余義訳有之候事、

一、八之ケ条、虚実難弁、其内人形之義ハ間違居候事、

一、九之ケ条、(寺尾)庄兵衛事も、山田等引合御座候訳逐て相分り、近頃退役申付相成候に付、全く賄路にて差逃候義に無之、

一、十之ケ条、此節之人数、皆々無差別死罪と申には無

之、罪之輕重を論し、去月末迄ニ多分片附候事、

一、十一之ケ条、書面之通無相違事、

一、十二之ケ条、

一、十三之ケ条、申立通ニ可有之、配分いたし候ハ不直

様存候、右利得計之取入ニも無之、何も考可有之事、

一、十四之ケ条、申立之通ニて、君門万里事情不通、悪

弊ニ可有之事、奥役人表を兼候ニハ尤諷有之事、

一、十五之ケ条、笑左衛門杯ハ毎度響口致候出、当時ハ

如何哉不可解事、

一、十六之ケ条、申立之通ノ人物ニ相聞候事、

一、十七之ケ条、申立通ニ可有之、尤当節取調申出候進

も不相貫義ニ付、時節為見合相止候哉ニ相聞候事、

〔ママ〕

一、従来之禍源此一条ニ相極候、関心難止は唯々此事ニ

存候、

〔鳥津吉彰文書所収〕

四一三 伊達宗城へ書翰 五月二十六日

〔奥封カハ書〕伊達宗城、宇和島藩主〔吉彰、薩摩藩世子〕
「藍山明公」 麟州拜答

華墨忝致拜見候、晴雨不同之季候ニ候処、愈御清福奉

賀寿候、然は被仰下候両条之義、於小子余り内味之訳

も有之、極意之処甚タ可恥事ニも御座候間、成丈分は

多聞ニ不及様致度、御口達ニて相済申候得は別て宜敷、

乍然疑念等御座候ては不相成候間、宜敷様御取計奉希

候、朱書之儀相違も無之候、〔國書〕扱赤山初人数書付之儀、

用人江申付置候得共、今日迄不差出候間、明後日迄ニ

可差上候間、跡より被遣候様御談可被下候、此後何と

なく役儀断等申出候ものは少々は可有之候得共、一条

ニ付て之事は相済候様ニ申遣候間、左様思召可被下候、

且明日は奥平方江南部同道参居候間、九ツ過ニ候ハ、〔前部近也〕〔中津藩中御〕

辰ノ口様子鐵炮洲江被仰下候様ニ仕度奉存候、井之方〔井上様御〕

も折角無事と存候へ共、御存之通り之事故ニ、外ニ致

様も有ましく、〔御手紙〕木村之方は未タ顯不申候ハ、奥江之

手致ニ致度ものと奉存候、近日中ニは此節之一条、起

り候双方之心得等委細書付差上可申、種々御配慮被成

下万々難有奉存候、外ニも申上候義も御座候へ共、追

々申上候様可仕候、人がた外ニも先ツたしからしき事

も、一条承居候儀も御座候得共、此度之者共は存申間

敷と奉存候、是以て実否は難定、勿論當時之事ニは無

之、笑之比之儀ニ御座候、拜眉追々可申上候、昨日之

貴報も可仕処、人数書面出候ハ、と存候内、今日も不差出、明日は奥平江右書面持参致候間、差出候様申付置候間、明朝迄ニは可差出、左候得は明後朝迄写候て差出候様可仕候、此方役人も美濃之処随分尤之事、仲等取つくりの事顯然にて、御渡無之候も御尤と申居候、木むらの義はいまた誰も不存候間、何卒先日御談申上候通致度事と奉存候、猶明日奥平相談相違之儀も御座候ハ、可申上、筑江は別ニ大早差立候様可致、明日源八郎鐵炮洲江呼寄候筈ニ御座候、先は貴答草々如斯御座候、頓首、

五月廿六日

大早は廿九日朔日之内と奉存候、以上、

(天久保利藤氏所藏)

別紙 五月二十九日薩藩処刑人数書附

(嘉永二年)
西十二月六日

町奉行格
御鉄砲奉行勤

山田一郎左衛門 (前名)

近藤隆左衛門 (物頭即奉行勤)

高崎五郎右衛門 (漁業、船奉行兼者、書役勤果掛)

右被

聞召通趣有之、御役被差免遠島被仰付者にて、一昨四

日評定所御用申渡候所切腹相果候、

同日

御小姓与

村田平内左衛門 (通方目付)

土持岱助 (兵具方目付)

國分猪十郎 (無役、兵遣者)

右前条同断に付、評定所御用申渡候所致切腹相果候、

附紙

西十二月六日附にて申来、

山田一郎左衛門

近藤隆左衛門

高崎五郎右衛門

御小姓与

村田平内左衛門

土持岱助

國分猪十郎

右致切腹候段は、別段被仰越通に候、右ニ付てハ、兼て集会等いたし、御政事向を致誹謗、且於花倉御茶屋内、異賊調伏之御修法被仰付を悪様に申触、且將曹殿・吉利仲等を、可致殺害なと相企、其外段々不屈之義有之、本文通為被仰付訳ニ候、

戊三月廿七日

近藤隆左衛門

山田一郎左衛門

高崎五郎右衛門

聞召通趣有之、一世遠嶋被仰付筈にて、評定所御用申渡候所、致切腹相果候付、右科相当にて死体無御構旨申渡候段は、先便申越通に候、然所山田・高崎等親類共より、密書等逐々差出、同類共及糺合、又は山田より京都町人塩屋勘兵衛方江差遣候密書等も、同人より差出、証拠証跡明白に相顯、大目附方より御裁許掛り取調へ之上、右三人事專頭取にて致密会、徒党を結、御政事向を致誹謗、既

御国家御騒乱にも相及勢之筋等、色々有間敷義を書認、前文勘兵衛方江差遣、公刃も響合候様取計、

御隠居御家督之義相工、且重御役等可致殺害申談いたし、其外種々不謂惡意之企、言語同断之至、別て不屈至極ニ付、士被召放、於境瀬戸被行直礫、隆左衛門に(論下加也)は一涯惡意深候付、鋸挽相当にて被行直礫候、

三月四日

赤山(物頭) 負
野村喜八郎(正敷横目)
中村嘉右衛門(殿許掛)
吉井七之丞(藏方目付)

右前条隆左衛門其外折々致密会、

御政事向を致誹謗、惡意相工候始末、証拠証跡等も有之、御咎目大目附より相しらへ候所、隆左衛門・一郎左衛門・五郎右衛門江深致隨身、不謂惡事取企候義、無相違相見得候に付、一世遠嶋被仰付度旨申出、評定所御用申渡候所、致切腹相果候に付、右科相当にて死体無御構段申渡、

三月廿七日

山之内(貞術、那見徳) 次郎
脇岡五郎太(宗門方番役)
松元(地方候者) 左衛門
村野傳(寺社方取次) 之丞
和田(無役、兵遣者) 二十郎

右前条同断、隆左衛門其外折々致密会、

御政事向を致誹謗等之義共証拠有之、御咎目向大目附より相調候所、隆左衛門・一郎左衛門と致一味候義無

相違ニ付、遠嶋被仰付候、

右同日

(侍歌、物頭、盛男)
名越左源太

右前条同断ニ付、御咎目向大目附より相調へ候所、隆左衛門其外折々致密会申談之上、悪意相企候形には不相見候得共、隆左衛門書面之内、一郎左衛門・左源太・五郎右衛門日夜肝胆を碎候との趣有之、隆左衛門等悪意之企、自身於別荘承り、右通名前も書載有之候に付、於其場差留候上、名前も切除候得共、又々右同人より名前書載之形ニは相見得候得共、御身边に相拘事ニ付、則成行可申出之所、是迄押隠居候段、別て如何之至ニ付、遠嶋被仰付候、

三月五日

亡
二階堂主計(行經、大目付)

右大目附御役中、徒党を結隠謀取企候者共を、密々相集候段、被聞召通趣有之、格別成御役をも相勤居、不屈之至付、乍死後跡職之義、家格被相下善候得共、数代引統功勞有之家筋ニ付、先祖共江被对、家格ハ当分之通被召置、主計事世代被相削、石塔等取除、到後年致祭祀候義不相成、先々二階堂主計名跡別段被仰付候

旨、親類江申渡、

四月廿六日

嶋津壹岐(久武、家老)

右被

聞召通趣有之、御役被成御免候、左候て隠居剃髮成被仰付、慎罷在候様、

右同人

右は御家老職相勤候内、悪意之者共無筋儀相企候を、乍承夫形差置、且心入不宜義も有之、別て不束之至、今形難被召置候付、世代被相削、其身一代嶋津之御称号、并久之御一字、国名御取揚、嶋津郷十郎家内江被入置候条、屹と慎可罷在候、

右之通被仰付置候所、同廿八日夜致切腹相果候、

仙波小太郎(馬預)

右赤山鞆負江兼て別懇心安、同人より種々密事承り、依訳は御身边ニも相拘程之義ヲ是迄押隠居、右ニ付てハ、鞆負江深く致隨身、悪事俱ニ可相企所存無相違形相見得、其上

御手元御用筋段々相洩し、表方之者共江懇意ニ相交候仕形、御側江相勤居別て不屈ニ付、遠嶋被仰付善ニて、

評定所御用申渡候所致切腹相果候ニ付、右科相当ニテ、死体無御構旨申渡、

吉井七郎右衛門(參論、畢久島奉行)

不阿彌事

山口及右衛門(定数、致書頭)

右は本近藤名字之隆左衛門其外悪事相企候者共江、別懇心安相交、折々密会いたし候義共書面等にも相見得、右江立障候義無相違形ニ付御役被差免為知之上、嶋方居住被仰付候、

板鼻清大夫(島津、大番頭)

新納彌太右衛門(時升、飯島地頭)

近藤七郎右衛門(兼許後見等)

琉球館蔵役

大久保次右衛門(利世、利通父)

右前条同断ニ付、御役又は移地頭役義差免、嶋方居住被仰付候、

寺尾庄兵衛

木場次右衛門

有川十右衛門

右同断ニ付、御役被差免、慎被仰付候、

小番

奈良木助左衛門

御小姓与隠居

有馬一郎(義成)

右同断、慎被仰付候、

新納(立夫) 嘉

隆阿彌事

松山隆左衛門(致書頭)

右嘉義、仙波小太郎より密事為承訳も有之候所、夫形罷在、隆左衛門義ハ、前条同断ニ付、御役被差免、御奉公方被除置候、

八田喜左衛門(知紀、広敷番頭)

〔附紙〕 一右は京都江相詰居、兼て本山田名字之一郎左衛門江、

別懇心安取遣いたし候書状之趣ヲ以は、一郎左衛門江致一味候義無相違形ニ付、御役被差免、御奉公方被除置候、

(島津吉彬文書所収)

四一四 徳川齊昭へ書翰 九月十六日

〔封紙ウハ書〕
〔上〕

〔奥封ッハ書〕
一上 申上

修理大夫

益御機嫌能恐悦奉存候、然は別紙差出候間奉差上候、御当日は又思召も可有之哉之旨も承込候得共、取留メ申上候程之事ニ無之候段、はなし承り申候間、御内々奉申上候、〔増上等修復昨十五日賞賜〕小倉事別骨折能在由ニ御座候、外ニ上書一通、并ニ別段風説書、極内手ニ入候間入 御覽候、御用済御返し奉希候、先は早々可申上如斯御座候、恐惶頓首、

菊月十六日

猶々、乍恐時氣折角被遊御厭候様奉存上候、鴨這込之凶は近日中ニ可奉差上候、以上、

〔鳥津青杉文書所収〕

四一五 伊達宗城へ書翰 十月朔日

一又相考候に仲等江先日之ことく御沙汰有之候ハ、当年之処去冬より之混雜之跡ゆへに、何卒今一度之上と可申やと存候、乍然仲は如何ニ候や、將曹之処申出候へはつよく可申候間、其時は一昨冬、美濃江内沙汰等も有之、其節は程よく申取り相済候間、当年之処は是非ニ御承知ニ不相成候ては不宜、其上当夏も南部江之

口上振、旁内実は内沙汰も有之たる事ゆへ、被仰候と其所第一ニ被仰候て、〔井上秘傳〕井之事と混雜之事は、第二之処にて被仰聞候方可宜と奉存候、

一美濃より申来候内響の事、是は小子より申上兼候へ共、〔政憲、西丸留守傳〕筒井之様子次第第二ては、其処も御談合可然、筒井ニて

不参候時、〔奥平南郷〕奥・南ニて多分は可参候へ共、念の為ニ御

座候間、篤と御賢慮可被下候、〔久松勝書、伊予松山藩主・信順、八戸藩志〕隠岐・南部江之内響、

書付ニても出候へは大丈夫相済申候、左候へは隠岐・南部兩人がよろしくやニ存候、其うへ鐵江御打寄ニて、

家老三人江御沙汰之方可然候、尤此義は成丈ケ不好候

へ共、表向御沙汰出候より宜敷と此段も極内申上候、

一筒井江之返答等早く承知仕候へは、都合よろしく御座

候間、大意ニても早く御しらせ可被下候、此方ニても

承り候義御座候ハ、早々可申上候、

一事ニ寄候ハ、筒井江將曹等より色々可申奉存候間、

一昨冬筒井江龍之口内沙汰之事も御はなし被成候て、

口振りニ寄り候ては、龍之口計りニ無之、同列中も有

之故、いつれニも隠之方と可被仰、井上之事同人江申

候ハ、是は跡ニて如何様とも御談可被成候と、軽く

御申聞之方かと奉存候、隠之事とは別ニ相成候方可然

やと奉存候、

一様子ニより、是は小子よりも当年之処延引致度可申上、
其時は宜しく御返答被下、此事ニ不抱合様(不)ニ事(事)二
たし度候事、

一筒井之様子次第承知ニ候ハ、何卒願書等不出うちニ、
拜領もの御賞詞ニ相成申様仕度、又長引候と不宜候間、
被仰候上は、早治定之上内届とはこひ不申候と、色々
邪魔有之候ては不宜、又国元一門江も申聞、内定可致
など可申も難計、其様成事にては不相成、少しも早く
御治定と申処專一かと奉存候、

一此義都合次第ニ候得共、家督濟之上御沙汰出候時に、
將ニかふセ候外無之、其為ニも御座候間、去年も二階
堂又將とは余り外聞不宜候間、治定之様子次第にては、
仲江なりとも筒井より將は、琉人ニ差添下り候方可然
やニ被存候旨、龍之口之沙汰ニても無く、只々筒井之
心付候計りニも無之様ニ、被仰聞候ては如何、是は聞
得を恐れ申上候得共、都合次第之義と奉存候、
一此義も貴所様迄申上候、龍之口江は同苗も多分明日逢
可申込やと存候へ共、彼是之都合ニは逢無之方可宜敷
やニ風と存候間申上候、

右之条々、誠ニ以て恐入候得共、只々万事無事ニ相濟、
家之外聞ニ不相成様存候故、極内々貴所様迄申上候間、
宜敷と思召候分は、貴所様思召付候処にて、奥・南江
も筒井江も、程よく被仰聞候様奉希候、万事貴所様江
相願候間、御心付之分無御遠慮、奥・南・筒江も御掛
合可被下、筑よりも貴所様江御まかせ申上候様、呉々
申来候間、宜敷奉希候、以上、
此書付は跡にて御返し奉希候、以上、

朔日

(大久保利謙氏所藏)

四一六 筒井政憲等へ意見書〔十月上旬カ〕

「筒井書取

(書也)

芝存寄野生へ申越候写」伊達宗城筆

一小子相考候ニは、筑前より申參候義、一々尤と奉存候
事乍、初寄將曹・仲・平被為召候て、被仰聞被下候其
上之都合にて、事六ヶ敷候ハ、辰ノ口寄内響と相成
候得は、多分宜敷と存候得共、夫にては矢張押付之御
取計振り故、可相成は先日御相談之通、初発は筒井ニ
て心寄起候処にて進め、其上之様子ニ寄、筑前より申

參候所を、少々ツ、御差略被為在候て、筑後・石見之
内一人と、將曹・仲被為召候て被仰聞、其様子ニ依て

川上久封、家考、島津

は致方も無之間、辰ノ口より内響と、三段ニ御取計被
下候は如何御座候や、初度筒井より被仰聞候処にて、
自身之心寄出候姿ニ相成候得は、誠ニ小子において、
此上之大慶ニ御座候、乍然此節之義、小子ハ決て差か
まい申間敷、筑前よりも申參候上、道理ニおいても差
かまい之訳ニ無之候間、伊達公御両所様御相談之上、
筒井へも被仰合候様奉希候、

一前文通万々筒井にて不相濟節ニ、筑後初へ被仰聞候ニ、
筑前より鐵炮洲へ申來候御書面御見せ之上にて、井上
引渡候御事にて、南部義辰ノ口へ參候所、か様ニ御沙
汰有之候、右辰ノ口返答之所不容儀儀有之候、一体井
上事出国之者ニ付、無子細引渡可然と社返答可有之処、
指図ニ難被及と有之儀、兼て御見聞之次第も有之候故
と被思召候間、御沙汰等不出内、少シモ早く隱居之所
進メ候様、尤此度之混雜之訳にて、御進メニ相成候ニ
は無之、一体ニ鐵炮洲始、兼て其思召も被為在候処ニ、
又々此度之如き辰ノ口返答故、少シも早く御隱居ニ相
成候様、出精可致旨被仰聞、先ツ井上引渡之義、有無

不被仰聞、其時之御返答振りにては、筑前より申參候
通被仰聞候て可然、小子考は可成程は此度之隱之義と、
井之事は別々ニ相成候様ニ、被仰聞候方、早くらち明
可申やと奉存候、

一鐵炮洲へ被仰遣候内々ケ条、井上事ニ付、兼て仲・平
より一日も早く引渡不申てハ御父子様之間云々、此義
も筑前より之申分尤ニ候得共、小子考ニは可成程は、
井上之事別ニ被遊、何と申上候共、夫レは先ツ跡之事、
差掛り御沙汰等出候ては不宜候間、先々隱之処取計候
様、其儀相濟候上、筑前へも申遣置事も御座候間、返
答可有之候間、其上にて井上之御相談可被遊と、別々
に相成候様、御沙汰御座候ハ、隱之義表向願書等出
候節ニ相成候て、扱井上之事段々筑前よりも掛合ニ及
候処、仲・平等より先比申掛り合候内云々と、被仰聞
被下候も可然や、いつれ先ツ仲等より不申出内は、井
上之事御沙汰無之方可然や、
一伊達江申參候ケ条、此義は小子はどこ迄も不好事ニ御
座候得共、何分内響之義は、皆々様御相談次第ニ奉存
候、内響にては大丈夫ニ直ニ相濟候事故、何も別段不
申上候、

一段鐵炮州へ申参候か条之第一か条、小子より近藤等

へ遣候書付類御座候処、焼捨との事、井・木よりも申遣候上、たとゑ有之にいたせ、同苗心より起り候様致

度とは申遣候得共、早く隠ニ致度なそと申義更ニ無之候間、其処は御安心可被下候、高崎手留ニは如何之義

御座候か不存候得共、小子も同意之如き事、可有皆更ニ覚も無之候、井上事筑へ、小子より近藤へ申参候由

同候と申候由御座候得共、左様之事申遣候事更ニ無之候、去ル申年冬比、少シモ早く御家督頼候と申義、近

より申出候事有之節ニ、決て左様之儀申問敷、兼々筑前等万事厚く御心得故、不入事致すましく申遣候事御

座候、夫レを左様ニ申事かと奉存候、去春二階堂退役後は、別段書付等遣候義無之候、七月比ニ五大堂之事

申参候時ニ、其返答遣候節、封書にて申遣候、其後何も此方より書付等遣候義は無之候、

一其上父子之間故とは乍申、当春より將・仲等、筑前へ仲参候義を始め、極秘ニ致事故、只今同苗へ申問候事

は、先は有問敷と奉存候、乍然其節之様子ニ寄ては、筑前へ被仰遣候通、御取計被下可然、何レ其節御都合

成丈ケ和らかニ被仰聞候方可然や奉存候、

一第二ヶ条、参府之上万一同苗懐中寄云々、此義万々無

之と奉存候、万々一も左様之義御座候得は、十分是迄之処申候て、筑前之義可申事なから、とても此義は尋

問敷と奉存候、
一小子存候処にては、混雑并ニ井上之事は、とんと別ニ

被遊、只々一昨冬以来辰ノ口之御義も有之、其上先比辰ノ口之返答振り、旁琉球濟之上、御隠居等無之候ハ

、急度御沙汰可有之候程之義、此上混雑等之事候ハ、評定所物にて、たとゑ是非分り候とも、辰ノ口よ

り申如之不行届ニ御とかめは相違無之、只今ニても不都合之上、混雑并ニ井上引渡候事重り候ハ、如何様

之御沙汰可有も難計候間、其段深く勘考可致、其上にて矢張やかましく候ハ、実は辰より之響故、先日よ

り申問候事不聞入候と、其段有之まゝに辰へ被仰候て、辰之心次第表向御沙汰出候とも、其時は御かまい不被

成と、手強く御沙汰有之、可然やと奉存候、
一隠之義首尾能相濟候ハ、其上にては何卒中山等之事

を初、御沙汰出候方、以後之為ニ宜敷奉存候、左候て其節ニ中山御届相違之処は、將曹取計之つもりニ致し、

退け候様ニ可致、此ヶ条は、其内龍土〔伊達宗城〕と相談可仕候、

一隱之後、辰ノ口へ留主居呼出候て、書付にて、以後政事其外中山等之義、万事美濃・織・南へ申談、手放様ニと被仰出、無急度被仰渡度段、伊達より歎願致もらい度、存罷在候事、

一隱之後、直ニ下国にては、甚タ六ヶ敷御座候間、四五年は是非共高輪住居ニ相成候様無之候ては、万事十分ニ手当取計難叶御座候間、此レは又表向隱之事出候迄ニ御工夫可被下、又小子より存付可申上候、先は存付候俟奉申上候、尚明日万々可申上候、以上、

「筒井書取

吉利仲江可申達口上扣」伊達宗城筆

先日中内談之趣相合、昨日伊勢守殿江掛御目、楮先頃大隅守一代之勤功ニ疵付候儀も有之てハと、被仰候御言葉を以愚考仕候得は、一昨冬御内々伺之趣も御座候間、若や大隅守隠居ニても仕候様との思召ニも可有之哉と申上候処、されハ其事ニ候、右は昨年笑左衛門一件之節、其許江申候儀も有之是ハ早く隠居ニても致候得は宜と被仰候儀也、又親類共江も、琉人済の上ハ隠居可然旨申聞置候間、此節ハ内意ニても可申聞哉と相待居候得共、只今以一向其沙

汰も無之候、元来内願候趣を以、御賞着ニ格別之御品被下候儀は、先日も申候通、同列共評議之上、思召をも相伺候て、取計候事ニ候処、万一同列なといかゝ之風聞聞込有之致、又ハ其筋より表向風聞申聞候儀有之時ハ、其次第二寄、其尽ニ打捨置かたき事ニも至り候得は、無抛表向及御沙汰候事ニも可相成、左候得は、御褒美所ニハ無之、却て及沙汰候事ニも相成、大隅守是迄之勤功も無詮、却て家名ニ疵付候様ニも相成、寔以氣之毒成儀故、右隠居之内意にても出居候得ハ、よしや同列等何ぞ聞込之義談有之共、もはや隠居可相願内意も出居候事故、先沙汰なしに致し置、御褒美之処ハ、兎も角も取計遣候、夫を花ニ引込候ハ、可然と存候処、親類共いまた文通不致や、今以何共不申出段、如何之所存ニ候哉難相分、万一其内今日にも何ぞ風聞等有之候ハ、忽チ迷惑ニも可及事ニ付、右之処不相分候てハ、むさと御賞品之儀、評議も致し兼候事ニ候間、親類共江私より心附遣し候ハ、可然との義ニ付、年延等之御内願は中々以申出候処ニ無之、強て申候ハ、却て気色ニも障り可申、此上も御手間取候ハ、万一表向より御沙汰有之間敷共難申様子ニ付、左様も

相成候てハ、以之外之儀ニ候間、何共不手際御氣之毒
千万、申上候も重疊恐入候得共、不及是非事ニ付、不
得止此段有体申上候間、此上は是非なき事ニ候間、御
決心被為在、早々御内意被仰上候様ニ無之ハ、御為ニ
も不可然、御親類方ニも御迷惑可相掛様子ニ有之候間、
此趣能々御合点被為在候様被申上、早々御取計有之様
ニいたし度奉存候事、

(島津斉彬文書所収)

四一七 伊達宗城等へ意見書〔十月上旬カ〕

(嘉永三年(斉彬)
嘉三殿兄存意書取、筒老へも為見申候事、

(斉彬)
但、大隅へ筒井へ口上振」伊達宗城事

今日御目通相願候儀、余之義ニ無之、兼々承知いたし
候内願之一条、先達より龍之口江追々申上候趣も有之
処ニ、御願之三位之事はとても整かたくとの御事ニ被
仰候故、左候ハ、数十年勤功之廉、并ニ琉人三度召列
候処ニて、別段に廉立候御賞誉之上、重立候御品拜領
被仰付候儀は、是非共御取計有之様追々申上候処、い
つれニも篤と御勤弁も可被成候得共、一体先年より國
政向、其外琉球手当向等之所置ニも色々沙汰有之、美

濃守江一昨年及沙汰候義も有之、其後も突留たる儀は
不承候へ共、万事之様子十分ニも不相聞得、万一此後
何事ニても、表向其筋より耳ニ入候時は、無余儀表立
沙汰ニ及候程之義有間しくとも不被申、左候ては以之
外之訳ゆへ、其辺迄深く勘考ニ及候へは、格別之御賞
詞之処如何可有之哉、同列中之心中も難計、いつれ深
く勘考之上、御取計可有之との事ニ御座候間、左候ハ
、何ぞ御聞込之事ニても被為在候やと申上候処、只今
か様と申程之義は無之候得共、何ぞ万一其筋より申出
候様成事可有之やも難計、左候得は折角是迄之勤功も
無詮事ニ相成、当人一代之疵ニ相成候処、如何ニも氣
之毒ニ存候故、当人の為ニ可相成所置も可有之やと、
先比より勘考も致候事ニて、只今突留たる儀聞込候と
申訳ニも無之、私ニも篤と勘考可致旨被仰聞候間、追
て勘考之上、又々可申上儀も可有之候得共、何卒万々
一此後何ニても御聞込之上、御沙汰ニ可相成程之義御
座候とも、数年精勤いたし候処を以て、参府ニて御賞
詞迄は無滞相済候様奉願度、其上於当人も、老年にも
相成候事故、御賞詞を規模ニいたし、退隱之心底可有
之も難計候間、出格之尊慮を以て、何事ニよらず琉人

参府之御賞無滞相濟迄は、御見合被下度旨申上候処、此方ニても其儀等篤と相合候へとも、表向筋々より申出候儀有之候ては、御政事向ニ相掛候間、左程長々捨置候義は難致候条、万一以後承込ミ難捨置次第も候ハ、沙汰ニ及候儀は無是非事ニ候得共、申聞候趣も尤之義故、成丈ケ御勘弁、琉人濟迄は扣置可申、いつれ深く可及勘考候間、私ニも深く勘考仕候様ニと被仰候、依之弱ニ御案んし申上候は、龍之口ニて右様被仰候御口氣を以て勘考候得は、閨老中被申趣にても有之か、又は何ぞ御聞込ニても被為在候やニも被存候上、當時は万事御穿鑿も御座候折柄ゆへ、何ぞ風説等御聞ニ入、御しらへ中ニて、右様被仰候やも難計、甚々掛念仕候、就ては何とも申上兼恐入候得共、此度琉人之儀、万端無御滞被為濟候ハ、功成名とけて身退くと申古語も有之、何事も十分過候時は、災を招く段相見得申候御官爵も御家格ニおめては此上も無之、此度御拜領も等の御座候ハ、十分之御儀と可申やニ奉存候間、万一日ニ何ぞ御沙汰等有之候ては、誠ニ以ておしき事ニ御座候へは、何とも申上兼候事ながら、琉人濟御功名を全ふ被遊、御退隱被為在候ハ、誠ニ御家之為、

御自身御為ニも十分かと奉存候、若御退隱後何事被仰出候とも、御代も替り候得は、御自身之御瑕瑾ニ不_レ相成、又御沙汰出候も、軽目ニ可被仰出、左候得は御家之為ニも可然候間、少しも早く御決心被為在、御内_レ存之趣御内々被仰立置候ハ、龍之口ニても御安堵ニて、御賞嘗之御取計も御調被成安く可被為在と奉存候、右は全く龍之口御様子等深く察し候て、前後勘弁之上、愚考之段申上候事ニて、御為を存申上候条、何卒一日も早く御決心被為在候ハ、公私之御為可然奉存候、恐多き儀申上候得共、

〔備川家書〕
文恭院様にハ御当家に不被為在御繁榮にて、何ことも不被為任尊慮と申御儀も無御座候、

尊体も御年来より至て御壮健に被為在候処、御充分なる御時勢被遊御見切、一統奉惜候にも御頓着不被為在、御代替被為在、御安樂に被為遂御晩榮益御高德之程、一統奉仰候御儀御座候処、近年来ハ異国船杯之義、染々御心配被為増候御時体に候得共、早々御見切被遊れ候故、

文恭院様御治世中ハ極々御静謐を奉称候事にて、恐入奉感服候も余りある御儀御座候得は、何分御時節御明

察被為在、少しも早く御治定之上、御手当に相成、御内意被仰達置、来早春表向御願ニ御はこひ御座候ハ、御家之御為、第一ハあなた様之御為可然と奉存候、尤右御退隱之御儀ハ、実にあなた様思召より被仰出候方、格別御家臣も恐入難有可奉存、又公辺にても可被遊御感心と奉存候故、わざと御家来へハ不申聞、御直ニ申上候故、篤と御賢慮被為在候上、早々御内意被仰上候様奉存候、夫迄之処は何事も龍之口江も不申上心得ニ候、若また御家臣之内江内々申、聞え方よろしく思召候ハ、私より可申聞候、

一 仲事着之上は、早速御逢可相願奉存候へ共、只今之処ニて考候では御逢無之、直ニ被仰聞候上、仲江も被仰聞候、其うへ内実ハ龍之口より内沙汰も有之故との事被仰聞、奥・南等之近親江も内々響きも有之、筑前ニも申談シニ相成候て、近親衆より被申候ては何か廉立候間、拙者よりよろしく取計候様、頼ミも有之候事ニて、此上之様子ニよつては、近親衆よりも御進メに可相成候間、少しも手広不相成うち、御治定ニ相成候ハ、いつ方も御都合可然旨、

一 仲より混雜之訳ニ候や、又如何様之御沙汰ニ御座候やと、御尋申上候ハ、何とも難弁候得共、混雜之訳ニは有間しく、色々差つどひ候義ニても可有之や、いつれニも退隱之内響と心得候様、夫とも外ニ何ぞ御沙汰可有之程御座候や、其処は御存知無之と被仰聞、琉球之事は少しも御沙汰無之様奉存候、琉球之事、前以心付候ては以の外と奉存候、

一 井上之事申上候ハ、此義はけして此内沙汰ニ掛合候事ニは無之、先比より龍之口之御様子等勤候ニ、折角琉済迄沙汰等無之処、追々筑前初メ拙者よりも申置候へ共、万井上等御引渡ニ相成、極内々の御取あつかひニいたせ、又候色々風説等有之候てハ、不意ニ御沙汰可出も難計候、故ニ御賞詞済迄は、只々平和可然と存候事ニて、龍之口は最早格別存寄は無之、只々無事平和ニて、万端事済之処を御好ミ被成候御様子ニ、思召候段被仰聞度、其うへ井の上之義、種々申上候とも程よく被仰聞、退隱之事さへ相濟候ハ、如何様ニも筑前御初江も申上、内々引渡相成候様、御取計之恩召とも被仰聞度奉存候、

一 万退隱之義ニ付色々申上、来年下向之上ニ致度と可

申やニ奉存候、其節は左様無之様、御都合よく被仰聞候様、此度事もつれ候ては、以前よりは猶更大混雜之基ひにて可有之と奉存候、宜敷御合ミ奉願度候事、

一 仲ニは兼て少々退隱等之事申候義も御座候へは、別段つよく種々申上候儀は、有間敷やニ奉存候へ共、將曹之処閉口いたし居可申や、又は種々可申上哉、申上候儀ニ御座候ハ、少しは手つよく可申上と奉存候間、其思召ニ相願度奉存候、外ニはけして彼是申程之ものは無之候、

一 美濃より何と可申參哉難計候へ共、申上候より手つよく、將曹・仲・平迄も取除け候処ニ可申上や、此義は余り大造ニも相成候間、先見合度ものニ御座候、

一 先比筑前より申越候ニは、井上引渡之様子ニよつて、又々人氣動き可申やニも見聞いたし候よし、又美濃參府無之を因元江間得候ハ、未夕此度之咎ニのかれ候もの、数十人御座候間、動乱可致も難計旨、井上申候趣申遣候間、延助便より品々申來候事と奉存候、

一 被仰聞候日限之義は、晦日比着ニ候ハ、少しも早きかたよろしく、来年下国之供申付候前ニ御座候方、心より起候処ニ相成、御意宜敷と奉存候、十五日御礼前

迄は、格別用事も有之間敷候間、よろしき比御内々申上候様可仕や、夫とも何日比御出之思召も御座候ハ、御都合宜敷節御入來ニても宜敷御座候、当朝御掛合にて、昼比ニ御光駕都合よろしくと奉存候、前日よりは当朝被仰遣候方、都合よろしくと奉存候、

一 其節之様子次第にては、一昨冬美濃江笑左衛門、二階堂之沙汰出候時も、実は其以前ニ美濃江も、筒井江も退隱之沙汰有之候を、御ふせき留メ被成、琉人濟之処御延し被成候趣も、心ニ落候様御沙汰願度、乍然成丈ケ此義ハ秘密ニ仕度候得共、疑念等生候様子ニ御座候ハ、無拋事故、よろしき様御さとし奉願度候、

一 いつれ四五日中ニは、延助着と存候間、筑前より申來候趣意都合よろしく候ハ、両様之うち機を見て變ニ応候御取計有之度事、

一 仲江も龍土之儀は先御沙汰無之、無拋節は美濃參府不致、龍之口江取次之ため、美濃より申來候処にて程能被仰聞度候事、

此外存付候義も御座候ハ、又々可申上候、以上、

(美濃青杉文書所収)

四一八 伊達宗城・南部信順へ書翰 十一月七日

〔奥封ウハ書〕

一市面公閣下 密用貴答 芝拝

一昨夜は筒井殿書面篤と披見仕候、仲よりも承候、書取程委しくは不申候へ共、同様之趣申候て、同苗江は不申間、拝領ものゝ事等申候よし御座候、

一筒井問答、仲口上振り之処は尤と奉存候、乍然此後は急度御返答無之候ては、如何と奉存候間、其処御面会にて委敷御談可然奉存候、

一仲申候通、一度下向之上ニ候へは、上通ニも可有之候得共、夫ニては折角御骨折被成候ても其詮なく、家督相成候ても困隠居ニては、政事向是迄之通ニ相違無之、又中山之所置別て六ケしく、此義只今危急存亡之時節と存候処、来々年ニ相成、其内如何形行可申哉、御国体之処御請合申上兼候、又国中之儀、仲御請合之由ニ候間、宜敷と存候得共、風と去年のとき之事も御座候間、弥之義何とも申兼候事、

一夫は兎も角も、美濃之所存如何にも六ケしくと奉存候間、仲申候趣意も尤ニ候得共、其事ニは無之処、跡ニて知れ候ハ、可然奉存候、

一以後仲被相呼候節は、先日之趣意も辰之口被申、隠居

進退之処も、自分考ニて伺候処尤之事ながら、混雜之事ニて隠居と申事ニて無之、全体一昨冬も、美濃井ニ其方江も申間候通にて、此節迄之処延引ニ相成、其上此節延ひ候ては、万一承込表向沙汰ニ及候様之義、有ましき共不被申候間、遅速之処尋ニ候へは、早き方よろしく、其手筋より何ニても申間候て、同列中色々被申候得は、無抛可及沙汰義、有ましきとも不被申候間、何とぞ無事平和ニ、少しも早く退隠ニ相成候ハ、公私之為可然旨被仰間候間、いつれにも近日中ニ罷出候て、御直ニ可申上旨被仰間、若又々混雜之事等申出候ハ、其事ニは無之候様子、何か外ニ御聞込之義有之哉と被存候へとも、夫迄は何事と伺兼候へ共、少しも早く御内意出候て、来早春表向願ニ相成可然、左様無之候ては、折角出来かゝり候拝領ものも、又如何と思召候旨被仰候ては如何、

一其上色々申候て、証抛之書面等出候ハ、夫は御差止被成、左様申候ハ、其通り辰ノ口江可申上候得共、以後は御取つなき之処御断被成度、此上色々申上候て、自分江かまひなく、御内響ニても被仰出候様にてハ、

御氣之毒ニも存候間、此節其方申候趣意、阿部殿江申上候て、夫迄にて自分は最早断度、いつれか様之義は、親類方相当ゆへ申談可然と、先之口氣ニ依て被仰聞候ても、可然事と奉存候也、

一 実ニ先頃辰にて被申候通り、忠邪はともかくも、不行届無相違ゆへ、書付等出候ては表向ニ相成候て、大事と相成申候、

一 仲申上候父子之処、且奥平御初之処、混雜計リニ候へは、至極尤ニ候得共、其前一昨冬一度辰之口より出候ゆへ、夫をつよく被仰聞候へは、何も差支は有間敷奉存候也、

一 一昨冬内沙汰、(調所広郷・二階堂行雄・吉利久包・島津久宝・伊集院平)且笑・二等之事、仲・豊後・平より外、

是迄不申聞之上、笑・二等之事、自分達より申候事、只今將江も申聞度無之故、其義不申、只去年之混雜候事、定て小子ニ疑念可掛を恐候趣と申候と存候間、同苗江被仰聞候ハ、第一昨冬美濃ニもか様之義候様子、又自分ニも辰之口より伺候旨被仰聞、美之之処より委敷義、御聞被遊度候ハ、御尋ニ相成候ハ、可相分旨、被仰候ても可然奉存候也、

一 先日之英船渡来交易申掛候一条、御届無之義、段々老

(備井政憲)
人失念にては無之や、夫故来々々年ニ可然やなと、申候かと奉存候間、一往御はなし可然と奉存候、老人故無覺束奉存候、

一 申上候迄も無之、来々々年ニ相成候へは、筑前大立腹相違無之候、如何様之義可申来も不相知候へ共、夫をなだめ候義、老人請合、且辰にて来々々年宜敷と御申候ハ、中山所置如何にて、辰承知にて延ひ候へは、小子はよろしく、万一にも中山不意之義有之候節は、老人之不行届ニも可相成やと奉存候、

一 將之事、先御見合せと申上候、訳合は小子の側用人武兵衛申候ニは、將事一昨冬之事伺候て、心ニ落付き候(金山利色)や口氣変、とても六ケしくと存候、その上仲・平等は、

一 昨冬之事自分より願候義御座候間、夫を申度無之、別て心配之様子ニ候間、將江は万事御沙汰宜敷候得共、仲・平色々申上候ハ、程能あいらい置申候様ニ申聞候、証拠之書付等之願差止候口氣、將ニはよく心得候様ニ被存候旨申聞候間、先其尽之方可然と、此段奉申上候、一昨冬之事、將へ申聞候節も、か様之義、同役ニ左程かくし候ては、上之御為ニ不相成、過去之事故致かたも無之、其事伺候へは、其心得にて万事致へ

き処、不存ゆへ美の様被遊方不思儀と存候処、夫にてよく分り候と申候、委細は口上ニ可申上候、第一平事表裏之口振有之様ニ被存事候、

一右之通り故、事ニ寄候ハ、將を仲と一同ニ召させられ、一昨冬豊後・仲等願候趣等も、被仰聞候ても、可然やと奉存候、

一仲より同苗江申聞候ても、御書取りニ候ハ、可然、口上計リニ候ハ、一昨冬之事等、とても自分より願候

などの事は申間敷、取つころひ可申やニ候間、一度仲江被仰聞候上、又いつれ直ニも、座楽見物之節(座楽中山玉置願候節)可申

上と被仰聞候とも、又は仲江前文之義被仰聞、近日罷出候間、座楽拜見之名目ニ可然と、押て被仰聞ても可然と奉存候、

一 国隠ニ相成候ては、とても中山之儀等十分ニ不相成候間、其処は只今より申上置候事、

一來々年迄之処、又々事を考へ延し候も難計、いつれニも小子より十分申上兼候間、御面所様御相談之上、老人江被仰聞、書取にて仲江渡候ハ、其書取御覽相成、御差図可然奉存候、先は早々奉申上候、以上、

霜月七日

猶々、筒井書面返上仕候、(南部重頼、八右衛門主)南公御写し被成候よしゆへ、跡にてゆるりと拝借いたし、写申度奉存候、以上、

一 又御書取にて申候様被仰聞候て、十五日於殿中大意御直ニ可申上と被仰候ハ、書取其儘可差出、只御渡と

被仰候ハ、不出、口にて可申と奉存候、以上御書取ニは第一ニ、一昨冬之事委しく美のよりも御承知、辰よりも御聞被成候処、万々御したゝめ可然と奉存候也、

左候て笑等之節より、此節迄延候義も御したゝめ可然奉存候也、

一 夫にて色々長引申候ハ、内響より外々ニかへつてもつれ可申と奉存候、

一 辰江も(伊達宗城、字和齋)龍土公より被仰込、老人張込候様、被仰聞候様ニ御取計有之候ても、可然と奉存候、

一 此書面は老人江は、不苦分御写シにて御見せ可被下候、

一 一通りの座楽見物ニ脇方より被參候は、当月極末か来月と存候間、廿日前後ニ御出被成候方かと奉存候、都合ニよつては、十五日ニ殿中にて(高杉叔父久松勝善カ)隠岐も罷出座楽御覽被成度、又被仰聞候義も御座候間、其節不目立様御逢可被成、差急き候間、登 城前之ならし之節にて、

御出被成度被仰聞候ても可然奉存候、外之人ニ無之故、

大かた登城前ニ、御まねき可申と奉存候、

一此度にて無之候得共、仲申候ニは、都合次第にては、家老も御逢可被成、又小子江も御逢被成度被仰候よし申聞候、弥左様ニ候や、家老はともかくも、小子江は御逢不被下方都合よろしく御座候、以上、

此書面御用済御返可被下候、以上、

別紙一

〔奥封ウハ書〕
〔別啓〕

一段々様子も考候処、先刻有馬江頼〔慶頼、久留米藩主〕ニ、南手紙入御覽候

義、何分にも今一応は、筒井より辰之返答にて、早くとの事被申聞之上ニ無之候ては不宣、其訳左ニ申上候、

一兎角仲・平等、南・鐵・美井〔美平高、黒田高徳〕ニ貴君迄も、小子ニ御同意被成候事と、疑候様ニ御座候間、只今鐵・南被仰候

ては、弥六ヶしくと奉存候、

一兎角一昨年之事不申、混雜之事申上、辰井ニ筒は左程

ニも不存事と心得候様子も御座候、

一平江今日も逢候処、筒口气よろしく候間、最早来々年

迄は延可申と申居候処江、筒之返事無之内、南・鐵被申候ては弥疑可申候間、いつれ度々申上候通り、筒より申聞候上之様子にて、今一往可申上候間、其節南・

鐵被申候方疑念有ましく奉存候事、

一筒申候もいつれ十日後と奉存候間、夫迄ニ貴君より辰江もよく被仰込置、筒之張込ミ候様御取計可然やと奉存候、兎角ニ疑念起り候ては不宣候間、其思召にて、

此度は將・仲兩人、筒江被呼候て、一昨年之事等書取ニ致し、御渡可然と奉存候、左候て筒井参り、直ニ可申聞と被仰聞候方可然と奉存候也、先は幸便ゆへ、此段申上候、よろしく奉願候、

鐵は第一ニ同苗初メ家来、大禁物ニ御座候間、其思召奉希候、以上、

霜月七日

別紙二

〔奥封ウハ書〕
一兩賢君 書添 芝拝

又申上候、

一國隠好ミ申候は、当人より仲・平等も自分勝手宜敷故、別て望ミ候やと奉存候、

一当分にては、混雜之事ニ依てと聞得候ては不宣旨、一通尤ニ候得共、筒井より同苗江何も不申儀ニ候へは、よろしく候得共、此度いつれ隠之義進メ可申、左候得は、是非共心不宣は必定にて、たとへ此度内意出候て、

来々年ニ相成候ハ、其内ニは何かにつき不都合も可有之哉、色々と夫迄之都合掛念無之トハ難申、家来中も如何之事ニ可相成哉、御請合難申御開合せニ相成候ハ、聞得申候々々存候やニ、乍然夫は内味之事にて、ともかくも第一中山之所置、并ニ人氣掛念至極奉存候、余程困窮之様子にて、色々なげき居候よし、笑左衛門取計にて唐物製制外之品迄も、皆々内用方之取計ニいたし候間、中山之下々頓と行つまり候上、中山王も拝借等申付よろしき様ニ候得共、其代り砂糖を御礼ニ上ケさせ候ゆへ、救之名目計りにて、内実は矢張取上ケ候手段にて、昨年当りニ候や、在番親方より右之義歎き候処、其位之事にては御免無之間、別段ニ王子ニても差登せ願候様ニとの事ニ候処、掛合ニ及候て、中山より申来候ニは、未タ琉球人民及死命程ニも無之候間、先御別段王子差出願候義は、不致と返答申候よし、左様之事にては、此度之上因等、誠ニ極難儀にて、中々昔之琉球にては無之候、夫ニ去冬英船参り、又々交易之儀むつかしく相成候ハ、人氣之処第一掛念至極ゆへ、手当之処より先以人氣取直し、安心為致候義、当時之急務と奉存候、右通り故、いつれ筒井申候ハ、一度はもめ合御

座候間、長きより少々の間にて治定ニ相成候方可然かと奉存候也、

一右も先比之様、筒井之辰口氣察し候処ニ候ハ、むつかしく候へ共、辰江遅速伺候処、いつれ早き方家の為よろしくと被仰候処ニ候ハ、差支無之と奉存候、

一仲申候、只今にてハ内響有之様にて不宜との事尤ニ候得共、たとへ来々年ニいたせ、諸人内響有之と申事は承知ゆへ、長く候ハ、其内色々申立、不意ニやかましき事可有も難計奉存候、

一筒井より辰江伺候処ニ、夫も尤なから、混雜之義は最早相濟、何も沙汰可致事ニも無之候得共、全体之様子、中山等之事、色々訳合も候間、遅速自分江尋ニ候ハ、早き方可然旨被仰聞、如何様之事入御聞候やと申事、御尋申候事、何分出来ぬ御都合ゆへ、伺不申、其内様子ニより、伺可申候へ共、いつれ早き方と治定可然と、被仰可然事ニ候へは、混雜之事申出候ても註立不申、又是は自分迄御はなしに、先年来美濃等より折角たのミニ候間、成丈ケは扣候心得ニ候得共、以後之様子ニより、筋々より申出候義御座候ては、其様ニ御抑ニも被成兼候間、終ニは表向沙汰ニ可及事有ましくとも不

被申、最早数十年勤功も有之故、万一此後疵付候様ニ
ては、氣之毒ニも候間、無抛被仰聞候旨も伺候と申候
ても可然や、

一辰江もか様ニ筒井江御沙汰可有之旨、程よく伊達公よ
り御申通ニ相成候ハ、筒の張込ミ可然と奉存候、

一小子考ニは、前々申上候通之事、申聞可然やと奉存候、
一猶後日出候義は可申上候、以上、

霜月七日

別紙三

〔奥封ウハ書〕

藍山君 書添

麟洲拜

別啓、米々年ニ候へは、例之西簾之事太差支も相見得
申候、此は貴所様江計り御内々奉申上候、以上、

七日

一老人故、仲江逢候前ニしかと御取固メ、可然奉願候事、
〔扇澤齊花文書所収〕

四一九 伊達宗城へ書翰 十一月二十七日

〔奥封ウハ書〕

藍山公

麟洲

昨夜は芳翰忝奉存候、愈御清榮奉賀候、然は本願差出
都合よろしく、種々御配慮被成下候故と、別て忝奉存

候、本願日限之義、廿九日晦日之内にて、宜敷との事

ニ御座候て、折角廿九日と存候へ共、色々手数はこひ
兼候ニ付、晦日之方ニ可相成、明夕内見ニ差出候筈候

よしニ御座候、福岡より小子江も内書參申候、大安心
之旨、且西簾之御事も至極可然旨、大慶之よしニ申来

候、將取除等之事、極々念入候様申来候、〔黒田清、前福
四藩主〕実ニ此事一
大事之儀ニ御座候、猶明日万々可申上、切〔黒田清、前福
四藩主〕霞隠も昨夜

相済、誠ニ以て残念至極、氣之毒千万ニ奉存候、筑ニ
て大驚きと奉存候、余程多血之様子ニ承り申候、

一 伸等之様子、誠ニ心配之様子ニ見得申候、口ニは不申
候へとも、湯治御いとま等之事、むつかしくと存候様

子ニ相見得申候、夫故小子より仲ニも小子方と兼滞ニ
相成候様致度、將江申置候事ニ御座候、

一 やしき中江も、近日中ニ退隠後も万事心添いたし候旨、
申達ニ相成候様ニと、同苗申シ候事候、尤願濟之うへと

奉存候、はしめは定例之外と申事ニ候処、又万事是迄
之通ニ相談ニ及、請差函候様ニとの事ニ、昨日申候由、

今朝承候間、いつれニてもよろしき様ニと申置候、何
事も將・仲頼候趣ニ申候考ニ御座候、左候て辰より達
後は、鐵・南より六ヶしく被仰候様ニ致度事ニ御座候、

一 先日申上落候、国元下向之節、急養子之願有之、差当

り周防との事ニ、先日同苗申候間、勿論と申置候か、

追々相考候処、過日申上候通順ニ候へは宜敷候へとも、

備二郎成長迄、急養子と申事ニ候ハ、また掛念之義

有ましきとも不被申候、貴所様等如何思召候や、鐵・

南江談可被下候、左候て小子所存は、とても備二郎三

才故、表向弘メ之処はかへつて不宜候間、因州先代之

ことく、一位様御由緒も御座候間、上ニ思召も御座候

間、急養子願差出ニ不及旨、被仰出候義は相成間敷哉、

左候へは例之掛念も有ましくと奉存候、夫とも余り右

様十分にては、猶更掛念可有之やニ候間、矢張急之方

周防と申出置候方可然や、両条之処宜敷御勘考御相談

可被下、色々申上恐入候へ共、此段御内々奉申上候、

先は昨夜之貴答迄、草々奉申上候、頓首、

廿七日

(島津高彬文書所収)

四二〇 伊達宗城へ書翰 十二月二日

(奥封ハハ書)
一 藍山公

麟州拜一

愈御清福奉賀候、然は明日同苗登城候様ニ御奉書到来

忝奉存候、御内々早々御吹聴申上候、重覺御世話忝奉

存候、存外ニ早く仰天、御一笑可被下候、頓首、

十二月二日

(島津高彬文書所収)

四二一 伊達宗城へ書翰 十二月八日

昨夜別紙之通申參候て、仲より同苗江見せ候処、別紙

書付有之候間、夫を以て又々色々と申候て、兎角治定

ニ不相成、仲も大困り之様子ニ御座候、只隠居被相願

不苦と申計りニ候へは宜敷処、別紙之書付ニ、琉球之

差図玉川王子江申付候様御座候を、色々弁を付ケ、此

度は琉人江隠居之義申聞候処、以の外之事故、先隠居

無之様之願出之趣之書面等、取立可申旨申聞候よし、

誠ニ不決着之事にて、申上候も恐入候得共、右之次第

にて汗顔之至と奉存候、夫はともかくも、余り度々色々

々々工ミ事仕候ては不宜、表立何とか出候時、只今迄無

事ニ都合よき処、水の泡と相成残念ニ存候、何卒よき

御工夫も御座候や伺たく、仲も色々御むつかしく御沙

汰有之、困り候趣申居候、尤内慮書下り候儀は、小子

江も先不申聞様ニとの事ニ御座候よし、右之義今朝承

り申候事ニ御座候、

一 只今承候ニは、〔半由禮典、御用人格江戸留守居〕嘉藤次今夜荒井江參候事、琉人之願之

義申見候て、明朝辰江右之書取差出候様ニとの事、仲

等江申付候由之処、仲・嘉兩人共大困りにて申談候て、

今夜荒井江參候て申候ニは、王子よりか様ニ申出候へ

共、只今より左様之義は不相成と押て其段申置、帰り

候上荒井申候ニは、最早只今左様之義被差出候ては不

宜、折角御拝領ものも有之、御十分ニ候処、右様之事

にて、万々一以外の外之御都合ニ可相成も難計候間、此

義は御止メ被成、御決心之事故早く御治定ニ相成候様

ニと、差留メ候処にて申候筈ニ申談候よし、左候ハ、

明日辰江之書面は止メニ可相成と奉存候、乍然又々色

々申候て、此後万々一辰江無摺書面出候様之事御座候

ハ、何卒御持出シニ不相成、直ニ御差止メにて、御

返しニ相成候様仕度、加様之事申上候も、誠ニ汗顔至

極、同苗之不決着申上候事故、恐入候得共、御落手ニ

相成候て、御用部屋江出候得は、別て同苗為ニも不相

成、実ニ面目次第も無之事ニ候条、宜敷御合被下候て、

万々一書面如何様ニ書取差出ニ相成候とも、何卒手元

限にて下り候様ニ致たく、家来ニも同様ニ存候よし申

居候間、極御内々申上候間、宜敷御伝え可被下候、先は
用事早々申上候、以上、

十二月八日

別紙

先達て琉球国江渡来致し、滞留能在候異国人共之内、

佛朗西人之儀は、彼是配慮を相加へ被取計、当時引払、

一廉は、御安慮之儀ニ候得共、未夕相残候嘆国人差戻

方之儀ニ付ては、去酉年厚き

御沙汰之趣相達置候次第も有之候処、今般琉球之使者

玉川王子參府ニ付、委細之事情等彼国より申越候由は、

先達て届被申聞候、右ニ付ては此上心弛無之、差戻方

之儀精々勘弁を相加へ、一日も早く引払、御安心被

遊候様取計可被申候、是等之趣玉川王子江も得と申合

遣、帰国之上役々江委敷申談、取計方行届候様可被致

候事、

〔藩申渡書は本卷第一一七号に所収〕

右之通申渡ニ相成申候、其節平事小子江申聞候にハ、
〔伊集院〕

滞留異人之儀は、何も只今通りより外格別訳も無之、

其外定例之事故、格別ニ御困り之義は有間敷存候と申聞候間、如何様とも思召次第之事と申置候、別段南部江は不申遣候間、左様思召可被下候、先は早々、以上、御覽後南部江御廻し可被下候、以上、
(島津齊彬文書所収)

四三二 伊達宗城へ書翰 嘉永四年正月八日

(奥封ウハ書)
「別啓 御直披」

別啓、一昨日は細事被仰下忝、(阿部正弘、者中、福山藩主)辰之義、五日夕ニ留守

居呼候て、何日比ニ本願差出候や、(高橋居頼)内々承り度との事

ニ御座候由、一昨六日夕返答申候は、いまた国元往返無之、廿日比ニは往返可有之、其うへ日限治定可申上、且事ニ寄候ハ、来月ニも可相成との返事申遣候由之

処、委細承知之段、且差出候四五日前に、申聞候様ニとの返事御座候趣、昨七日朝跡以承り申候事、

一 実には往返は廿日比ニ可相成候へとも、(島津久長、加治木藩主)内実は例之無量

壽院之様子まら候訳ニ御座候、(島津久長、加治木藩主)国元一門着おそくも来

二月十日比迄に無相違着可相成、十五日御礼ニ間ニ合可申と奉存候間、当月廿四五日比本願差出候様差図有之、来二月朔日後ニ願濟ニ相成候へは、都合よろしく

奉存候、

一 中山も是迄通差凶可致、且政事向も定例之外は万事心添可致との事にて、小子より願候様申候て、願候て聞濟ニ相成申候事、

一 右之通故、本願濟之上か、御礼濟之時分ニても、中山

之義且政事向共、差構不申様万事美の・南部可申談旨(島田齊博、福岡藩主、信濃八戸藩主)急度出不申候ては、中々六ヶ敷と奉存候、其節役人等

も是迄之もの共、不宜聞得も候間、人撰致候様ニと、

書付にて出不申候てはむつかしく、又美・南江も万事

相談いたし候様ニ被仰付度奉存候、美・南之義は、是

非々々奉願度候事、

一 高輪之義も、差して高輪と申事無之候ては、むつかしくと奉存候、(高橋)

一 將等之事人撰ニ出候後、南より承候処にて、辰之口氣

にて早く差下シ候様ニ可仕、又其節南と申談候様可仕

候、

一 右之条々、御勘考可被下候、誠ニ申上兼候へ共、左様

無之候ては、中山并ニ政事等、とても所置むつかしく、

四五年も治定ニ相成候上は、其節之様子にて宜敷候へ

共、此度之処は、前文通ニ不相成候ては、滞留人其外

むつかしく奉存候、余り申上過恐入候へとも打明奉申上候、

一 右様申出ニ相成候は、御礼迄濟候方万事別て都合も宜敷御座候事、

一 小子御いとまも、二月廿八日比御礼六と願候様ニと、此義もさそい無之候ては出来不申候事、是は本願濟直ニ出不申候ては、手当不都合ニ御座候事、

一 懐紙差上ケ序宜敷御座候間、直ニ奉差上候、以上、
(島津忠承氏所載)

四三三 伊達宗城へ書翰 正月二十三日

封紙ウハ書〔伊達宗城、宇和島藩主〕
一 藍山公 貴答 齊彬拜
〔奥封ウハ書〕
一 貴答

尊書拜見忝奉存候、愈御清福奉欣賀候、然は御細書被成下、忝委曲拜誦仕候、先日之条々、万端承知ニ相成候由、近親衆之処、如何様ニても宜敷御座候、全御配慮故無残所次第奉万謝候、此上は以後政事向、且中山等之義、御相談も可申上候間、尊慮之儀不殘御教示奉希候、明日留守居ニて沙汰御座候趣、猶様子可申上候、明日沙汰ニ相成候て、直ニ手数ニ相成候ても、やしき

中江表向申達シ、用掛り申付候上近親相談、御先手頼、旁廿九日比ニ無之候ては、本願之手数は六ケしくと奉存候、

一 昨日無量之一条、昨夜は嘉藤江達不申、今日も同苗方(千田鑑典、側用人格江戶留守居) (青西)

江嘉藤出、旁ニて昼比対面仕候て承候処、京地より承知之分は是非可申入、内勅、殿下之義は自分ニ承知不致事ゆへニ断之旨、且退隱見合之義も、別て難申入事ゆへ、断ニ候旨申候由、同苗江も其通申聞候処、夫も尤ニ候か、此間京江押返候返事、且無量より辰江申込候返事有之迄は、先々手当見合候様、辰ニても 両五公之御沙汰ニは、当惑可致やも難計申候由ゆへ、いづれ今一度辰返事、且京返事參不申候ては、本願之手数ニははこひ不申事ニ候へ共、明日又々沙汰御座候ハ、もはやはこひも可致と奉存候、一昨日も申上候通、一門出立之儀相知候ても、やしき内達且用掛不申聞候事、如何ニも氣之毒千万、家来中ニ一人も役人無之様ニ聞得、汗顔至極ニ奉存候故、無余儀申上候処、御配慮被成下、明日さそひニ相成候由、誠ニ以て難有奉存候、明日之都合も相分り候ハ、早々可申上候、只今此方よりも可申上と、手書認候処ニて、貴答旁奉申上候、

猶明夕万々可申上候、頓首、

正月廿三日

(大久保利謙氏所藏)

四二四 伊達宗城・南部信順へ書翰 正月二十五日

〔封紙ウハ書〕

〔両公閣下〕

修理大夫

〔奥封ウハ書〕
〔両遠州公 御直披 修理大夫〕

愈御安康奉賀候、扱は昨日辰より留守居呼出にて、未
夕国元往返は無之や、公辺御都合之処は、当月中ニ
本願差出ニ相成候様無御座候ては、御不都合ニも御座
候間、兼て御懇意之処にて内々申聞候趣、段々丁寧ニ
申参候て、今朝申聞候処、左候ハ、本願差出候手数可
致申付、其上京地よりも今朝飛脚参り候て、昇進之儀
は宜敷候へ共、其外之義は被仰遣兼候旨被仰遣、左候
て隠居願差出候様、昇進之儀は、隠居後も先例御座候
間、昇進之方〔無慮考究〕は以僧正被仰入候思召之旨申来、且田村
喜四郎事、貞印江参り候上ニ御座候間、先々都合よろ
しく、明日やしき中江内達、用掛等申付、明夕より近
親相談ニ相成候筈にて御座候、辰江は今夕留守居差出、
段々御信切ニ被仰下忝、今明日中ニは国元往返も可有

之候間、早速本願差出候様可仕、若又往返無之候とも、

近親相談之上、当月中ニ本願差上候様可仕、尤对客日

無之候へ共、廿九日比差出候ても可然や之旨申遣候よ

〔吉和久包 当番書〕

し、今夕治定にて直ニ申遣よし、仲より申聞候間、不

〔伊達宗城・南部信順〕

取敢此段奉申上候、御両所様江別々可申上筈ニ候へ共、

取込之上今日能有之、其儀不叶、乍略義以一紙申上候、

〔松平昌高 前中津藩吉〕

御免可被下候、鐵へもよろしく御伝奉希候、頓首、

廿五日

修理大夫

両遠州公

(大久保利謙氏所藏)

四二五 掟書 二月二日

〔包紙ウハ書〕
「一条目」

掟

一 公義之御政務堅固相守之、段々被

仰出御条目之趣、謹て可奉得其意事、

一 幾里支丹宗門之儀、御大禁之条領内禰敷所令制禁也、

弥以相守此旨、自然隠居者於有之は、見立・聞立可申

出之、

公義御褒美之上、自分之褒美急度可申付之事、附一向

宗之儀、子細有之当家代々令禁止之訖、若違犯之族有之は、不依貴賤、宗門改人其外支配頭江可申出之事、

一 当家累代第一相守

公義之御政法、并參勤交替無懈怠相勤之、且又国家之仕置無緩疎就申付之、首尾能所連続也、国中之者共存此旨、勵忠義奉公方無異儀可相勤之、附親子・兄弟之陸・朋友之交・正礼法、不可紊風俗、就中若者共学文・武道俄修煉難成事候間、別て心懸可相嗜之、其身動正敷行跡能者は、奉公之品能可召仕之、言語・容貌等之心懸無之、連々我俣に生立、士不似合月代・衣類等異様之為体ニテ大勢列立、或路次門頭に寄屯、非法之狼藉等を働、仕置之妨に成儀、甚以不可然、稠敷令制禁之事、

一 武具・馬具等分限相応可調之、見分迄を存、或異様、或結構成道具調間敷候、龜相有之候共、不事欠儀を専相者可致所持、左様成無心懸、領過分之知行忘敷代之恩顧、耽身之安樂、或妻子以下之衣類を飾、或愛酒宴遊興、内証之驕に身上令衰微之輩は、不勤之至也、尤雖為小身、応分限可致其心得、何之子細も不相知、進退令逼迫、奉公難勤者は、可及僉議之間、常々可用候

約、次にハ一身之以才覚、領地をも雖致所持、何之勤も不致、恣誇利欲専自己之輩は、為国家之費之条、能々可守仕置之趣儀可為肝要事、附諸事奉公方申付刻、或輕儀申立、或構虚病於令難渋は、可為曲事事、

一家老中より申付儀致違背間敷候、其外奉行・頭人申付候趣、支配中之者無異儀可相勤之、惣て下役之者は其分ケ相立候様相心得、礼儀正敷、頭人よりも対下役不致無礼丁寧相交、役所之風格無作法無之様、互に可相嗜事、

一 不依何色党を結び、類を引、或鼻胤、或致連判、其所之妨に可成程之事を相企儀、一切令禁止訖、若違犯之族於有之は、可行嚴科、口事沙汰之儀、於与中可相濟之、自然組中之扱於不致承引は、可遂披露、決断之上非儀に相究候は可為重罪事、

一 喧嘩口論堅所停止也、万一不意之儀ニテ及諍論候共、随分致堪忍、短慮之働無之様致覚悟、道理於有之は可遂披露、理不尽に事をやふるにおひてハ、沙汰之上加成敗、可没収所帶、勿論双方荷担之人は、不論理非可為本人同罪事、

一 隱居願之儀、或病者、或老体之外申出間敷事、

一 乱気之者於有之は、親類共入念可申付之、令油断悪事を仕出候は、親類中可為越度事、

一 不限地頭所并領地一所之地、法外之仕置、非分之課役等於申付は、可及沙汰、且又農民之仕置題目之事候条、飢寒之苦ミなき様に救之、耕作之時節を不違、年貢取納等之儀、無油断様其支配人出精可申付事、

一 諸所堺目之儀、常々申付置之条、別て入念、万一隣国騒動之儀於有之は、実否共に早速鹿兒島江可令言上、附堺目他方江入交候処々、他領人と縁与、又は別て致入魂儀、堅令禁止事、

右条々堅固可相守之、此外加判形申渡置候条目之趣、致忘却間敷候、就中留守中之儀、不依大身・小身、領國中静謐之儀專可心懸候、若違犯之族有之は、可及沙汰者也、仍如件、

右之通

御代々被 仰出置候、万一旧制而已と疎心得候ては、不可然事候条、到当代弥不致忘却、堅固可相守之者也、

嘉永四年二月二日

(東大史料編纂所所蔵)

四二六 薩摩守改名伺書 二月三日

拙者儀、薩摩守と名相改申度、此段相同候、以上、

(附札) 二月三日 松平修理大夫

(附札) 「可為伺之通候、」

(島津斉彬文書所収)

四二七 伊達宗城へ書翰 二月三日

(封紙ウハ書) 「藍山公閣下 齊彬拜」

(奥封ハ書) 「藍山公 齊彬拜」

鳳翰忝致拝見候、春雨中愈以御壮榮奉賀寿候、然は、昨日ハ願之通隠居・家督被仰付難有奉存候、早速尊書被成下奉万謝候、被仰下候条々、委細拝見仕候、左二貴答申上候、

一 留守居江辰より申候儀、一両日中には被仰遣候よし承知仕候、既昨日同苗(余也)より、又々直書にて家老初江、隠居候ても万端世話いたし候間、其段心得候様と、書付差出候よし、帰宅にて承申候、書面は未夕見不申候、一 飯養子之儀云々、何卒貴所様より、鐵・南二も同意之

旨にて、被仰入候様仕度、先日申上候通之趣意にて御座候、因州之例は委敷は不存候へ共、御礼後留守居呼出候て、思召も被為在候間、仮養子相願候ニ不及と申事之よしニ御座候、辰より承知之事と奉存候、此度も可相成は〔徳川家斉夫人茂徳〕廣大院様御由緒も有之候間、在國中不慮之儀有之候とも、思召之旨も被為在候間、此度仮養子相願候ニ不及旨、因州之通りと御達ニ相成候様ニ致度奉存候、是非との事ニは無之候得共、先日も申上候通之意味ニ御座候間、宜敷御合奉希候、貴所様五日ニ御出ニ御座候ハ、小子もいつれ參候へ共、七日ニ可參や、若七日御出ニ候ハ、十一日比可參と奉存候、一罷出候儀、尊書にて被仰下候へは、いつニてもよろしく御座候、辰より帰りかけ等ニ候ハ、別てよろしく御座候、大井もよろしく、十五日後奉希候、先は昨日之貴答迄申上候、其余拝眉にて可申上候、頓首、

二月三日

〔大久保利謙氏所藏〕

案文体之一紙

〔五男虎壽丸〕

一 一体実子有之候に願養子可相願筋決て無之、それを願候ては却て不宜、伺杯出候ハ、可差止と存候、右其通

御沙汰出来候ハ、其通可致、もし六ヶ敷候ハ、伺被申候時可差止、何れの道周防〔久光〕仮養子之義ハ不相成様可致、一 此間之義、留守居へ申遣候ても宜敷候得共、是迄も不表立様、親類之場にて取扱候義ニ候へは、此度改めて家来へ達し候事は、大隅聞受候処十分にも有之間敷、困り可申とハ存候得共、南部呼置候間、委細申含可遣、右之儀承知いたし不苦向へハ、南部より御申聞候様可申と存候、且榮翁引合も有之候間、江戸在府にて下・中屋敷の内ニ住居可有之様、取極可相置と存候、一 此度薩摩守家督之義も、種々心配いたし、段々達〔吉光〕上聞置候義も有之候間、目立候様国政向中山の所置杯、骨折心配有之様、尚又御伝可被成候、

一 サツ見聞之義尋候得ハ、追々出居候由被申候間、如何ニ被思召候御見聞も御座候ハ、何卒極密御沙汰被成下度、サツ摩守免足後に候ハ、私迄被仰聞度奉願候、申候得ハ全体右様之義ハ難申述筋ニ候得共、不外儀ニ付、及見聞如何と存候儀ハ極密可申上奉存候、
〔島津吉彬文書所収〕

四二八 伊達宗城へ書翰 二月四日

〔奥封ウハ書〕
「遠江守様」

薩摩守」

貴書忝奉存候、愈御清福奉賀候、然は被仰下候福岡より之通之儀、段々御配慮忝奉存候、只今御見セニも不及事ニ候得共、以来之為ニも御座候間、御礼迄も相濟、近親之相談之事出候節ニ、両所より御見セニ相成候方都合よろしく、先此節之処は御見合セ被下候様奉希候、昨夜中工夫も致候処、御礼後、中山等之義出候節、一体か様ニ申来居候か、最早何事も相濟候へ共、御見セ被成候間、何分可申聞と被仰聞候様ニ御座候へは、至極可然、厚く福初メも配慮之処も見得申候、將仲計ニ無之、其時ニこそ今一人家老ニても、用人ニても掛り合無之人、被為召被仰聞候方よろしく、左様無之候と、又内々ニて罷帰り、何も申間敷やと奉存候、いつれ其内拜眉万々可申上候、先は早々頓首、

二月四日

猶、昨日は改名伺之通被仰付候、右御吹聴奉申上候、

取込早々如斯御座候、頓首、

〔大久保利謙氏所藏〕

四二九 伊達慶邦へ書翰 二月九日

一筆拜呈仕候、愈御清福奉賀寿候、然は今度願之通隨居・家督被仰付、且改名も伺通ニ被仰出難有奉存候、右之御吹聴可申上、草々如斯御座候、恐惶謹言、

松 薩摩守

齊彬(花押)

二月九日

〔伊達慶邦、仙台藩主〕
松 陸奥守様

猶々、御自愛專一奉存候、当年は拜顔と相榮候処、其儀不叶残念奉存候、猶後日万々可申上候、以上、

〔島津斉彬文書所収〕

四三〇 伊達宗城へ書翰 二月十二日

〔奥封ウハ書〕
「藍山公閣下 薩州拜」

此間は尊書忝奉存候、愈御清榮奉賀寿候、然は被仰下候条々忝致承知候、御考之通中々行れ不申、余り色々細か成世話ニて不入事之様ニ申候由ニ内々承り申候、將・仲共右様之心得之様子にて、稻留と中山事実相違之事、公儀を偽るに当るとの事、更に不心付様子、乍然内心は心ニ覚は有之ても、不心付振りニ致居候やとそんし申候、同苗ニも仲より不殘申聞候や不存候得共、仲之申候ニは、申上候処、小家に對し申様成儀、

國家ニは入らざる差函、打捨置可申、右様ニ申候とも、此間やしき江申出候書付には、矢張其俣ニてよろしく、其様の細か成事申候ては、老中之人物ニは無之、小子ニも立前迄、辰江不參様いたし、可然と申候由ニ御座候、其通故、折角辰之厚志ニて、親類之場ニて、南部江申候ても、左様ニは不存、同列中は誠之申訳、辰か彦人ニて色々申候様子ニ引受候間、中々少しも詮立不申、此上は実ニ致かたも無之、当惑至極ニ御座候、只今通り万事差函ニては、中山之一条少しも相変申間敷、同苗と將・仲之申ニ任セ候外は無之、左候ては、公辺閣老中配慮之詮も無之、又押張り中山の所置可致と申候ては、同苗如何様可申も難計、実当惑至極ニ奉存候、細事望日可申上候得共、先此段奉申上候、仲江此間いつれにも、中山は今少し人数ニても不遣候ては、相成間敷と申候処、驚き候様子ニて、其思召ニ御座候やと申候程之事ニて、中々只今之様子ニては、とても相変候様子は無御座候、小子用取次之もの之申ニは、將・仲等一向構はぬ様子ニて、入らぬ世話と存候様ニて、辰之口之不入世話と申さぬ計り之よしニ申候間、中山事実之相違、稻留改名等之事は、(牧野忠雅、老中、長岡藩志)牧より申出ニ相成

候ハ、辰計リニ無之、閣老一統之評議ニ驚可申、夫も少しは強く出候て、將・仲一変可致程ニ出不申候ては、とても詮立申間敷と奉存候、色々考候て、十五日迄に万々書付可申上、南・鐵も所存も可有之候間、此度は此方所存不申間、か様〱之様子ニ候間、如何いたし可然や、兩人之所存委敷書取可申上と、被仰遣候ては如何、左様ニ無之、此方より考申遣候ハ、いつも只同意との事ゆへ、一工夫兩人江為致見度奉存候、しかし御賢慮次第と奉存候、十五日ニ持參と被仰遣候ては如何ニ候や、此度之次第は、(筒井政憲、西丸留守)筒老江も望日御咄御座候様、何その為宜しくと奉存候、委細万々書付出来次第可申上候、誠ニ御配慮千万忝奉存候、頓首、

二月十二日

一御賢考之通ニ、やしき中江申出候を、聞付候と申候ニて、辰より出候とも、矢張同様かと奉存候、

一飯之義、実子御座候ても未タ届け無之事故、夫ニて差返シニ相成候ては、猶更飯ニ相成候をりは不宜候間、とても因の例不出来事ニ候ハ、何事なく飯ニ相成候かた増しと奉存候、若只ニてむつかしく候ハ、美よりも申越候趣ニて、南・鐵より内意書か内願書面ニて

も、出候ては如何やと奉存候、左候へは南持参にて渡しニ相成可然事かと奉存候、

一 勅使之一条、最中掛合有之、京都江度々飛脚往來いたし候よしニ御座候、内々承候事故ニ、如何之都合か不存候、程よく御勘考奉願候、以上、

一 先日之御書面御返し申上候、以上、
幸便ゆへ、

導大君江相願申候事、

(宇和島伊達事務所所藏)

四三一 徳川齊昭へ書翰 二月二十九日

(奥封ウハ書)
「御請

薩摩守」

尊翰難有奉拜見候、先以益御機嫌能被為入、恐悦御儀奉存候、然は昨日御内達之趣、誠ニ以て難有仕合奉存候、右ニ付てハ、中納言様不一通御声掛被為在候故、御内達にも相成候次第、重畳難有奉存候、殊ニ早速御懇書頂戴仕、恐入難有奉存候、実ニ積年之大望成就仕、冥加至極ニ奉存候、以後嫌疑之無憚、御奉公相勤度心願成就、殊ニ国政等も十分ニ処置も相叶、誠ニ以難有次第、宜敷御賢察奉願候、先は御請御礼申上度、早々

如斯御座候、恐惶謹言、

二月廿九日

猶々、時氣折角御加養被為在候様奉存候、今日は色々取込早々奉申上候、以上、
(島津斉彬文書所収)

四三二 伊達宗城へ書翰 三月二日

(奥封ウハ書)
「藍山公閣下 齊彬拜」

愈御安康奉賀候、別紙御覽可被下候、五日は何卒登城前ニ早く御出可被下候、小子も参り可申候、五日迄ニ御考も可被仰下、(牧野忠雅、老中) 牧之口氣手ぬるく可思召候へ共、小子直ニ申候間、先其尽ニ致候、此段は牧江参候て、か様くニ被申候と申義、南部より直書にて、小子江表向参候ても可然と奉存候、南江は六日ニ牧江参候姿にて、(堀江和武、御役御用心) 武兵衛被召呼、同苗江直書と申遣候へ共、考候処武兵衛江か様ニ牧野江問合候処、返答有之と書面被渡可然と奉存候、其書取貫所様御勘考可被下候、夫故小子同苗江申候処大意申上候、都合よろしき様奉希候事、誠ニ取込以上申上候、以上、

三月二日夜

別紙南部江御見セ可被下候事、

(島津吉彬文書所収)

四三三 伊達宗城へ書翰 三月三日

「暮春初三日来る、麟兄内話之書取」伊達宗城筆

一 牧野へ逢候処、先日之通書付相渡申候、色々はなし申候、一通りにてよろしく取計候様ニと申候、

一 辰へ参候処御太鼓にて逢不申候へとも、鳥渡面会之筋ニ致し、よろしくと辰より用人にて申聞候間、其通にいたし申候、

一 同苗へは申候人無之故、無抛小子より左之通り申候、一 牧野へ参候処、此書付出シ、口達にて申候筈ニ候処、

事長き事故ニ覚書いたし候由にて相渡候間、夫を見候て、恐入候得共、疏之事等何も存不申、いつれ帰り候後承可申、其外之義も心得候旨申候処、一体不容易、御国体ニも懸り候事故、表立御沙汰可有之候得共、夫ニては差扣等も無之ては不相成、上にも厚き思召にて、拝領物杯も有之、御一世首尾よく御隠居と申候所ニ相成候訳にて、最早申聞候にも不及訳なから、夫にては以後御為にも不相成、御心得之方可然と申談し、御役

場をはなれ申候訳にて、此ケ条御札は不申候間、左様心得候様、又御家来之不行届も、此節笑左衛門之様ニ御取あつかひには不及、御帰国之上駕と御調被成、且又近親衆江申談候て、中山等之事に不懸様ニ被成可然、(黒田齊博・南郷信順・久松静善・奥平昌徳)近親之義ハ美の・南部・隠岐・奥平等へ、万事相談可然、又阿部にハ御親類之御事にては被為在候様ニ被伺候間、被仰談可然、尤今日之書取は御達と存候様、此後は呉々念入候様、此後書取如き義見聞候得は、最早表立御沙汰も可有之、よくよく心得候様被申候事、一 美濃へも対面致候哉と被尋候間、忌中故如何と申候へは、夫は家督初にて万事申談度候間、如何と伺出候ハ、何も差支有之間敷被申候、

一 稻留之義并に家来之事、押返し承候処、自分より差図は難致、近親衆之御相談之趣被仰聞候ハ、其節ハ内々可承候、其上都合ニよりては、内々所存も可申候得共、けして事立不申、ゆるりと御取あつかひ可然、辰へ参り御相談被成、南部等へも被仰談候様被申聞候、一 南部へハ今日此方よりハ不申聞、小子より申候様、いつれ序之節可申聞との事、

一 大隅守へハ程よく被申聞候様にと申事、

一美濃へも被申談候やと尋候間、忌中故如何と申候へハ、夫は家とく初て之下国ニも有之、無抛用事も候間、忌中ニても逢ても不苦哉と伺出可然と申事、

一人氣之処吳々念入候様、非常之ため不容易御国体にも相成候条、可念入と再三被申候事、

一以来か様に致し可然と思召候ハ、御内々承知致度と段々申候処、いづれ申談、追て可申聞との事ニ御座候、

先大意右之通り被申聞候処、

英国之義ハけて有ましくと申候間、只今武兵衛ニ承候処、どふか有之様子と申候へハ、何とも不

申聞候、

〔島津久徳、家老〕

一英国・稻留共に將取扱事と申候間、左様可被申候、

一同苗申にハいつれ家来の事も、將曹名前にて取扱不申候ハ、可然と申候間、如何と申置候、

一辰江参候処、英国之事、昨年以来余程評判も致候間、

去年承候得ハ、此義御存なき由被申候得共、其後も追々見聞も有之と被申候うち、御太鼓にて登城ニ相成、五日・七日之内に約束致帰候事、

一右之通申候て、將・仲へ如何と申候処、將へは不申聞、仲へ御申聞候様、仲・武兩人へ申聞候、右五日に阿部

へ参り、返事振等申談可然と申候間、仲へ明日可申、先右之通にて相すみ申候、

一奥・南・隠岐へハ明日武兵衛使にて書取為見、所存も御座候ハ、申聞候様申遣可然やと申候処、宜敷と申事、

昨日之大意申上候、御覽後南部へも御見せ被成候て、同人より御返可被下候、

一五日申談ての事に候得共、將曹は国へ帰り候後、中山之懸り差ゆるしにて、同人より病氣引にて可然、仲ハ当冬比にも相成候ハ、表役可相成候位にてハ如何、小子の考候処申上候間、奥・南へ相談可被下、平之義三人共にてハ、同苗不自由見得候間、先今迄之通にてハ如何や、四日迄にハ治定被下候て、五日登城前に貴所様も御出被下、御相談申上候て、其上辰へ承候て治定致度奉存候、

一其上南部は、六日に牧へ参候て承候処にて、牧ニても先懸り差ゆるし候ハ、同人より引込之位の所にて可然、夫程にハ無之て不相成、仲・平もか様位と申事被申候処にて、家来筑後・武兵衛ら召呼候て、奥・南兩人にて被申聞候様、夫にて宜しく候、

一五日小子参候ても、辰之口氣いつれ考て可申との事に
て、か様と即答無之処に致度奉存候事、

少々手ぬるく可被思召候へとも、先ハ右之趣に申置
候、家来か様くくと治定は、兩三度阿・牧逢之上に、
追々と相成候方宜しくと奉存候、奥・南所存、且美
へも南より申遣し、同苗見候てもよろしき様子返事
参り、所存申来り候ハ、可然奉存候、

〔島津斉彬文書所収〕

四三四 高野山蓮金院へ証状 四月五日

〔ウハ書〕
「高野山 蓮金院」
〔奥ウハ書〕
「書附写」

其院は、從中納言家久代為当家宿坊、因茲所令寄附之
庄園至当代不可有相違之条、先祖之日牌寺檐之修甫等
如先規聊緩疎有間敷者也、仍状如件、

嘉永四年四月五日 少将齊彬御判

高野山

蓮金院

〔東大史料編纂所所蔵〕

四三五 島津久寶へ書翰 四月七日

〔奥封ウハ書〕
「」
豊後江」

一筆申入候、愈無事珍重ニ存候、其後旁にて令無音候、
細事申入度候得共、対面之折と申残候、差掛要用之分
申入候、〔名越盛光、側役〕彦大夫便申入候書付之儀、其後段々南部にて
牧野問合セ候処、將之義自分より引き候位之取計、ま
た仲・平等も表役ニ相成、夫にて可然との事ニ候間、
無抛御直ニ申上候、訳なく御承知にて候、しかし成丈
ケ取留、少しニても輕めニ致度事故、帰国迄之処、延
し候処、辰・牧江申候て美の・其方等江も申談し候て、
成丈ケ輕め之義可取計と申上候処、夫にて宜敷と御沙
汰故、ゆるりと可致、実に美の申談シ、將哲人琉掛り
内用掛り差免し、仲も内用計り御免位ニ可致と存候処、
案内ニ〔高野山〕宰相様より將江、隠之御沙汰も有之候よし、
出立之日承り、又大坂にて承候処、仲ニも〔高野山〕高輪御用等
不被仰付候様子、実ニ御早まりにて困り入申候、其儀
内々將より大坂にて申聞候間、成程牧野申候事も御座
候へ共、いつれ帰国之うへ、成丈無事ニ可取計との考
ゆへ、中々未タ隠等之事決心ニ不及候へ共、御沙汰候
ハ、夫にて可然事ニ候得共、差いそくニ不及、仲

等も同様必ず深く心配無之、何事も御都合第一ニ精勤可然事と申置候間、心得迄に申遣候、いつれ將之申候ニも、独りは退隠無之候ては不相濟様ニと申候、尤ニ候間、極上ニ參候て、首尾能退隠ニて、御機嫌伺申上候処かと存申候、仲・平之処、美濃江申談シ不申候ては、美のさへ格別所存無之候へは、よろしくと存申候、中々意味深長、筆紙ニ難尽、大意心得ニ申遣候、

一 此間其方江 宰相様御書被下候よし、右様之義と存候、色々意味も御座候条、対面ニて万々可申談候条、必ず其心得ニて、何事も御請可然と存候、委細着之上可申聞候、

一 先達殊ニより筑迄參候様可申遣との事、彦大夫江申聞候へ共、又考候へは、余り事立候間、其段美濃江掛合置候、返事いまた不參候、是非との事ニ候ハ、早便ニて申遣候間、迎ニ出水迄出候処、無抛事ニて參候趣ニて、筑江対面、前日ニ行逢候様ニ可致候、

一 平の事も篤と養生いたし候て、出立可致被仰付候よし、何事も余り早御決心、切々恐入申候、御引留メより難有事ニ候得共、甚々都合むつかしくそんし申候、細事は対面ニて可申聞候、

一 此後は別て心添頼入候、何事偏任無之、上下一和第一ニ心掛度そんし申候、委細近々面談と申残候、以上、

卯月七日

御手伝之義、全く色々の代金と觀念尤ニ存候、其外対面万々可申候也、

(東大史料編纂所所蔵)

四三六 家老へ直書 夏頃

一 表向届之添書ニ、海岸之儀も入念候様、出立前致承知候間、当秋冬之内、海岸巡見可仕心得ニ候間、此段申達之段届置候方、手厚候て宜敷と存候事、

一 土佐漂流人之儀、別紙通内意差出、差函之上取計候ては如何可有之哉、長崎奉行江も内分相達置候へは、たとへ風聞有之ても不苦儀と存候、当地着船之上相糺候て、其上は依時宜早届差出候ても可然事ニ候得共、実ニ掃度存候や、真疑難分候条、別紙通差出可然やと存候、且土佐人口書之事も、誠之大意ニ書直し差出し可然、尤不差出候ても可然事候へ共、事情相知候為、老衆評議之一助ニも可相成候間、不差障要用之ケ条、書拔差出可然や之事、

一表向御届之書面案は、至極可宜と存候条、毎之通之振合可取計事、

一人数差渡之義は、表向届一同ニ差出可然、文言之義、

立前ニも分て御内話も御座候間、人数差渡其外猶又手当申付候間、先大凡迄申達候、委細は追て届可申達趣ニて、表向届之添書ニて差出可然や之事、

一兩三年中ニは、日本江通商可申掛との事、別紙各中吟味尤之文言、外ニ存寄無之候得共、名内ニて可差出品ニは有間敷、名内ニて差出候ては、公用人手ニ渡、世上風聞高、人氣動乱之基と存候間、老中江は以封書申達候方、可然やニ存候、

一唐国江掛合之一条も、立前阿闍ニて内話之通、琉球ニて取計致符合候間、御内話之通可取計段、琉球江可申達候処、彼地ニ於て、疾ニ同様取計候旨申来候間、御間置可申達候趣、書取差出可然哉之事、

右五ヶ条届之内、去年英船渡来之届、並ニ人数之届ニヶ条は、例之通之手数ニて、江戸江掛合届ニ相成可然、跡三ヶ条は、書面取仕立、我等手元江差出候ハ、内分辰之口江差出候様可取計哉ニ存候、

一右之条々、存寄之假申達候、乍然何も国家之為ニ候条、

入念各中初申談シ、此度申達候趣意不弁事、又は不承知之趣も候ハ、何篇も及尋問候様、何分上下一和得

心之上可然事ニ候間、無服蔵万々可及評議事、

其外野元右條、家老監書也一郎江相達シ、中山江申越候儀も所存候へ共、

先差掛公辺届之儀迄、大意書付遣候、

一別紙△印之二通は、南部遠州江可掛合存候文案ニ御座候事、

一表通・内分届書面文言は、評議之上其方ニて取立為見候様存候事、

(東大史料編纂所所蔵)

四三七 琉球へ土佐人漂着届書 九月十一日

私領琉球之内摩文仁間切江、当正月三日、小船より不見馴体之者三人漂着候ニ付、役々差越相尋候処、土佐国高岡郡宇佐浦之傳藏年四拾八歳、同人弟五右衛門年式拾五歳、同国中之濱萬次郎年式拾三歳、外ニ傳藏弟十助、并同浦之虎右衛門五人乗組、去ル天保十二年丑正月、為漁方致出船逢難風、辰ノ方無人島江致漂着、鳥類等食物ニて及助命居候処、同六月三日頃、異国船壹艘通船候ニ付、招寄候処、亞米理幹鯨漁船之段手様等ヲ以相通

候間、助呉候様頼入、五人共致乗船、同十月、西洋之内うわふ国江着船、船頭知人之者江介抱方相頼呉、萬次郎儀は本国江可列越申聞、同十一月同所出帆、翌年四月、北亜米理幹江着船、同所にて致船乗等、又々うわふ国江罷越、皆々致賃取稼等居候処、亜米理幹船清国江相渡由承、致婦国度候ニ付、日本江送届具候様申入候処、未渡海不致国之由にて相断候故、伝間買入可致便船候間、日本之地と見請候ハ、卸し呉候様頼入、右十助義は五年以前致病死、虎右衛門義は居残度任申残置、去年十月同所出帆、当正月二日洋中より琉球国を見掛け、伝馬相卸候所、風雨強難致着船、地方山蔭江乗寄居、翌三日漸致上陸候、本船は伝馬相卸、直ニ戌亥之方江乗行候段申出候、尤本船より列渡し相卸候ハ、外国江漂流人義は、是非相断義ニ候得共、伝馬より上陸、本船直様乗通り候ニ付ては致方無之、宗門之儀相糺候処、邪宗等不相学段申出候ニ付、人家明除、致介抱置、此節琉球より送越候ニ付、猶又於当地相糺候処、前条之通何も不審之廉無御座候、依之警固之者相添、相送遣旨、長崎奉行江委申達候、此段及御届候、以上、

九月十一日

松平薩摩守

〔島津斉彬文書所収〕

四三八 長崎奉行へ書翰 九月十一日

一筆令啓達候、私領琉球国摩文仁間切江、当正月三日小船より不見馴体之者三人致漂着候付、相尋候処、土佐国高岡郡宇佐浦之傳蔵外ニ四人乗組、去丑正月漁方出、逢難風無人島江漂着、同六月三日頃、北亜米理幹船通船之折、相頼致乗船、同十月西洋之内うわふ国江着船、其内一人は病死、一人は同所江相残、去年十月、亜米理幹船江乗組、伝間より当正月三日致漂着、本船は戌亥之方江乗行候段申出、宗門疑敷儀も無之、此節琉球より送來候付、猶又相糺候処、不審之儀も無之候、依之警固之者相添可送遣候、委曲家来共可申述候、恐惶謹言、

松平薩摩守

斉彬書判

九月十一日
〔忠明、長崎奉行〕
内藤安房守様

人々御中

〔島津斉彬文書所収〕

四三九 長崎奉行へ書翰 九月十八日

一筆令啓達候、最前申達候私領琉球國摩文仁間切江致漂着候土佐国^ノ者三人、并所持品等、警固之者相添送遣候、委細家来共可申述候、恐惶謹言、

松平薩摩守

九月十八日

斉彬書判

内藤安房守様

人々御中

(島津斉彬文書所収)

四四〇 徳川齊昭へ書翰 九月二十九日

(封紙ウハ書)
「上」 申上 薩摩守」

尊翰謹拜見仕候、追日冷氣相成候処、益御機嫌能被遊御座恐悦奉存候、然は不存寄御尋被仰下、御国産之佳品頂戴被 仰付、重疊難有奉存候、先は御請御礼可申上如斯御座候、恐惶謹言、

薩摩少將

九月廿九日

上

猶々、時氣折角被遊 御厭候様奉存候、痢病此節は宜敷御座候へ共、先比中は流行仕候、私ニも少々中暑ニて下痢仕候、此節快気仕候へ共、用心之為拜受之品早速拜味仕候て、別て難有奉存候、且又此品御礼迄致進上候、以上、

別紙

(封紙ウハ書)

「上」 申上

薩摩守」

(奥封ウハ書)
「別紙御請」

別紙申上候、其後未夕寄書等入手不仕候、綿葉之儀は格別要用ニも無之よしゆへ、其後は試不仕候、山煩車之雛形、初て持渡之よしゆへ、折角掛合仕置候、未夕入手不仕候、肥前ニ入手相成候も難計奉存候、いつれ其内ニは相知候事と奉存候、

一木綿之義奉畏候、弊国ニも当時無之候間、来春中山江申遣実取寄候筈ニ御座候間、参り次第可差上候、乍然中山ニても十分ニ成木不仕、国益等ニ相成候事無之よしゆへ、御領分ニてはとて成木無覚東奉存候、

一琉国之儀、今以同様之義ニて、此節人数も又々差越、段々申遣候義も御座候間、来春ニ無之候ては様子何と

も難申上、唐国并ニ中山ニても、是迄不致手段申遣候間、夫ニて少しは様子可相分、如命如何ニも疏人柔弱ゆへ、存候十分一も防禦之手当むつかしく御座候間、先々此方持分之島々を、追々手当可仕存罷在候、夫も順季ニて渡海故、此節漸々差渡し、彼地之様子申越候上、追々手当可仕心組、誠ニもとかしく奉存候へ共、何分太平ニ浴候人氣ゆへ、甚タ心配仕候事ニ御座候、夫ニ去々年、去年之不作ゆへ、別て人氣むつかしく、漸々此節折合ニ相成申候、困米其外之儀も、是より追々手を付け候筈ニ御座候、クナヅリ之義、薄々承候義、南北共甚々危き事、万一之義御座候節之御工夫被為在候様奉存候、(信濃、村上藩主)内藤等も転役ニ相成候様ニ承知仕、先々恐悦奉存候、此節武芸見分等ニて取込罷在候、来月中より海岸巡見仕候筈ニ御座候、猶後便可奉申上候、以上、

九月廿九日

猶々、当地順季も宜敷、米穀十分ニ出来ニて、先々安心仕候、時候も時節相応ニて、綿入々ツ位之季候ニ御座候、以上、

(島津斉彬文書所収)

四四一 漂着人引渡済届書 十一月十八日

先達て御届ニおよび候私領琉球国之内摩文仁間切江、当正月三日、亜米理幹(馬)伝間船より漂着致し候土佐国之者三人、并所持之品等、如例警固之者相添遣し候処、長崎奉行無異儀被相請取候、此段御届申達候、以上、

十一月十八日

松平薩摩守

(島津斉彬文書所収)

四四二 学生稽古扶持給与達書 十二月

造士館之儀は、(重考)故三位様厚思召之訳被為在 御建立ニて、御当代ニ至り候ても、御役等被仰付候節、文盲ニては御用立兼候ニ付、学文出精相応之人材出来、往々御用立候様と之思召被為在候処、近来学文之志有之候ても、困窮ニてハ存之俣修行不相調向も有之哉ニ相聞得、以来学生等之内、拾五人江稽古扶持、年中四石之割を以、来正月より壹ケ年も繰廻被成下候条、一涯致出精、往々御用立候様可心掛候、尤拔群出精之者江は、稽古扶持引続被成下儀も可有之候間、時々名前助

教取しらへ可申出、後年万一も内意等承り候様成立候ては不可然事候条、精粗之所能々致吟味可申出候、此

旨助教江申渡、可承向へも可申渡候、以上、

十二月

(鳥津久宝、城代家老)

(鳥津斉彬文書所収)

四四三 手記 四年頃

いにしへよりさま／＼と、かしこき人々も余多おはしませと、

東照大神の神慮程かしく貴き御事はあらしかし、

御在世の比、九條殿とは御中もよからぬさまにて、

外々の撰家よりうと／＼しくおはしましたると言ふを

年比不審に思ひ居たりしに、此ころ人の言を聞に、これ

れも厚き

神慮のしからしむるとなむ承る、其比 二條の康光公

をはしめ、九條殿と御中うと／＼しきを憂ひたまひ

て、さま／＼と双方をつくろひたまひし折ふし、

神君の仰に忝事ながら、此事夢々有ましく、当世の有

様上もなき 朝恩を蒙り、我家に對して可争人あるへ

しも思はず、左あれば子孫にいたりて、 朝憲を輕

ろしめ、我俣の振舞あるべきもしれず、幸に 九條殿

と日比御中よからぬは、 君の御為我家の為万全の基

なれば、後年子孫我俣の振舞あらは、 九條殿理の当

る処を仰せられ、子孫をいましめ給ひ、 君臣の分の

乱れぬ様に仰出されなは、自ら我俣の沙汰もあるへか

らす、 公私につき長久の計なるべければ、只此俣に

て可然と仰事ありて、今に至るまで御縁辺の 御沙汰

もなきとなむ、誠に恐れみ貴み奉るへき事にて、余り

の忝さに後年の為に記置はへる、二百年余の太平もか

ゝる神慮のしからしむるにこそ、 御堂殿 豊臣殿下

等と、一日の論にあらず、仰き貴ふへし、

一 異国の事をも 御心にかけたまひて仰言ありしこと、

二百年余の今にいたりて思ひ当る事数々にて、

神君の聖慮を一日もわするゝ時は、国家廃亡の基ひと

思ふべし、つら／＼当世の様を見るに、深き神慮の処

に心もつかず、財用の出入の多少にかゝわり、防禦の

手当手後れになし、義論已みにて空しく年月を送り、

甚だしきにいたりては、大事に及ぶべきをも取かくし、

我身の名聞栄花のために事をかきり、或は先例になづ

みて、時世のしからしむる道理を弁へぬ事、これらは

皆太平の恩沢に浴しなから、

天恩の忝をもわすれ、我身の安きを計り、日月を送る事不忠の罪のかれぬうへ、万に一も異船渡来のうへ戦争に及びなは、其節にいたり施すべき手段もなく、あきれ果て、たましひも消失せ、十方をうしなふべし、左ある時は我朝の御恥辱申迄もなく、祖宗へ対し不孝之罪のかれかたく、八百万代の末迄も恥辱すゝきかたかるべし、たとへ諸侯のうち心得違ひにて、左様の振舞あるとても、夫に附従ふ人々の、我身の恐ろしさにひかされ、深きおもんばかりもなふおもねりて、従も又浅まし、

神君の聖慮とは雲泥万里のたかひにて、あまりになじかしく思ひぬるまゝ筆にまかせはへる、

一 忠孝二つながら全からすとの事古より言習はせる、実に思ひ当る事品々はへるそかし、

中にも

我朝は

神武之聖代より今の世にいたるまで、

聖恩に浴する事たとふるものなし、されは異国よりは別して

皇上を重んじ奉るべきになむ、左はいへ 父君をも貴ひ敬ひ奉るべきは言までもなし、たとへは仕官の身となりては、万一も 父の思ひあやまりて、

君上に対し不忠之振舞あるときは、ちからの及程は

父君の心の取なをる様に心かけ、其上 君の理にましまさは、忠志を専らとして、 父君の悪事をうつたへて、父君の罪をつくのひなは、家名をもおとさす、不孝にて不孝にあらず、左はいへ父君を害するなどは有へきならねと、

君より罪せられたまふを、少しも軽くなさむと心得へき事になむ、小松殿を始め賢公忠士の、 君の為には父の悪意をくしき、或は未然に事をあらはせしめしもあり、仕官せぬ身分と仕官の上は、夫々の心掛格別たるべし、しかれとおほる氣の事にては、夢々好むへき事にはなし、

皇国の御大事にも及びぬるか、又は国家の一変にも及びべき時にて、理非を考へ用捨あるべきなれ、次第に依りては、 父の罪をもつくのふ手段もあるべし、父の罪を顕はすは不孝と一がい心得て、何事も理非を不弁、父の心に従ひ、

皇國の一大事に及びぬるか、 國家の大變に及ぶべきを其俛に従ふは、眞の忠臣孝子の道にはたかひぬべし、其ときにいたりなは、身をすてゝ國家の平安を専ら心得て、忠孝兩全の處を第一思ひはかるべし、

一 神君の仰にも一人に任する事、世の乱れの基ひと、返すくゝ仰をかれし事よくゝ思ふべし、

神君の聖明英武の御世にさへ、大賀彌四郎にまよひたまひぬる事、よきいましめなれ、今もまのあたり其わさはひ少なからず、諸侯たるべきもの第一に心得べき事になむ、

一 諸侯の第一に心得べきは、國家を我物と思ひ、家人を我が家人と思ふ事、心得違の第一なり、 國家は勿論士民にいたるまで、

天より帝王に命し、

帝王より預り奉ると思ひて、万事其心を第一として、國政を施すべし、其心を朝夕にわすれず、我身のおこりをはぶき、民を恵みなは、千世万代の外迄も、

天より恵をうけて、國家も長久に子孫も弥榮へたのしむべし、

一 學問はまはり遠きとて、好ぬ諸侯聞及ふことあり、誠

に國家の大罪人とも申すべし、學問とて別にある道理にはあらず、日々の行ひにはつることなく、治國平天下の政より一人の身を修るにいたる迄、此道にはつれては、一日も叶かたき事をかし、巧言令色にて利財を元とし、我身の榮花をはかるものは、 君上にへつらひ、學問をいみきらふ事多きならひなり、 君たらむ人學問をあしきまに言人あらは、かならず心をゆるすまし、才智を以て万事を取はからひぬれば、何かにつけて差支出来るなれ、手ぬるき様にても、根本を心得行ふ人は、後年迄差支なく、未長く教令を人も守るべし、此らの事よくゝ思ふべきになむ、

(高知市民図書館所蔵)

四四四 吉書 嘉永五年正月十一日

(封紙ウハ書)
「吉書」

吉書

一 神社仏閣修造興行事、

一 可專勸農事、

一 可徵納國々年貢事、

右任三箇条之旨、可有沙汰之狀如件、

嘉永五年正月十一日

齊彬〔花押〕

〔東大史料編纂所所藏〕

四四五 戸塚静海へ書翰 正月二十日

一 書面相達申候、弥無事珍重ニ候、さて虎壽丸初無事文

〔奇形五男〕
〔明章、剛徳〕

夫之由、致安心候、此方無異ニ候、田原直助と申もの

〔伝馬〕

長崎江遣し、今度渡来之マーンネン、大砲之総督之由ゆ

へ、色々尋問申付、疑之義相応ニ相分り申候、猶手間船

鉄張之雛形も取寄せ申候、此度之船は、余程珍敷船之

よしニ承り申候、横の大貫き不残鉄ニて作り有之由、

マーンネンは、直ニ帰帆いたし申候、台場之事も十分ニ

相分り申候、来々年比はよき医師参候よしニ聞得申候

間、マীগポンプ等之義、委敷尋問可為致と存候間、

尋度事追々書記し置可申候、

相廻候、牛胆も其節可遣候、

一 麝香も可也之品御座候間、是又可相廻置候、下品・上

品入交りニて同位之品御座候、夫より撰み可相廻候、

当地之医師夫を撰む事出来不申や、同直段ニ御座候、

一笑々々、

一 蘭稽古人三人申付、長州青木江修行ニ遣し申候、五ヶ

〔周崎、長州藩医〕

年と申付候、其うへにて、修行次第第二東都江可差出と

申付候、長さき・大坂・東都は外之稽古出精ニ可相成

を恐れ、先つ長州江遣し、少しかため候うへニ可差出

積ニ御座候、

一 牛痘当地ニは絶へ申候間、少し時節をへたて取寄候て、

本方之植付可致と考申候、

一 何そ用心薬も御座候は、可申遣候、極内ながら福省江

内々蘭葉註文、五品程試ニ申遣候、夫か無滞参候へは、

奇薬珍品追々可申遣と存候間、早く薬品書付可遣置候、

大かた出来可申と存申候、先は用事早々申入候也、

正月廿日

〔東大史料編纂所所藏〕

四四六 伊達宗城へ書翰 二月二十九日

〔封紙ウハ書〕 遠江守様 用事 松 薩摩守

〔奥封ウハ書〕 一字和島賢公閣下 御直覧 薩州拜答

臘月之尊書、初春之貴翰、二月廿一日相達奉拜見候、先以倍御清榮奉欣賀候、小子ニも無事罷在候、乍憚御安慮可被下候、如仰、寒氣例より甚敷、乍去麦作ニは可然よし申候、領国先々静謐ニ御座候、中山も其後便船無之、相分不申候、且又何寄之品被下忝奉存候、当年も最早不遠御參勤と奉存候、御參府之上は、万々宜敷奉希候、小子は八月下旬比迄ニは、是非共出立之心得ニ御座候、閏月も御座候間、帰唐船早着可仕と存居申候、中山江万事申付候うへ、早々出立之心得ニ御座候、当春ニも種々申遣候、又去秋申遣候色々々の返事も、折角相待チ居候事ニて御座候、唐船之風聞ニては、未タ唐国も不静謐之趣、乍然此義は内々ニても奉行江不申出よしゆへ、極内ニ奉希候、御密示之儀も左ニ申上候、

一蘭書不残持帰リ之事は不承、年寄共手ニは有之様子、

乍然外江讓受候儀、伺中との事ニて何分相分不申候、〔同筆致、若年、福山藩主〕辰も段々考候処、内心は不好哉ニ存候条、御參府之上其御心得第一ニ奉存候、

一宗益之事、冬比より勤計リニて外江不参処、当正月廿

一日より勤も引き候、様子見合居候よしニ申遣候、根

本は例之医薬之事ニて、〔多紀樂真院、幕府奥医師〕樂等辰江色々申込ミ、夫ニて

もらち明き兼候故、奥向口入等之事も申出候故、聞合

セ御調へ有之事を承り、引入候て様子見合セ候よし申

来候、〔將軍世子徳川家祥夫人〕西簾之事は樂も掛り合ゆへ、掛念ニ不及よしも

申来候、樂掛り合無之候ては大変ニ候得共、樂掛り合

ゆへけして宜敷と申来候、〔遠藤胤統、若年寄、三上藩主、酒井忠親、西九若年寄、敦賀藩主〕遠但・酒右京も医薬ニて辰

不都合之よし、遠但正中引入、既ニと申事承り、宗

引入候処、又々どふか都合よろしく、一先出勤ニ相成

候間、宗も先ツ出勤と勤メ候人も御座候よしなから、

引入候序故、丈夫見届ケ候迄は出勤不致考と申遣候、

酒右はいまだ六ケしき哉と申遣候、此人は引入は不致

候、右之通ニて遠但・酒右・宗等引入ニ相成候ハ、

樂等の思ひ之ことく、世上ニも御制禁可被仰出候も難

計と申遣候、弥左様ニ候ては、誠ニせばき御政道、万

一異船渡来候ても、御所置思ひやられ申候、

一 西簾之儀、是は極内なから、〔正夫人〕簾ニ無之、〔御老〕御部や之方と

申、閣中評議ゆへ、急ニ出候事も難計候間、誰ニても
実子届差出候様致置候ハ、急之時可然旨進メ候趣、

樂・宗より申来候間、内々家老共と深く示談之上、不
足ニは候へとも、元〔島津忠嗣女、節姫〕一門娘ニも候間、可然〔高奥〕同苗所存次

第と申遣候処に、同苗も可宜と申事ニて、誰之実子可
然との処ニて、樂江申遣候処、小子之方当然と申遣候

由、左候ハ、又所存変、折角届之上若はづれ候節あし
く候間、丈夫之処承繕候て可申聞、樂・宗江申遣候由、

兩人も請合は難致、左候ハ、先見合せ、参府之上又々
示談可然と申事ニ相成候、又南〔南郷備前、奥平昌高〕・鐵共ニ不足ニて止メ

候方望と見申候、江戸家来も其様子ニて、色々申趣
ニ御座候、夫故いま止メニも無之、いつれ参府之上

何とか治定可仕候、全く小子実子之処にて、同苗は差
支かと存申候、南〔徳川家斉夫人茂姫、重妻女〕・鐵は廣大院様本ものゆへ、不足と

申事ニ御座候、夫も尤之儀ニ候へ共、御部や二候へは、
此方より直ニ出来候様子、華族名家之息女さへ、上廊〔禮〕

年寄被勤候事ゆへ、此方より直ニ候へは、御部や相当
と存候、本ものは不相成ゆへ、一位公ニも近衛殿御養

女被為成候事、又如何程実子之届ニても、一門娘之義

は自然と響き候、又弥届申出候上、様子ニよりては御

部や被仰出候比、〔志熊、右大臣〕近衛殿敷敷被仰立、御養女本物と可
致手段も可有之、双方よりにらみ居候ては、とても不

相分ゆへ、届ケ出候ハ、夫より様子も可相分、且ま
た今一条極秘之意味も申談シ、家老同意ニて申遣候事

なから、只今之光景ニて無理ニ取計候儀申遣し、不都
合ニては不宜候間、参府之上同苗江もよく申談可

取計と、先便より参府迄見合候方ニ申遣候、
一筑所持遠銃は六挺からみニ御座候、其外蘭筒少々入手

仕候へ共、仕入もの多く、馬上短筒は相応之品一揃入
手仕候、遠望鏡も宜敷品々も無御座候、浅黄色ソング

ラス付一本、遠望は可也ニ候得共、日を見候節、浅黄
ゆへ黒点よく見申候間、其品一本入手仕候、

一風説書水府よりも未タ不参由、肥前も立服之段申遣し
候、〔徳川斉昭、前水戸藩主〕〔鍋島光茂、佐賀藩主〕〔奥〕

一杉板は江戸ニて可差上候、寸尺被仰下候様奉存候、黒
かねかつらに在合少く候間、其分此便ニ差上候、跡は田

舎より切らせ差上候間、御出船前差上候儀無覚束、折
角いそきニて可差上候、

一御着之上は、不相替辰等之儀、并ニ万事奉希候、伊宗〔伊東宗益〕

之事も、〔勘川安道〕辰江何か申候との事も承り申候、

万事御油断無之様奉存候、

一 筑前より当地之事色々聞合申遣し、深切之事ニ御座候、

虚説も交り候へ共、よく聞合申遣し大慶仕候、

一 高輪引移りも無滞相済安心仕候、市兵衛町大骨折之様〔南部信順、八戸藩主〕

子ニ御座候、御参府之上は万々御示談宜敷奉願候、

一 金山少々手を付候処に、大き様子よろしく相成候、追々出金も可相増様子にて、大慶いたし候、昔は多分出

候処故、大かた相成之出金可有之と存申候、

一 中山人氣不相変、ために当春別段ニ金子遣し申候、多分ニと存候へとも、存意ニ不任三千丸遣し申候、左候

て唐物等取締り嚴重ニ申渡候、当地町人兩人、井戸〔豊取、江戸町奉行〕

り呼出しも申来候、去年二月比之事と聞得申候、近々

差出シ可申筈ニ御座候、恐入候事ながら、以後之取締

ニはよろしく御座候、笑之家来も老人引合御座候、是

は江戸にて病死之様子ニ御座候、多年此口より抜ケ候

事と被存、扱々不屈之人ニ御座候、將も色々不正之聞

得も有之候、〔伊集院平〕平も同様唐物ニは無之候得共、当座之間

ニ合セ計り取計、同苗江よき様申聞候義、追々承り申

候、〔五藤隆左衛門〕近初種々申候も無余義事と存当り申候、極御内々

奉申上候、

一 政事向も、差見得不宜義も、家老共ニも心附候様子な

から、江戸之聞得を恐れ候間、兎角延ひ勝ニ相成候ニ

は困り申候、常平法取建之儀、猶又書面にて大意申遣

シ、折角吟味いたし、永久連続之処申談候様申付候へ

共、未々吟味済兼申候、此義は急度取計候考ニ御座候、

一 西洋調練手当之事、先ツ是迄通りニいたし置候へ共、

幸ひ当年御用捨ゆへ、来月より其事ニ取掛り可申考ニ

御座候、調練之言葉等は、皇国語可見計哉とも存し申

候、不伏之向き御座候間、先ツ人氣之進立候様取計候

上、追々調練も申付候考ニ御座候、権道のため荻野火

矢は、取用ひ可申哉とそんし申候、

一 隠れ台場雛形申付候へ共、少々分兼候間、何卒雛形拝

借奉願候、

一 ダライイバス、此節初て取立申候、近日中ニ打試之考

ニ御座候、

一 若々例之伊丹酒御入用ニ御座候ハ、大坂留守居か、

伏見留守居江御世話申上候様被仰付候ハ、早速出来

候様申遣置候間、無御遠慮可被仰付候、先は貴答用事

旁可申上、略義なから以半切申上候、宜敷貴覽奉希候、

恐惶百拜、

二月廿九日

薩州拜

藍山公閣下

猶々、御自愛專一奉存候、

皆々様江宜敷奉願候、以上、

(宇和島伊達事務所所藏)

四四七 伊達宗城へ書翰 二月二十九日

(奥封ッハ書)
「藍山公御密覽 麟洲拜呈」

極密、西簾之儀は申上兼候へ共、中山一条中々根深く、先々甚々心配之事故、万々一事むつかしき節、一身は兎も角も、国家安全之一助ニも可相成極意之所存ゆへ、少々不足は不構訳、余は御察可被下候、市兵衛江も不申遣候義、御他言御免可被下候、頓首、

二月廿九日

(宇和島伊達事務所所藏)

四四八 那覇へ英艦渡来届書 三月二十五日

私領琉球国之内那覇沖江、当正月十七日火輪船壹艘来着御錠候ニ付、役々差越本国・来着之次第相尋候処、唐

人乗合、啖咭喇国之船、人数百六人、内唐人四人乗組、同月十三日、清国浙江省之内寧波府より出帆致来着候段申出、同十九日右唐人致上陸候ニ付、役々致面会候処、去々年八月火輪船渡来之節、当地官人より逗留嘆人引取之儀、嘆国官人江頼越候ニ付、軍機大臣江転達有之、右返答為可相達、此節總兵差遣候ニ付、近日於王城国王江致对面度、右為約定致上陸候旨申出候ニ付、当地は王城江他国人出入難相成ニ付、於那覇役々可致面会旨申置、其後役々船元江差越、国王幼年ニて对面不相叶、殊ニ總兵等入城有之候ては、城内可及混雜候ニ付、於那覇面会之儀強て申入候得共、一切不致承引、於城内冊封使引請も有之由ニ付、於城内可相達と之事故、忝其意同廿一日總兵其外唐人等九人城内江招入、役々致面会候処、嘆人之内繙訳官と申者、彼国軍機大臣より達候趣ニて、逗留嘆人於当地律例を不犯、挙動善好ニ致保護候故、列婦候儀不相成、近来会釈向不宜、強て為引取候処、巧有之甚可恨事ニて、以来其通候得は、嘆国義怒を可差起候間、右様之義曾て無之、嘆人心之忝挙動を免し、賓主之礼ヲ以会釈、嘆国之厚慈を取、為致安住候は、義ヲ結び相交、又總兵

より申聞候ては、右之大臣嘆人当地為引取度旨之取計を承、態々差渡、同人居住之情形真実ヲ探候処、挙動善良ニ有之候故、引取不相成候、大臣所察、当地官人共、嘆人を保護不致候儀は有之間敷、往年遠客之礼を以厚可致会釈裁否之処、不時ニ兵船差渡可相探考之由、且又中国も当分五口^(五港、広東、厦門、福州、上海)之地方諸民相對ニ致売買候、此国も外国船多く来着、当分通ニては最通間敷候ニ付、以米直買等差免候様殆難題之數々申聞、一体威勢を以抑へ付、何分可列帰体不相見得、強て申入候ては、却て其機ニ乘し、重て難渋筋可申掛儀も難計候故、其場程能致会釈、否之返答不申達候処、其候ニて申立も不致、本船江乘帰候、其後も総兵等間々上陸、浜辺致歩行、任望粮食等相与置候、然ル処同廿八日丑之方江出帆、航て帆影不相見得候、左候て逗留嘆人引払方之儀、種々尽手数候得共、涯々引取候模様不相見、漸々根深く可相成様子ニ付、尚又清国江使者差渡、只管困難之情合及歎願候様可致候、尤滞船中取締向等嚴重申付、外ニ異変之儀無之旨、此節琉球より飛船を以申越、就ては嘆人差戻方之儀は、追々及御届候通、種々手を尽し致指揮儀ニは取計候得共、兎角琉球国柔弱を見透し、

權威にほこり候嘆人共故、追々は如何之手段取企候も難計、別て懸念此事ニ候間、定式差渡候在番之者、当春致渡海候ニ付、以米之計策は勿論、取締向手厚加下知差渡候、追々之模様次第ニては、猶又相伺候合も可有之候、右之趣委曲長崎奉行江相達候、此段及御届候、以上、

三月廿五日

松平薩摩守

右之通、昨夕牧野備前守殿江被及御届候間、此段申上候、以上、

四月廿日

松平薩摩守家来

立花直記

(島津斉彬文書所収)

四四九 島津久寶へ直書 三月頃カ

天草移者之義、諸郷手当不行届ニて致立服罷帰候由、^(讀)政事不行届之訳ニて、他国江之聞得不可然候間、早々手当申付、在付候様取計專一ニ候、郡奉行之内人撰ニて掛り申付、衣食住安心候様可及手当候、其上様子次第、^(新川)利右衛門・^(種子島)加次右衛門等之内差越シ候て、以後之手当行届、追々と移者有之候様、仕法規定有之度、又

当国之ものも他郷江移り候ハ、以前之処より仕合せと存候様手当可有之、当時入用相重ミ候とも後年之為ニ候間、人心悅服候様手当可有之候、且以前より之借財等有之もの、此節遣候手当・飯料等之内にて、役々より返済等申付候儀は、急度無之様可申付、此義は先日粗利右衛門江申置候、当人江相渡候上、相對は別段之事ニ候、

一天草移者之儀、肥後・筑前等にて之手当、并ニ移来候後之手当向、篤と聞合候ハ、可然、左候て他江参候より、此方江参候方仕合せと存候程ニ手当不致候ては、追々人数重ミ候義無覺束と存申候、

一石様不手当等之義も、根本之規定不行届故ニ候間、篤と仕法治定可有之候事、

(東大史料編纂所所藏)

四五〇 多紀元堅へ書翰 五月二十九日

一筆致拜呈候、大暑之候御座候処、愈御清福被成御勤仕、奉恐寿候、扱先比は(河村宗瑞、奥医師)以宗臈献上菓之義も被仰下忝、参府之折持参可仕候間、其節は宜敷奉希候、檳榔子之事、此間承候へは、中山へは自然生沢山之由申もの有

之候、実之事承候へは、其尽之様子故、弥有之候ハ、実差出候様申遣候間、其内可申上候、素人之申候事故、不定に御座候、扱例之御義も参府之上可申上候、其うち宜敷御勘考可被下候、此程姉殿よりも暑中御尋被下忝、御都合宜敷と御序に御伝声奉希候、別段申上候義も無之候得共、暑中御見舞可申述如斯に御座候、恐々頓首、

五月廿九日

薩摩守

(多紀元堅、幕府奥医師)
樂真院様

猶々、御自愛專一奉存候、此品龜末に候得共致しん上候、且梶原性全と申仁之著述万安方と申書、其御地に御座候や、所持之品關本に相成候間、若々御在合も候ハ、写読度申上試候、尤急きは不仕候、享祿年中之著述と相見得申候、以上、

(順政公年譜所収)

四五一 近衛忠熙へ書翰 六月四日

一筆呈上仕候、甚暑之砌御座候得共、御所様益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、久々不奉御機嫌伺、恐入奉存候、暑中ニ付御内々御機嫌伺奉

申上度、如斯御座候、宜敷御披露奉願候、誠恐誠惶謹言、

薩摩少將

六月四日

齊彬〔花押〕

謹上

猶々、当季折角被遊御厭候様奉存上候、当地・中山共無事靜謐ニ御座候、以上、

〔陽明文庫所藏〕

四五二 近衛忠熙へ書翰 六月四日

一筆啓上仕候、大暑之節御座候処、

御所様益御機嫌克被為成、恐悅御儀奉存候、然は先日は歌道御入門無滞被仰付、重疊難有奉存候、此節詠草奉差上候、右御礼旁宜敷御披露奉願候、誠恐誠惶謹言、

薩摩少將

六月四日

齊彬〔花押〕

謹上

〔陽明文庫所藏〕

四五三 外国船漂来等届書 六月二十八日

私領琉球国之内大島沖江、去年十一月廿五日異国船一艘漂来、橋船一艘差卸、異国人七人乗組、漁船を見掛漕来候ニ付、漁師共差急地方へ乗帰候得共追付候ニ付、持合之節并魚相与、本船へ乗帰候様致手様候得共、不致承引、漁船一同浜辺江漕来致上陸候ニ付、役々差越国所等相尋候処不相通、追々多人数相集候処、相恐直ニ本船江乗帰、戌亥之方江乘行、無程帆形不相見得候、当二月同国之内具志頭間切江、異国船一艘来着、卸碇橋船より異国人六人、内女一人、浜辺江漕来候ニ付、役々差越本国・来着之次第相尋候処、言語不相通、何欲所望之体手様を以相通候ニ付、食料相与候処、本船江乗帰、申酉之方江乘行、無程帆影不相見候、同閏二月廿一日同国之内八重山島江、異国船一艘漂来、卸碇候ニ付、役々差越候処、異国人二人乗組候ニ付、本国・来着之次第相尋候処、言語不相通、草臥候体相見得候ニ付、粥并野菜等相与候処、翌廿二日未申之方江致出帆、無程帆影不相見候、右ニ付猶又取締向嚴重申付置候、且又琉球江逗留之英人妻子共、無事罷在候旨、此節琉球より申越候ニ付、委細長崎奉行へ申達候、此段及御届候、以上、

子六月廿八日

松平薩摩守

右之通、昨日牧野備前守様江及御届候、此段申上候、以上、

松平薩摩守内

八月四日

立花直記

(島津斉彬文書所収)

四五四 清国人琉球上陸届書 六月二十八日

私領琉球国之内八重山嶋沖瀬江、当閏二月十九日異国船壹艘走揚候体相見得候処、無間も橋船より唐人九人致上陸候ニ付、役々出会来着之次第相尋候処、唐国泉州府并漳州府・汀州府之者共四百五人、各在所雨遠く人民及飢餓候ニ付、為渡世嘆咭喇国へ罷渡度、嘆人拾式人乗合之嘆国船江乗組、去ル朔日厦門出帆、洋中逢難風漂来之所、沖瀬江走揚及危難、船住居難成致上陸候段申出、追々橋船より唐人三百八拾人上陸、致止宿度申出候ニ付、人家明除又は小屋取調召人、食物相与へ、取締向嚴重申付置候処、同廿二日嘆人九人上陸、右小屋江差越、壹人残置、八人ハ乗帰、直ニ本船敢出帆候ニ付、右残居候者共相驚、本船相招候得共、其似亥子之間へ乗行候ニ付、役々も無致方加介抱置候、同

三月十六日同所沖江異国船壹艘渡来、翌十七日御置候唐人三人、右船へ乗合致帰帆度申出候折柄、異国人五人、通事唐人壹人、橋船より上陸、右唐人本船へ引越無間も唐人召置候小屋へ向石火矢打掛、橋船五艘より異国人貳百人計、太刀・鉄砲所持致上陸候間、何様之訳に候哉、通事唐人江相尋候処、对嶋候ては何も子細無之、先達て卸置候唐人共可搦捕旨致返答、唐人は周章候て山中方江逃去候処、三人は鉄砲を以打殺、拾四人は申詫候体ニ有之、本船へ列越、式人は山中ニ致自縊相果候、同十八日異国船壹艘同断渡来ニ付、来着之次第相尋候処、当閏二月当嶋江来着之嘆国人、唐人召乗、厦門出帆金山と申所江渡海之洋中、右唐人共欲心差起、於船中船主并水主五人為打殺由、右船厦門江乗帰、嘆国官人江申出候に付、右唐人共為捕方致来着、右唐人悪意之者共ニ付、搦捕具候様申出候得共、小嶋之事故、其儀難叶段相断候得共、嶋役ニても附添具候様申聞本船江乗帰、同十九日異国人三人・唐人壹人致上陸、嶋役共ニても附添候処、唐人三拾人尋出、最前より之仕形相断候様申聞候様子に候処、壹人は応其意、外人数は又候山中江逃去候、且先度本船江出帆之節、

唐人残置啖人も召列本船江乗帰候、同廿日異国人四拾人上陸、唐人五人搦捕乗帰候、同廿一日異国人三人、通事唐人召列上陸、役々江面会、唐人共も方々江逃散、急に難相捕、長滞船難調候ニ付、帰帆之上兩米理幹船可差遣段申出、同廿三日兩艘共一同戌亥之方江致出帆候、同四月四日同所冲江異国船老艘碇を卸、橋船より異国人六人致上陸候ニ付、役々致面会候処、先日來着之啖国船厦門江乗帰、啖国官人江成行申出候処、悪意之者共多人數小嶋江難捨置候付、為可相捕、亞米理幹船乗頭唐人、其外式百拾人乗合致來着候、右唐人共居先相尋候ニ付、異国船嶋近く相見得候処、皆共山中江逃去候段致返答候処、明日より搜方可致候間、当地之人も七八人附添呉候様申出、同五日人数百人計、太刀・槍・鉄砲を持上陸、方々相搜、同六日迄ニ唐人五十人搦捕、同七日より十日迄七人搦捕、都て本船へ列越候、同十一日異国人一人、通事唐人召列致上陸、残居候唐人共致散乱、容易ニ難捕得候ニ付、重て渡來計策を以可相捕段申置、同十二日戌亥之方江致出帆候、然処唐人共にハ、追々召置候小屋江相帰候ニ付、本之通致介抱取締向嚴重申付置候、追て異国船為捕方可致來着候

ニ付、無残相渡候様可致旨、此節琉球より申越候、委田長崎奉行江御達候、此段及御届候、以上、

子六月廿八日 松平薩摩守

右之通、昨日牧野備前守様江被及御届候、此段申上候、以上、

八月四日 松平薩摩守内

立花直記

(島津高彬文書所収)

四五五 政化ニ付キ諭達書 八月二十一日

覚

一 勸農之事、

農は国之根本ニ候間、百姓不及困窮、追々戸口相増候様、掛之人々日夜心掛、末々迄行届、勸農之文字ニ相叶候様、可及吟味事、

但取箇・夫役・打起・收納之時節、其外之雜事迄入念、上下共弁利相成候様可取計事、

一 締方之儀、諸郷出旅前致誓詞候趣意ニ基、奉公正路ニ心掛候は勿論ニて、無証文ニて出郷之者、所ニて邪魔ニ相成人物、所役々之邪正、所榮劣等之事を心掛及見

聞、貨財を貪り、酒色ニ耽り、富家ニ近寄、貧賤を遠
け候類之儀無之、勸善懲惡を昼夜心掛、所之痛み不相
成様廻動可致旨、毎々可申達候、

但締方ニ不限、寺社方・山奉行・郡奉行、其外諸役
々ニも、同様相心得、華美之振舞無之様可申渡候、
一諸士風俗并文武之道修行之事、

諸士風俗不宜時は、一国之風俗乱候基候間、先達て申
達候通、弥不作法之所業無之、武士道相守、文武之諸
芸、無懈怠可致修行旨、諸頭之面々より可申達候、諸
郷之儀、程遠之場所多候間、地頭より郷士年寄等江急
度相守候様可申渡候、

但諸地頭役之面々も、文武之両道、無懈怠心掛候儀
第一ニ候、自身怠候て、支配江何程申渡候共、難
被行ハ当然ニ候間、此段能々相心得、風俗立直り
文武両道共、真実之修行ニ相成候様可取計事、
一孝子并平日心掛宜敷ものを引立遣し、鰥寡孤独長病等
之面々を心付、救助取計遣候儀、第一風俗立直り候根
本と存候間、末々迄心付ケ候様可申付事、

一音信贈答之事、
音信贈答は、礼節ノ事故、分限ニ応シ輕キ品贈答は当

然之事ながら、往年之習風にて、間ニは内意等申込候
節、過分之贈品も有之、其内ニは賄賂かましき進物い
たし候向も有之哉ニ相聞得候、此儀第一風俗乱れ立、
利欲ニ趣ハ媒ニ候間、急度立直り候様可取計、各中初
折角差送候を押返候儀は、義理合ニて難致苦候間、以
後急度無用之進物無之様、表向諸向江可申達、別て町
人等之進物之儀、急度不相成段可申渡事、

但進物等ニて推挙之儀無之事ながら、末々心得違候
ては不宜候間、急度可申達候、

一家宅管作屋敷取広等之事、
近年は自然と家作向立派ニ成立、未年始て下向之頃考
合候得は抜群ニ相見得、他国之外見等は可然事候得共、
一統困窮成立根本ニ候間、以來心得違之者無之、分限
相応ニ成文質素ニ取建、余計之家作等無之様、急度可
申渡候、進物沙汰家作之両条は、分て申達候間、已後
役々心付ケ、華美物数寄無之様、急度可申渡候、
一衣服之事、
先頃申達候通、弥堅固ニ可相守旨可申渡候、

一軍役之事、
武士第一可心掛事ニ候間、音信等節俟相用置、非常之

節、糧食を始メ万事不差支様用意、第一心得候様可申渡候、且又海岸防禦調練等之儀も、折角心掛行届候様毎々可申渡候、一米価之事、

城下より諸郷末々迄、格別高下無之、上下共通用宜敷様入念候て、毎々聞札、無抜目様可申渡候、

右之条々申達候間、篤と及吟味、諸郷末々迄不洩様申渡、来年帰国迄ニ詮立候様、取計專一ニ候事、

八月

九良賀野幹氏所藏文書、本文書ヲ、嘉永五年子八月廿一日被 仰出候 御筆之写シテ収録ス、異本に八月二十三日とあり

〔島津斉彬文書所収〕

四五六 島津久光へ書翰 九月十七日

〔封紙ウハ書〕

申入

薩摩守

〔奥封ウハ書〕

申入

薩摩守

一筆申入候、追々秋冷相成申候処、弥御平安珍重存候、

道中無滞、今夜正條江致止宿候、扱江戸ニても相替儀

も無之段申来候、廿二日之風雨ニて、串良辺余程痛ミ

候由、先便申来候条、折角無手技救助等行届候様ニ、

序之節豊後江も御達可給候、同人江は、此度書面不遣

候、其外ニも大損之場所も同様之事ニ御座候、道中筋

も久留米・備前は大いたみニ相見得、備前は三文余之滴水之よしニて、十万石余之損失と承り申候、作州・

出雲は猶更大破之趣、死人馬大造之由ニ相聞得申候、

江戸は十日・十六日両日風雨有之段申来候、倒家等も有之由ニ御座候、道中天氣都合別て宜敷、終日雨は一

度も無之候、式日延ひ候て、漸々今日着ニ相成候、其

地江は余程延着ニ相成候と存申候、橋口彦助之義、南部〔信〕より申来候得共、委敷訳は不相知候へ共、古谷堅

助と引合候訳ニても有之哉ニ被存候、堅助義も急病ニ

て死去と申来候、いすれ江戸着之上、委敷承り合せ可

申遣旨、是又豊後江御はなし可給候、一体豊後江も書

面遣候筈ながら、両三日齒痛旁不申遣候、

一種子不快はきと無之よし、松壽院とのよりも申参候、

其後如何と案し申候、松壽院との江之返事も着之うへ

可遣候間、序之節宜敷御申シ可給候、

一此品到来故、御目ニ掛候、外姫路革并ニ文庫御目ニか

け候、先日立前之鯉魚ふし、今日迄も風味相替不申、

別て忝存候、只今之様子ニては、江戸迄可宜と存候、

先は幸便ニ付、用意旁如斯御座候、恐々謹言、

菊月十七日夜

薩州

〔島津久光〕
周防殿

猶々、御自愛專一ニ存候、
高輪〔青丸〕ニても此間は初て大井江被為人、一夜御滞在御
座候よしニ御座候、以上、
〔照國公文書所収〕

四五七 島津久光へ書翰 十一月二日

〔封紙ウハ書〕
「周防殿 御答 薩摩守」

芳墨相違忝存候、愈御清安之由、珍重存候、小子無事
二道中無滞致着府候、

高輪ニても益御機嫌能被為人、恐悦奉存候、扱当地相
替候義も無之候、来年アメリカ参候事は、何となく評
判御座候へ共、世間ニては格別は不申、閑老中は余程
心配之様子ニて、辰之口ニ逢之節も心配之趣被申間候、
未夕御評議治定無之由ニ御座候、委細追て可申入候、
〔給由書〕
一日當山湯治被成候由、御相応被成候事と存申候、
高輪ニても毎日之様ニ御蒸風呂被遊、至極御相応と伺
申候、

一近日中ニ辰之口江夕刻参り委敷申談シ、軍船等之事も

申候善ニ御座候、此間参候節、鳥渡船之事申候へは、
至極承知之様子ニ御座候、西丸之一条も昨日御城江掛
合申候、簾之方ニ今一応取計候積ニ申談シ置候、

一大目付之儀、未夕御都合無之候間、伺不申候、
一其外御申越之趣委細心得申候、先日之御答旁早々如斯
御座候、恐々頓首、

十一月二日

薩摩守

周防殿

猶々、御自愛專一ニ存候、此方無事ニ御座候、久々
之参府故、別て取込、未夕少しも閑暇無之候、当地
御好之品も御座候は、無御遠慮承度候、以上、
〔照國公文書所収〕

四五八 島津久光へ書翰 十一月二日

〔裏封ウハ書〕
「用事」

取込ニ付用事計申入候、先々無事平安珍重ニ存候、道
中無滞着府、早速より方々来客ニて少シ之暇無之、今
日迄漸々七日程客来無之、未夕土産物等も不遣程之事
ニ御座候、廿一日高輪江罷出、不残拜見いたし申候、
扱西簾之一条も、近衛様思召も有之、着之上、樂真。
〔家紀案真〕

院・伊東宗益、幕臣

宗兩人呼寄セ申談候処ニ、上ニても着を御待入らせら

れ候御様子ニて、早速姉江談候処、左候ハ、別紙之通

り差出候様、戸田・戸澤故、(氏正、大垣藩主、正夷、新庄藩主) 簾むつかしく候得共、実

子との事ニ候ハ、又々簾之処ニ可相成旨も申聞候ニ

付、高輪江も程能以休之丞申上候処、宜敷御都合ニて、

直ニ御承知ゆへ、別紙之通、廿九日ニ差出候、奥平・

美の・南部も不残同意御座候、廿九日返事は、いつれ

近日中何分可申遣候、(桑田、御衆、川成藩主) 本郷丹後引入故、四五日は返事

遅り可申との事ニ申参候間、返事次第ニては、直ニ伊勢

江申談候て、其様子ニては、実子之届ケ可申出、様子

相知れ候ハ、早々可申遣、先内々申遣候、

一未タ表向御沙汰無之候得共、来秋御湯治御願之思召と

休之丞より承り申候、しかし、西丸之事有之故、其都

合ニては、両三年は御見合セニ相成候事か、夫故未タ

思召も不定、表向御沙汰無之事と存申候、内々申遣候、

一淡路守之一条も漸々相済申候、離縁之方ニ治定ニ御座

候、左候て病身之申立之積りニ御座候、跡は先召仕を

此方より遣候筈ニ御座候、訳は不申相済候得共、内実

は随真院との訳ニ御座候、附ニも權威甚敷、色々年来

積り候事ニて、此節召仕いとま旁ニて、弥むつかしき

故と聞得申候、夫ニ付ては此節は夫ニて済ませ、其後

は追々佐土原江も手を付不申候ては相濟間敷、家老共

之心得も不宣様子も御座候、離縁之一条相済候ハ、

追々承り合セ可申付と存申候、

一アメリカ之事、廿二日ニ辰江参り候節、色々之事大頭

申聞候、其内夕刻参り、篤と申談候筈ニ御座候、琉之

事も其節申談候筈ニ御座候、船之事は只はなし候処、

至極尤之由申居候、雛形は夕刻之逢ニ持参之つもりニ

御座候、アメリカ之事も、彼方より申聞候、余程心配

之様子、未タ御評議不定様子ニ申聞候、猶近々可申聞

候、

一其地弥静謐と存候、米も追々下落之よし、重畳ニ存候、

百文銭も通用申付候由、通用宜敷と存申候、折角不通

用ニ無之、下々難義無之様、(審入久通、家老) 多門可申談候、琉球役々

も不正無之様、度々申渡シ可然と存申候、

一此度先荷跡荷延着ニ相成申候、才領人跡荷之内不殘初

て故、別て延着ニ相成候て、不都合ニ御座候間、以来

は旅方側用人ニて取調候様、申付候事ニ御座候、十三

之長持を東海道を五切ニいたし、五度二十七日・十八

日振りニ着いたし申候、右之通故、以来は外才領もの

も、一人は度登りニいたし、兩人共初めて之もの江は、
不申付候方宜敷と存候事、

(橋口彦助)
一橋彦之事、南部江承候処、品川辺にて追々權威を振ひ、

同心似セ役等之事有之、役筋より申立候哉ニ相聞得、

左候ては死罪ニも及候事故、早く追下シと心付ケ候様

子ニ承り申候間、其心得にて物奉行勤一往申付候て、

又々外之隠居役申付候かた可然と存申候、

一其外申遣候義も御座候へ共、色々多用、今朝漸々認め

申入候間、後日万々可申入候、以上、

十一月二日

一佐土原之事、其方ニても追々聞合セ置候様可致候、此

前之召仕ひ之取扱等、甚々龜末ニも有之様子、其外家

老心得不宜との事も承り申候、以上、

(奥封ハ書)
「添書」

一添て申入候、自ら武兵衛より色々申入候事と存候得共、

存出し候間申遣候、

一西丸之事にては、姉初メ江色々進物も有之、其外発し

候得は入用も御座候事故、十万之内二万、此節当地江

取寄候事、

一預ケ金之事、二万は近權江相渡し申候、利金は下国之

節可持下と存候、当暮之処も右之目当御座候間、去年
之通一兩ツ、遣候ても可然、吟味いたし可取計候、此
事は武兵衛江は不申聞候、

一アメリカ之事、如何御評議相成も難計候得共、万々一

来年渡来にて、品川沖江參候節は、高輪・田町は勿論

芝も海辺にて大混雑差見得、女子之処如何ニも掛念、

旁山の手江よき屋敷候ハ、取入置候ハ、其節之は

づし場ニ可然存付候間、幸ひ品川屋敷類焼ゆへ、夫を

払ひ、代りと申処にて取入度、万一の節不覚無之様ニ

との趣意ニ御座候、筑後・近江江も申聞同意故、御都

合次第 高輪江申上、取入之処取計候筈ニ御座候間、

内々申入置候事、

別紙〔姉小路への書翰写〕

先比戸田・戸澤娘の内、近衛様御養女ニ被成、御縁談

之御事仰入られ候由、右御一条、未開東より御挨拶も

御座なく候へ共、此うへ御頼之趣、下向まへ御書にて

仰越れ候に付、私儀女子一人因許ニ罷在候処、病身ニ

付、御届も差出し不申候へ共、久々にて見請候処、至

極丈夫の様子ゆへ、此度御届差出候儀申上候へは、猶

又此度仰越れ候ニは、右之者ニ御座候ハ、猶更の事、

何れも御養女被成、御整ニ相成候様御頼被成度、御手前辺迄右之段、宜申入候様ニ御申越ニ御座候、私ニ置候ても、御整ニ相成候へは、厚有難奉存候、何分宜御頼申入度、先御内談申上候、伊せ守殿ニも兼て懇意ニも仕候間、内々私より申入候ても宜候哉、御程合計兼候故、右の処も宜御差凶御頼申入候、以上、

(東大史料編纂所所蔵)

四五九 阿部正弘へ書翰控 十一月二十八日

(紙段ウハ書)

「子十一月廿八日

(阿部正弘)

勢州江六日迄之内逢度段申遣候手紙覚」

一筆拝啓仕候、寒冷之節御座候処、愈御安康被成御座、恐悦奉存候、然は一昨夜は御封書にて、風説書拜見被仰付難有奉存候、猶又念人候様国元江も申越候、且疏地之儀ニ付、先日より御逢相願度御座候得共、色々御取込之段承知仕候間、差扣罷在申候、来月初旬ニは伺卒御逢奉願度、此度疏地之様子も申参り、外ニも御内々思召相同度趣も御座候間、来月二日より六日迄之内ニ御逢奉願候、若夕刻寛々の御逢御出来兼ニ御座候ハ、先鳥渡ニても御逢之儀奉願候、此度琉球より申遣

候儀は、何も御掛念之筋ニは無御座、只々滞留人之様子ニ御座候て、外ニ別儀は無御座候、

一唐国之様子書之分は、今日差上申候、上国琉人江御尋候義は拜眉之折柄、恐入候得共此段奉申上候、頓首、

十一月廿八日

(島津吉彬文書所収)

四六〇 島津久光へ書翰 十一月晦日

(封紙ウハ書)

「周防殿

薩摩守」

一筆申入候、寒冷之節、愈御平安珍重存候、此辺無事に御座候、然は阿部より封書にて、異国之義申来候間、猶又取扱方も同候善ニ御座候、封書写取家老座江遣申候、何分不容易時節と存候、万々一下国前異船等参候ハ、必ず無御遠慮御差はまり、豊後等江可被仰談候、一大目付之儀も、永江迄申談シ、以御都合申上候善ニ御座候、

一西丸之儀、近日阿部江申談し候善ニ相成申候、

一御本丸御数寄屋御宝蔵三棟之内、一ツ之御土蔵、廿七日夜失火焼失相成申候、火之縁無之場所、別て不審と申事ニ御座候、御代々之御筆類、并ニ

勅筆類有之御藏之よしニ御座候、

一此品鹿末ながら御目ニ掛申候、寒中御見舞旁申入候、
恐々謹言、

霜月卅日

薩摩守

周防殿

時氣御厭專一存候、以上、

(照国公文書所収)

四六一 姉小路へ書翰控 十二月十七日

紙袋(ハ)

「中将昇進之節御礼文扣」

御裏書

一姉小路さま 人々

松たいら

薩摩守」

なをく、幾重ニもよろしく御たのミ申上まいらせ
候、めて度かしく、

一筆申入まいらせ候、先々

上々様益御機嫌よく成らせられ、恐悦御儀そんし奉り
候、左様ニ御座候得は、昨日は不存寄從四位上中将昇
進仰付られ、誠ニ以て身ニ余り有りかたくそんし上奉
り候、家督間も御座なく候所、か様ニ結構仰付られ候
御儀、大隅守初一統有かたかり候儀、筆紙ニ申上尽か
たく、外間実儀申上様も御座なく有かたくそんし上奉

り候、表向御礼は申上候得共、御内々御手前さま迄御

礼申上候まゝ、宜敷様御取計御沙汰下され候様、御た
のミ申上まいらせ候、めて度かしく、

(島津斉彬文書所収)

四六二 琉球大砲船建造届書 十二月二十七日

一琉球船絵図雛形一枚

一此度於琉球取建申度存候琉球船之絵図雛形一枚

一異国船大凡之絵図一枚

右は追々申上候通、琉球渡海は、以順季春夏之内致渡
海来候て、少々順季後候へは、双方より渡海之便宜無
之候付、色々差支之訳も有之、殊に近来英国滞留人も
罷在、別段人数も差渡候、付ては以後手強仕形等有之
節、遠海孤島勿論、柔弱之国柄、中々以防禦十分行届
候儀無覚束、其上琉地へ多分之人數差置候ては、孤島
にて西洋船渡来之節、却て争乱之端にも可相成掛念も
御座候間、一組之人数可也に差渡、別段大島へ人数差
渡置、猶又追々警衛之人数相増候様、取計候考に御座
候付、万一琉地にて難捨置争乱之節は、大島より追々
渡海申付候手筈致度、左候得はいつれ大砲相用、海上

安心にて乗り渡候船無之候ては、不相叶候付、於國元軍船打立之儀、相願度存候得共、夫にては御制禁之儀、外々響にも相成候て、御免之儀不容易事と存候付、琉船は元來砲門之姿、唐船同様彩色にて仕調有之候付、前条之雛形通、彩色に御座候処を誠之砲門に仕立、且手薄之造作をマツラを沢山にいたし、丈夫之木材にて仕候様致度、左候て大島へ平常船かゝり場拵置候て、万々一之節は、大砲乗せ付、琉球並に諸島へ相渡、致防禦候は、存分打払も相調可申哉、尤平常は島々より之運送船にいたし、海路乗習せ度存候、素より琉球船之儀は、形も違ひ、是迄造立等為及御届事は無之候得共、現に彩色之処、砲門取建候、付ては自ら風間も可有之候間、少にても奉安台慮、防禦之一助に仕、精念を尽し度奉存候、勿論琉國より城下迄、平常之琉船通に取扱、領分外へは一切差出申候間、此段御届申達候、以上、

十二月廿七日

松平薩摩守

〔嘉永六年四月二十一日、若中阿部正弘書取〕

「書面申立之趣、此節柄無余儀相聞候間承置候、委細

〔敬野忠雄〕
備前守より相達にて可有之候事、」

〔嘉永六年四月二十一日、若中、海津藩出書、敬野忠雄附札〕

一書面申立之趣、此節柄無余儀相聞候間承置候、尤領

分一体之運送ニ用候儀は、難相成筋ニ付、其心得を以取締向厚く可被申付候、」

〔島津吉彬文書所収〕

四六三 吉書 嘉永六年正月十一日

〔封紙ウハ書〕
「吉書」

吉書

一神社仏閣修造興行事、

一可專勸農事、

一可徵納國々年貢事、

右任三箇条之旨、可有沙汰之状如件、

嘉永六年正月十一日

齊彬〔花押〕

〔東大史料編纂所所収〕

四六四 徳川齊昭へ書翰 正月二十四日

〔封紙ウハ書〕

「上」 御請

〔裏封ウハ書〕
「上」 御請

薩摩守」
薩摩守」

尊書被成下難有奉拜見候、先以新年之御慶目出度申上候、益御機嫌能被遊御超歳、恐悦御儀奉存候、右御請御礼申上度、早々如斯御座候、恐惶謹言、

薩摩中將

齊彬(花押)

上

正月廿四日

猶々、珍敷連雪、余寒不順之節御座候間、乍恐被遊御厭候様奉存候、以上、

別紙一

〔奥封ウハ書〕
〔書添〕

書添申上候、先日之蓮根炮 御慰ニ相成候由にて、

御国製御兜拜領被仰付、重畳難有奉存候、早速仕立候て、永年之重宝ニ可仕と厚難有奉存候、御礼申上度書添申上候、恐惶敬白、

正月廿四日

別紙二

〔封紙ウハ書〕
〔密啓〕

〔奥封ウハ書〕
〔密啓〕

一綿菓之儀、弥無相違趣ニ御座候、両精共発煙之品にて、合候得は^御私騰仕候、其暖氣相止ミ候処を見当ニ、木綿を漬候てよろしきよしニ御座候、近日両精を拵候筈ゆへ、其うへ試候ハ、猶又可申上候、

一蓮根炮之義、思召ニ相叶難有奉存候、外ニも六挺炮之

仕掛違之品、極密入手仕候間、只今国元にて写申付候間、出来之上可差上候、ゼルマニー之筒ニ御座候、

一一昨日も勘定方江、家来余事にて差出候処、例之異船之義、色々風聞も候得共、過半はおどし之こゝろと被存候段申候よし、右通ゆへ誠可歎義と奉存候、先比美濃守より上書仕り、軍船之義、且 御三家方江御相談之義、申上候よしながら、頓と詮立不申候、只々嫌疑計多く、恐入候事ニ御座候、既ニ於中山内々交易も始り候など、世上申ふらし候よし、心外至極之事ニ御座候、羅紗類持渡候訳は、左様之義にては無之、外ニ無抛訳合にて、夫らも早速取締りも仕候得共、方々江差支候間、急々十分ニ行届兼候、しかしながら西三年中ニは、行届候様可仕と奉存候、兎角習俗之しからしむる処、恐入奉存候、右様之嫌疑も御座候間、色々工夫仕り、無掛念情忠^御を尽し度存罷在候事ニ御座候、先は此程之御請御礼迄奉申上候、頓首敬白、

正月廿四日

(高津吉彬文書所収)

四六五 松平慶永へ書翰 正月二十六日

貴札忝致拜見候、先以新年之御慶目出度奉存候、愈御
壮栄被成御加年候由奉恐寿候、小子ニも無事越年仕候、
乍憚御休意可被下候、右貴答可申上如斯御座候、恐惶
謹言、

松 薩摩守

齊彬(花押)

正月廿六日
(松平慶永、福井藩主)
松 越前守様

猶々、時氣御自愛專一奉存候、当春は雪多く寒氣甚
敷覺申候、追々海船渡來之時節と甚夕掛念罷在候、
一体之御様子は自若といたし候事ニ御座候、しかし
浦賀台場は大普請と承り申候、少も早く御参府專一
奉存候、小子も先定例御いとま之心得、拜眉可仕と
相楽申候、御着之上は早々拜顔奉願候、以上、
(島津齊彬文書所収)

四六六 島津久寶へ書翰 二月二日

一 琉軍船之義、弥取建候て宜敷御座候間、少しも早く取
掛り候様專一ニ存候、とかく何事も早く手当無之候て
は、掛念至極ニ存申候、

一 アメリカ之事、何も被仰出は無之候得共、浦賀御普請

は專と之よし、(箱方)竹下を見せニ遣候間、委く可相分と存
申候、(政憲、西丸留守居)筒井江内々承候処、いつれ商法御免は不相成訳
之よし、(カ助カ)アメリカ江御免ニ相成候得は、先年相願ヲロシ
ヤ江も御免無之候ては不相成、彼方より参候ニ相違無
之、其外英人・佛人共に先年願立候事故、是非と可申
立候間、とても御免は不相成との事にて御座候間、申
つりの候うへは戦争之外無之、其ときの御手当は、と
かく御威光にて、夷人位は其時如何様ニも可相成と申
人多く候て、十分御手当無之ニは甚々心配之旨申聞候、
至極尤之事と存申候、勢州も其儀考居候様子ながら、
多勢ニ言立られ、自然と延ひ勝ニ相成候て、万一の節
は如何と、是のミ配慮之段、内咄有之候、御台場計り
にては、たとへ打勝候ても追打不相成、第一之良策は、
軍船取建ニ候得共、勘定辺異國之事実不存候もの多、
御入用を厭ひ候て、御大禁を申建候故、中々行れ不
申、残念至極之義と申居候、右之通りゆへ、近年中ニ
は何か事起り可申、総体は致かたも無之候得共、領分
鳴々にて後れ無之様致度、大嶋第一ニ存候間、当年も
交代人数等、折角内々吟味可然とそんし申候、琉球之
義も、人氣變不申、末々迄行届候様、所置專一ニ存申

候、右手当入用等之義も、工夫專一ニ存申候、
一 糧かた其外見者等減少之よし、右之差免し候もの困窮
差見得申候間、左様之もの之取救之事も、吟味專一存
候、

一 銅山之事は、段々取調候処、金山よりは、銀銅山共ニ
仕様ニより、余程利益有之よしニ候間、折角取調居申
候、牛根銀山も有之よし、帰国之上可承候へ共、夫迄
ニ取調第一ニ存申候、

一 高輪御下国之義、(本江)休之丞江御内々被仰付候よし、今便
申参候と存候、右ニ付、辰江自分より書面出候様ニと
の事ニ御座候間、御請申上候、しかし如何可有之、来

年か来秋ニ候ハ、可宜と存候、当秋之処如何と存候う
へ、(慶候、久留米藩主)有馬事当春御暇早メ願候得共不相濟、段々手を入
候処、少々御訳合も有之、(宗城、宇和島藩主)当年之義はむつかしきよし、
昨朔日承り候うへ、伊達之申候ニは、(新嘉坡)当年は異船之沙
汰も有之候間、伊達等御差留メも難計、伺二いたせ、

江戸人数減し不申様之意味も有之との事承り出し、心
はいと申居候処故、如何とぞんし候へ共、御沙汰之事
故、書面御差函も御座候ハ、辰江様子可承と存申候、
猶追て可申遣候、

一 供人数之事も、(豊山利武、当番頭)武兵衛より休之丞江訳合申候よしゆへ、
多分夫にて宜敷と存申候、
先は用事迄早々申入候、不備、
二月二日

猶々、時氣加養專一存候、自分之帰国も早くと存候
処、西之事も不相知、又有馬之様子も有之間、不申
出候、しかし疏地之義有之候間、御差留メ等之掛念
は不及事と存申候、疏より届も参候ハ、早々可申
遣候、又唐国之様子も相知れ候ハ、是亦早く可申
遣候、以上、
(東大史料編纂所所蔵)

四六七 島津久寶へ書翰 二月

(封紙ウハ書) 一用事 (島津久宝、城代家老) 豊後江

一筆申入候、愈無事珍重存候、当地何も無異静謐之事
ニ候、
(高輪) 高輪ニても益御機嫌能被為入候て、(新嘉坡) 澁谷も殊之外ニ御

意ニ入候て、色々 御世話も被遊候、最早追々地形も
初り申候て、三月末は成就ニ可相成と存候、

一 西之御一条も、辰之口落手にて、大かた聞合セ等も相

すみ候様子ニ候得共、とかく開口人ニ相成候処、迷惑
之様子ニ相聞得申候間、京より御書を姉江被遣、奥よ
り笈候かた可宜との事にて、先比其段申上、晦日ニ

御書も相届候て、当日 御城江遣候間、是にて近々否
之儀、可相分哉と存候、長々ニ相成、不都合ニは候得
共、大事之事急き候ては不宜と、折角様子相考へ取計
候事ニ候、此義不相叶候ては、とても

御心願は六ヶしき事ニ候間、折角と相働き申候、尤本
ものゝ処にて取計居申候、然ルニ

(近衛志願)
右府様相応之御違例にて、御書も御代筆にて参り申候、

此御不例万一之事御座候へは、本ものはとてもとそん

し候間、少々心せき申候、いつれ(島津久福、若年寄)ニいたせ、御暇迄ニ

は相分り候様取計候事ニ御座候、右門之方も宜しく可

申置候、

一若年寄之儀、(殿山別巻) 武兵衛迄申越候、至極可宜と存候、左候

(島津久福、若年寄) 内蔵若年寄跡は、(島津久福、勘定奉行兼軍役方檢頭取) 登江琉球掛可然と存申候、いつれ

(二月十七日殿河下改色) 以て御都合相伺候様、休之丞江申置候事ニ御座候、大

目付之一人増之義も、追々考居申候、是又発足迄ニ相

伺、治定可致と存申候、猶追て可申遣候、

(東大史料編纂所所蔵)

四六八 島津久寶へ書翰 四月四日

書面相達申候、愈平安珍重存候、当地無事静謐ニ有之
候、然は申遣候条々致承知候、左ニ返事旁申入候、

一澁谷下屋敷も、最早近々成就之筈、異船参候ても一安
心ニ御座候、

一西之儀先日申遣候通、最早追々手当も有之事とそんし
候、弥之義は難分候得共、十二七八は相違有間敷、参

府之上容子等見聞にて、治定可相成と存申候、辰にて
も随分呑込、候様子ニ相聞得申候、逢之節は何分不相
分と計申居候、

一姉之方之様子にては、当秋御内定、来年冬至後ニ御滞
在、来々迎春比、御婚と申考之様子ニ申参候、極内荒

(従之丞、幕府奥右筆組頭) 井も取こみ、味方にて万事辰江も申候様子故、宜敷と
存申候、

一軍船之義は昨日も辰江申談し、櫻島にて無差支段承
得申候、以後之儀は下国之上万々可申談候、

一アメリカ之事、其後何も不承候、昨日も辰にて申談候
処、領分江参り候ハ、成文穩便ニ取計、長さき江参候

様ニ、たとへ一度位、彼方より威し之のため大砲響かせ候とも不差構、無事の方ニ可取計旨申聞候間、心得迄申入候、

一大目付之事はいつれ立迄に、高輪思召相伺候て可申遣候、当地も大目付・若年寄ニても、今老^七人詰無之候ては相濟間敷や、是はいつれニも下国之上可申談候、

一榎方等之義も心得申候、減少候へは夫丈ケ之扶持は有之ものゆへ、着之上申談シ、何とか夫らも可致、其方ニも夫迄ニ勘考專一ニ存申候、

一銅銀山之義致承知候、下国之上追々可申談候、
一高輪御下向之義、昨日辰江持参見セ候処、いつれ相考候て、其内沙汰可致との事ニ御座候、

一嶋々の事も凶作之由、驚入申候、折角無手抜可取計候、いつれ銅山ニも入用ニ候間、余計ニ候とも米差下シ之手当可然、又国中之義は、有馬方江一万石は、いつニても大坂直組ニて取入之義、申談承知ニ候間、内々申

聞置候、
(黒田吉海、福岡藩主)
一美濃守事も金山云々、追々様子も宜敷よしニ御座候、
山ヶ野金山高儀も勢ひ宜敷よし申参、大慶ニ存申候、
一美濃事も二月以来少々不快、格別之儀ニは無之候得共、

食事進ミ兼候て出立は無覚束、此節篤と養生致候方宜敷段、醫師樂真院等申聞、先内々なから秋迄滞府、養生之筈ニ御座候、
(多紀元忠)
(黒田康賢、福岡藩主)
下野守も最早出立相濟申候、

一長さき大迫も先相知れ候よし、折角今老人も探方專一ニ存申候、且又染川喜三左衛門事、書役方差支とは存候得共、中村ニては公刃之義不案内、手元之用も差支候哉と存候、高輪ニても御同意故、申付遣候事ニ御座

候、下国迄は出輪不致様、逢候て直ニも色々申付候て遣度、夫ゆへ外ニ人物無之、申付候事ニて御座候、折田は高輪の方御承知無之ゆへ、無抛取計申遣候事、
(黒田)

一お篤引移も、此方女中着まへ之方可然、六月初旬よろしく、若女中早く着ニ候ハ、我ら着前ニ引移相濟候様ニ可取計事、引移日限之義は、有馬衛守江考させ可然候事、
(兵衛政者)

一色々申遣度事も御座候得共、先月廿五日より今日迄客ニ参り、又は客来等ニて、一日も寸暇無之、今日も智鏡院最早被参候間、大乱筆ニて申入候、
(齊彬、松平、山内、豊前、久光)
周防はしめ江も文通可致処、其間無之、其方よりよろしく可申候、

猶後便万々可申入候、以上、
四月四日

四六九 伊達宗城へ書翰〔四月上旬カ〕

〔奥封ウハ書〕

〔内用書そゑ〕

〔宗城筆〕

無抛訳にて一門江遣候義は、其比初之忝様御養子之恐れ有之、娘有之候ては猶更との事にて、極密ニ相成候事ニ御座

候、猶拝眉可申上候、以上、

〔篤姫、後將軍家定夫人、天璋院、後忠義夫人〕

一 此節国元出生之女子壹人、江戸出生之女子壹人、妻養

之御届仕候、右は国元ニ罷在候娘は、先年始下向之節

出生仕候處、其節無抛訳合有之、一門娘之姿ニいたし

預ケ置、一門方にて自分娘之弘メいたし置候處、此節

少々内存之義も有之候故、表向弘メ致、妻之養之御届

仕り、当秋比出府為仕候筈ニ御座候、是迄極秘ニいた

し御座候間、人々実正疑惑も可仕候得共、実前文通之

訳にて、一門娘ニいたし置事ニ御座候間、極御内々申

上置候、万一人尋候ハ、御合にて御はなし奉願候、

名は篤アツと申候、江戸出生之娘は名暉てる、右之通りにて、

兩人共同腹ニ御座候間、御内々御はなし置申上候事、

一極密は御存之通り安藝娘ニ候得共、云々故、いつ方迄

も実之処ニ申候筈、此節方々にて承り候もの御座候間、

此段申上候間、前文之趣にて御合奉願候、以上、

御一条、未夕黑白不相分候得共、吉之方七分位之様子

ニ相成申候、御内々奉願候、以上、

〔大久保利謙氏所藏〕

四七〇 近衛忠熙へ書翰 四月十七日

〔封紙ウハ書〕

〔上上〕

〔奥封ウハ書〕

一謹上

薩摩中将

一筆啓上仕候、寒暖不同之季候御座候へとも、益御機

嫌能被遊御座、恐悦奉存候、然は例之御一条も追々申

上候通にて、乍不定先安心之姿ニ御座候処、一昨日姉

小路より申越候ニは、二條家より勢州江度々仰御座候

由、夫ゆへ双方御聞合之上、器量宜敷かたニ可被遊や

之御模様ニ伺候間、内々申遣候との事、尤 二條様御

方は、兼て御宜からすとの事も伺候まゝ、大丈夫とは

存候へとも、表方江手入之都合にては、如何可相成も

難計存候まゝ、別紙之趣、今一応被仰下候様、左候て

余り色々申上恐入候得共、 二條姫君実ニ御評判不宜

御様子も御十分ニ無之候ハ、御添書にて右之趣も姉

迄被仰下候へは、旁都合宜敷旨早々申上候様、別紙ニ

通之趣申参候間、此段早々奉申上候、尤私出立も色々日限差支、晦日比出立之心得ニ御座候得共、とても御書は道中ニて拜見と奉存候間、姉江被下候分は直ニ関東江早便ニて被仰遣候かた、早く相届可申と奉存候、扱又当年参殿之儀、勢州江致内談候処、先ツ来春参府之節、可然申聞候ニ付、甚残念至極恐入候得共、此節は御断申上候、来参府之節は無相諱参殿可仕、此段乍恐 御聞濟奉願候、娘之義は参府之節罷出候様難有奉存候、着伏之上万々相伺候様可仕、此段御請御礼奉申上候、其外申上候義も御座候得共、いつれ着伏ニて万事可奉申上候、先は此段早々奉申上候、誠恐惶謹言、

薩摩中将

四月十七日

謹上

猶々、御違例御順快之段承知仕、重疊恐悦奉存候、兎角雨勝鬱々敷時候、折角御自愛被遊候様奉存候、別紙愚案申上候間、宜敷と思召も御座候ハ、早く被仰進候様、左候ハ、大き御都合ニ可相成やと奉存候、極内奉申上候、以上、

別紙

〔奥封ウハ書〕
「書添」

別紙愚案奉申上候、当時日光之宮 大樹公之御都合至極御宜敷被為入候て、御縁組等其外も吉凶之御尋御座候段、内々伝承仕候間、乍恐 御書ニて委細此節之義被仰進候ハ、猶更御都合宜敷可相成、様子ニ依りては姉小路江被 仰入候義も、御取計可被為在や、尤私より申上候ては不宣、

思召ニて被仰進候ハ、余程之御都合ニも可相成と奉存候間、御内々奉申上候、此段書添奉申上候、恐惶頓首、

齊彬拜

四月十七日

上

〔蘭明文庫所蔵〕

四七一 島津久寶へ書翰 四月二十二日

〔奥封ウハ書〕

「用事」

豊後江

不順之節弥平安珍重存候、扱お市之儀も夫々手を付候よし、先便道中之駕籠之義、替駕籠ニて可宜と申遣候得共、夫ニては不相成、聰徳院其外上国之節も、黒塗

之駕籠之よしゆへ、其方ニ在合候や、若々無之候ハ、
〔於八百、齊興生時、鈴木直勝女(ゆり、齊興御幸)〕
寶鏡院様之御駕籠、萬印頂候由、右之品は玉里江有之
候よしゆへ、夫を園川江申付出させ候て、塗直し等為
致置可然候、右は内々萬印より之願ニて、当地江取寄
置度との事ニて、内願ゆへ其通取計候て可然と存候事、
町便ニて武より委細可申遣候、
〔堅山利武〕

一 弥之義何分不相分、二條家よりも仰込られ有之よし、
しかし是はとても御不器量之うへ、御評判不宜候間、
むつかしくとは申事ながら、兎角参府之上ニて、様子
御見聞之上、御取極りと申都合と被存候、

一 京女中も両人は極り候よし、此義は委細小の鳴承知之
事ニ御座候、

一 井上逸作少々中風之気味ニ付ては、退役之願も出し、
〔江戸留守居方〕
其儀は高輪江も伺置候、明日ならでは相知不申候得共、
平田彦人ニては中々むつかしく、国元より早々福さき
〔助八、朝
平人兼憲法師〕
登り候様、明日便より可申遣候、左候得は参府之供無
之、是は奥之事も心得、世間之義も存知、取馴候もの
ならては難出来、伊木か友野之内と存候、友野も宜敷
〔常盤〕〔市助〕
候へとも、奥之方先年之節余り不十分之様、しま山等
も申候、世間之儀不取馴之様子ニ御座候間、伊木之方

かと存候、しかし此伊木は志津摩より申上込ミ、老衰
〔二番堂行徳〕
ニて何も役不立様思召被為人候御様子ゆへ、只今申上
候ては不宜、いつれ着之上申談候処ニて申上候て申付
候かた可然、其外ニはとてもむつかしくと存申候間、
先心得ニ申遣候、伊木ニ候へは京江出候ても、江戸世
間之事ニても承知候て、女子相手ニは宜敷と存候、夫
とも外ニ考も御座候ハ、着之上ニ可承候、

一 砲船も領分一体之運送船ニは不相成趣、附札ニ候、
尤乗試之義は宜敷との事故、いつれ着之上万々可申候
事、何も掛念は少しも無之候、

一 金山も勢ひよろしきよし、此義も段々考御座候間、着
之上可申候、

一 発駕も内蔵・伊達等、木曾ニて人馬之都合又は日柄等
〔池田慶政、岡山藩主・伊達宗城、宇和島藩主〕
ニて、無抛二日ニ延し申候、

一 異船之沙汰今ニ無之、先々よろしく御座候、

一 疏よりも其後便り御座候や、早く可申遣候、唐国之乱
も追々大造ニ相成候趣ニ承り候、是又疏より申遣候ハ
、早々申遣候様可取計候、

一 去年之収納米員数、常平倉等之首尾、未タ不申参候、
早く取調之書面可遣候、納戸之米之義も取調申遣候様、

〔山口利紀〕
直記江可申候、

一 鳴々凶作当惑至極之義、夫ニ付兼て断度候間、公辺江御届申上候上は、同席客来、又は彼方江参候義、且暑寒・発足土産之手元より之分、三ヶ年之内嚴敷相断可申と、只今取調へ申付置候、相応之入用減シ候と存候、か様之節ならては何分断兼候故、右之通取計候考ニ御座候、尤公辺役方手元附届は、是迄之通ニ候事、発足迄ニ取調出来可申と存候事、奥之方も少々は御座候間、是又同様とそんし申候、表手元計りにて贈答取調候処、役方は除き、此節断可申と存候分、上下にて百八軒程ニ有之候、来年より一切土産不持越考ニ御座候、猶追々可申遣候、先は早々申入候也、

四月廿二日

尚々、^{〔職七〕}大迫之義、何分考付不申候間、極内々從弟之事故、鍋しま内匠、^{〔直考〕}先年町奉行動候間、是江極内相談申遣候、明後日は何とか可申参と存候、源七家も小姓与位ニは致し候て、都合能取計度考を以て、愚考之趣も相談申遣置候、以上、

〔東大史料編纂所所蔵〕

四七二 島津久寶へ書翰 五月四日

〔奥封ウハ書〕
「返事」

書面相達申候、愈以無事珍重存候、一昨二日、無滞致発足候、お篤も弘メ相済候よし、例之義も未タ不相分、二條殿さへ止ミ候得は宜敷との事、其事当冬ならては不相分、しかし姉之様子は十二七ツ迄は相違有ましく申居候よし、何分早く参府之方都合よろしきよしゆへ、八月末・九月初旬之考ニ可致候、

一 佐土原一条も云々致承知候、学問所と両端にては不宜筈、いつれ着之上万々可申談候、筒井之如学者こそ誠之学者ニ候、^{〔政憲、西丸留守居〕}段々淡路より申趣も有之、書付遣候儀も有之候、淡路も随分心掛居候得共、少々学者風をもち込ミ、又氣長く致候義むつかしく候間、精々申聞置候事ニ御座候、召仕も先宜しくとの事ニ御座候、委しくは着之上可申候、

一 京より之女中も、三人は小のしま同道にて下着之段申来候、
一 当年は近衛殿江は不参候、
一 江戸之方側道具類は、大かた可成ニ申付置候、部屋か

た早速取付候間、九月末迄ニは出来上りとそんし候、
一 高輪御湯治も来春之所は御見合之方と、辰より朔日ニ
内達有之候、様子委敷不相分候得共、例之事も未不定、
其事調候へは被為入候方よろしく、一ツニは公辺医師
沓人も高輪江御頼も無之、参候人も無之故も可有之、
様子内々申候人も有之候、委細着にて万々可申候間、
一 其外は大坂より万々可申入候、異船沙汰も無之、先々
安心ニ御座候、以上、

五月四日

(東大史料編纂所蔵)

四七三 島津久寶へ書翰 五月二十五日

一筆申入候、弥無事珍重存候、扱淀河満水にて一日滞、
廿五日大坂出立ニ相成申候、例之御一条、其後江戸よ
り申遣候ニは、二條家之方は不宜趣追々申上り候て、
最早御断被仰遣候様、上にて御沙汰も有之候よしゆ
へ、此うへは外ニは無之、只老中之処さへ存意無之候
へは、相違有間しき旨、廿一日ニ申来候間、十二九は
丈夫とそんし申候、しかし、また高輪江も不申上候間、
極内分にて申入候、

一 当年砂糖不足にては、沓万両程も見賦にては不足之様
子ニ七左衛門申出候、しかし砂糖直段も宜敷候間、夫
程ニも及間しくやとも存候趣ニ御座候、

一 一 篤道具類之義、江戸にて姉江問合セ候処、弥御治定
ニ相成候上は、京よりと申処ゆへ、不残 公辺にて御
出来ニ相成候間、其心配ニも不及、しかし京都よりは
乍申、屋敷より御上り之事ゆへ、一通りは側道具類出
来候様、手金ニは不及との事ニ候、左候て其代り 献
上もの・送りものは、過分ニ手当可然との事ゆへ、道
具類は是迄方々江被参候御方之通りニ手当申付、少し
念入之つもりゆへ、不残にて五千両位にては出来可申、
左候得はととも十万は入用も有間敷とそんし申候、
献上・送りもの過分ニとの事ゆへ、其見つもり一入参
府諸入用旁ニ、此節一万両差下シ候様ニ七左衛門江申
付候事ニ御座候、右之通り之事にて、十万は入用有間
しくと存候間、当年万一不足ニ相成候ハ、先ツ十万
之うちより取替置候て、若又入用之節は、来年来々
年差分ケ可然段、七左衛門江申付置候事ゆへ、此段申
遣候、

一米之義三嶋も先よろしく、其地も他国米願等にて追々

下落ニ候間、〔慶頼、久留米藩主〕有馬之方先可宜趣委細ニ心得申候、先便

内々申遣候やとも存候得共、他国米町人共買下シ之義

ニ付、少し承込候事も御座候間、少々見合候方と武兵

衛より申遣候と存候、其訳は荒井甚之丞江、伊東宗益

例之事ニて引合之節之はなしニ、一昨年・昨年より北

国米頓と大坂江不相廻、外江廻り候様子、北国も何と

なく米直段宜敷相成候ニ付ては、異国江拔候事ニは無

之哉と、当時内々御取調之最中之よし、内話も有之候

よし、只之話〔伊東宗益〕ニ宗より申聞候、三四万石国元江参候と

も、響もいたすましく候へ共、又万一琉球より抜ケ候

やとの疑念等御座候ては、不宜やニ存候間、此後又々

北国米買入之義申出、実町中差支之様子ニ候とも、先

扣留候て申遣候、久留米江掛合取下シ候かた可然と心

付候間、先日掛合申付候事ニて御座候処、問合之文言

細事不相分とも被存候間、猶又申入候、いつれ着之上、

何も相はなし可申候、此段内々申入置候、先其方老入

ニて心得居候様ニそんし候、

一其外申入候義も御座候得共、着之上可申聞候、大目付

之義は高輪江思召も伺候つもり、休之丞も下り候よし

ニ承候間、是又下着之うへ可然とそんし申候、若大之〔大目付〕

内江戸詰も、是又同様可然と存候、

一右府様より信君様を虎壽丸江縁組之儀、内々以得淨院〔近衛家老女〕

被仰下候、是又着之上申談候て、高輪江も可申上候、

先は要用迄早々申入候、後日万々可申入候也、不備、

五月廿五日

〔東大史料編纂所所蔵〕

四七四 半田歳典へ書翰〔五月頃カ〕

一書そへ〔奥封ウハ書〕

〔半田歳典、江戸留守居〕
嘉藤次〕

書そへ申入候、お篤当秋参府之儀、是ハ弥いつ比と申

儀相知れ候節ハ、又々届も可有之、八月中より九月初

と存候間、無手抜可取計候、いつれ表向申付候得共、

序故申入候也、

マコ
月日

封 山崎拾江可相渡候也、

〔島津斉彬文書所収〕

四七五 島津久寶へ書翰 六月朔日

一返事〔奥封ウハ書〕

豊後江〕

十五日之書面相達委細心得申候、大暑之節ニ候処、愈

無事珍重存候、道中無滯今晩矢掛江致止宿候、扱アメリカ之一条、扱々不容易事にて、此末如何と存申候、

極内申遣候事ながら、少しも早く届候方、老心得二も可宜と存候間、封書にて極急にて即日阿部江差立申候、

左候て昨日之届も、表向は別段封書共取仕立、昨夜差立申候、左候て近江江も細々申遣候、先安心は澁谷成就二候間、女中之儀は様子次第第二引移らせ候様、

近江存寄次第、少しも掛念無之様可取計申遣候、最早浦賀江参居候も難計、江戸之混雜思ひやられ候、とて

も参間敷と、辰之口等二ても存候口氣之処、別て周章と存申候、(戸田郡)佐多・山川江も夫々差出候よし、尤ニ存候、

何分油断不相成時節と存申候、

一 伯徳令之義、是は至極之儀、琉球之方は第二ニ相成候模様、大きニ仕合ニ存申候、折角吉左右待入申候、

一 助八之事も致承知候、(福崎七之丞)悴死去ニは大力落しと存候、且

又友野之事至極尤之事ニ御座候、此義はいづれ着之上可取極候、

一 お篤引移六月五日之旨致承知候、此節友野より住居狭(駕堀、後天璋院)く候間、お典と移替之事申来候、是また尤ニ存候、六月十一日移替りニ相成候様可取計候、十一日差支候ハ

、十三日宜敷と存申候、着之上宜敷様可申付候、若暑氣つよく候ハ、お典は移り候上、着迄は夜分休息之二之間江寝候ても可宜候、此義小のしま・園川申談、宜敷取計候様ニと友野江可申達候、

一 供女中之儀も四人之由、つるは宜敷との事ニ候ハ、表使格守、永江の姉、是又人物次第、手代り側申付、

今耆人之ものは人物次第、側可申付候、京之ものはいづれ着之上可申付候、又仙波娘之義は、未夕眉毛も御座候よしゆへ、耆人は道中眉毛之ものも御座候方、歩行等之節宜敷と存候間、其候ニて御小姓ニ可申付候、

是又武兵衛より可申遣候得共、猶又申遣候間、大奥江可申達候、

一 向井之儀、是又着之上万々可申談候、(新兵衛)今日は道遠く、暮まへ着ニて取込早々申入候、猶追々可申入候、以上、

六月朔日

(東大史料編纂所蔵)

四七六 多紀元堅へ書翰 六月五日

四月廿四日之貴書、五月廿九日相達致拜見候、追日暑

気甚敷相成候処、愈御清栄奉賀寿候、然は被仰下候条々逐一奉拜承候、早速実子届之儀所置可致処、南部娘(於朝)は同人ヨリ申上候通、当三月中旬婚礼相済候段、下着(貴教書)之上承申候、右ニ付ては周防娘(久光姫)モ御座候間、早速被仰下候通実子届取計可申処、小事ニてモ万端同苗へ差込ヲ請不申候ては、不相成都合故、押付て取計モ致兼候上、此度下着ニて皆々対面仕候処、周防娘ヨリは深山(鳥津志剛姫)末子安藝娘十六歳ニて、相応之様子之モノニ御座候、戸澤(新正藩主正美姫)同様之頃合ニて至極ヨロシク御座候間、直ニモ御届之儀取計度存候ヘトモ、周防娘ヲ差置安藝娘実子届之処、同苗所存難計、其上方端差凶ノ事故、同苗方不申参候ては所置仕兼候、尤南部娘ニ候得は、最初ヨリ被仰候上、貴所被仰下候間、夫ニて取計、跡ニて同苗へ貴書為持候て申遣ヨロシク候得共、周防・安藝之内ニ候ては、此方ニて取極候儀難致候間、戸澤之処トテモ不相成候ハ、南部へ今度委細申遣候通、同苗へ御沙汰被成下、同苗ヨリ安藝娘之義申参候へハ、早速所置可仕、其節貴書モ被下候様仕度、色々内味申上恐入候得共、無抛奉申上候、尤安藝娘御存之訳無之候間、先便貴公ヨリ御尋ニて書付差上候て、御承知之処ニ仕度、

今度同苗へハ、貴所様ヨリ御尋ニ付、周防・安藝娘兩人ツ、年付ケニテ申上候旨、何トナク申遣置候条、南部へ細事申遣候間、御尋被下候て宜敷御勘者可被下、南部娘婚義之事着早々可申上処、大カタ戸澤ニて御用済ト考候上、初て下国故色々取込、延引ニ相成恐奉存候、右ニ付てモ少々入組之訳モ有之ト存候間、旁安藝娘治定難仕候間、宜シク御談合之上同苗へ被仰聞、其上貴公ヨリ同苗へモ被仰聞候間、早々取計候様ニト被仰下候様、又同苗ヨリモ京地・国元へ申遣候様御談可被下候、色々自由申上候得共、何モ成就相成候様仕度早々奉申上候、姉小路殿へモ程能御伝可被下候、一先便書物被下忝、三部被下候内ハ一部小子頂戴仕候、二部之品今一部ツ、拜戴奉希候、当秋便ヨリ差遣、来春迄ニハ北京へ為差登候様可申遣候、一中山之様子兎角根深相成候て、中々可引取様子ニ無之候、其上近年中ニハ、当国へモ追々可参光景色々符合モ仕候条、別て心配罷在候、不入義ニ候得共、万一浦賀辺渡来候ハ、別て混雜之義ト奉存候、左様之節ハ第一御委任之仁專一之事ト奉存候、水戸ノ老公等之如キ御方ニ御座候ハ、諸人一和可致ヤニ奉存候、実ニ不

入義卜思召恐入候得共、心配之余り御咄ニ奉申上候、
近年中ニは当国・中山共ニ是非商館取立可申趣、色々
符合之訳有之極密閣老此度内奏仕候、乍然呉々御内々
ニ奉希候、先は先日之貴答迄可申上如斯御座候、余は
後便可申上候、恐惶謹言、

六月五日

尚以時氣御自愛專一ニ奉存候、宗益老へモ申上候得
共、細事ハ不申上候条、此書面御見セ可被下、此上
ハ南部等御談合ニテ御取極メニテ御所置可被下、遠
路へモ中々御示談難調候間、ヨロシク成就之程御工
夫奉希候、甚夕乱筆宜敷御推覽可被下候、以上、

薩摩守

樂真院様

貴答

〔順聖公年譜所収〕

四七七 那霸碇泊米艦動靜届書 六月十七日

私領琉球国之内那覇江、当四月十九日より同廿三日迄、
北アメリカ船五艘来着、壹艘は如上海致出帆、外四艘
致滞船居候段、先達て及御届候処、五月三日、提督乘

船外一艘、東北之方無人嶋江石炭為積、兩艘致出帆候、
同七日、異国船壹艘渡来いたし候ニ付、役々差越、本
国・来着之次第相尋候処、唐人乗合、北亜米利幹船ニ
て、提督下知を請、上海より出帆来着、人数式百人、
内唐人式拾式人乗組、且外ニ式艘可致来着段申出候、
同十七日異国船式艘同所江致渡来候ニ付、役々差越、
同断相尋候処、最前無人嶋江石炭為積相渡候船之由申
出候、同廿二日、異国船式艘同所江致渡来候ニ付、同
断相尋候処、式艘とも唐人乗合、是又同国之船ニテ、
壹艘は四月廿六日、上海江相渡、石炭并粮食積入渡来、
壹艘は人数二百人、内唐人式人乗組、石炭積入、五月
七日、上海より出帆渡来之段申出候、左候て右唐人式
人荷物持卸、嘆人滞在之寺江差越可致止宿模樣ニ付、
逗留嘆人江子細相尋候処、唐国より近々嘆船可致来着、
其節為通事、唐国滞在之嘆人より差遣候段承候ニ付、
嘆人并提督江及理解、再応止宿之儀相断候得共、於唐
国吟味之事故、其通難取計、何様申入候ても不致承知
候ニ付、無是非嘆人一所ニ差置候、且亦右之内火輪船
共四艘は兵船ニテ、国書を持、近々如江戸可致出帆、
式艘は如上海出帆、壹艘は船々待合之ため相残、為致

滞船候ニ付、所望之物致用弁吳候様、尤船中之もの共無礼之仕形無之様、堅申付置候ニ付、若右様之儀共有之候は、書留いたし置、又々提督来着之節、不隱可申出旨申聞候ニ付、一同出帆いたし吳候様申入候得共、何れ船々都て来着迄は可致滞船と之事故、跡船何艘程渡来可致哉相尋候得は、拾艘計も可有之、未致決定段申聞、追々食料等所望ニ付、相与置候処、五月廿五日、壹艘如上海出帆、同廿六日、四艘は如江戸可相渡旨申出、東之方江乘行候、壹艘は如上海出帆、尤滞船中異人共別て平和罷在、滞留之喚人互ニ往来、浜辺歩行いたし、端船ニて乗廻、海中浅深杯相量、其外何も異変之儀無之候得とも、取締向之儀、猶亦嚴重申付置候旨、又々以飛船申越候ニ付、委細長崎奉行江申達候旨、国元家来共申越候、此段御届申達候、以上、

六月十七日

松平薩摩守

右之通、今朝阿部伊勢守様江被及御届候間、此段申上候、

七月四日

松平薩摩守内

内田仲之助

(大日本古文書集末外國關係文書所収)

四七八 伊達慶邦へ書翰 六月二十九日

一筆致拜呈候、大暑之節御座候処、愈御清福奉欣賞候、発足前は拜眉忝奉存候、小子ニも廿二日無滞着城仕候、扱其御地異船渡来、旁種々御配慮之義奉察候、乍然早く出帆相成候て、此上之義ニ奉存候、又々渡来も難計候間、折角御用心專一奉存候、先は暑中御見舞、帰国御吹聴旁可申上、如斯御座候、恐惶謹言、

松 薩摩守

六月廿九日

斉彬(花押)

松 陸奥守様

猶々、時氣御自愛專一奉存候、以上、

(島津斉彬文書所収)

四七九 松平慶永へ書翰 六月二十九日

別啓仕候、此度異船渡来之儀、書翰御請取後、如何之評議ニ候や伺度、万一商法御免ニ相成候へは、英・佛・魯三国必定可参、其節之御断六ヶしくと奉存候、於琉球英人申候ニは、アメリカ商法相開き候得は、英・佛・魯三国は是非同様ニ相成候間、左候時は琉地江も追々可参との事も申候よし、旁一大事之御時節と奉存候、

たとへ夫は兎も角も、御備は無之候ては不相成、軍船御造立専一之儀と奉存候、此節御捨置相成候ては、最早不相濟事ニ御座候間、何卒貴公十分御建白御座候様奉存候、出帆後は琉地江又々參候事と奉存候、其後之様子相分不申候、其御地之様子も細々相同度奉存候、蘭船も未タ入津無之、巫船之様子見合候哉と奉存候、於琉巫人申候ニは、先年より日本江は蘭人にて交易之儀も申越候得共、返答無之、此度は是非取結之考にて、万一之節、軍船手当もいたし候段申候よし、一通り之儀にては有間敷、何分一年も延ひ候様御返事ニ相成候て、其うち十分之御手当御座候様奉存候、水老公江も辰閣參上之よし、兎角老公江海防之儀委任無之候ては、何分恐入候事かと奉存候、小子等色々申上兼候得共、貴公ニは金枝の御身分、此節こそ十分ニ御建白ニ相成候様呉々も奉存候、

一唐国も弥争乱相違無御座候、十八省之内六五省之分は被奪取候由、其南京省は北京之要路ニ候処、被攻取候よしゆへ、殊之外兵糧等差支候て、及飢死候ものも有之、賊之かたは所々之藏を開き仁政を施候間、降參之もの多きよしにて、大将は明之裔にて朱氏之よしニ御

座候、清国右通ニ候間、海賊之恐も御座候間、旁十分ニ海防無之候ては、後來何とも恐入候事と奉存候、先は極内此段申上候、宜敷御披見奉希候、以上、

六月廿九日 薩摩守

越前守様

〔島津斉彬文書所収〕

四八〇 近衛忠熙へ書翰 七月十日

〔封紙ウハ書〕
一上 御側中 薩摩中将

一筆啓上仕候、残暑之節御座候得とも、益御機嫌能被遊、恐悦御儀奉存候、伏見通行之節は、種々御懇之御儀、殊ニ何寄之御品々拝領被仰付、重覺難有仕合奉存候、道中無滞廿二日帰着仕候、色々之御礼且御機嫌伺奉申上度、御側まで奉申上候、猶後便万々可奉申上候、誠恐誠惶謹言、

薩摩中将

七月十日 齊彬〔花押〕

謹上

猶以残暑折角御厭被為在候様ニ奉存候、別段書面奉差上候、以上、

急之尊書、九日朝相達難有奉存候、残暑之節御座候得共、益御機嫌能遊御座、恐悅御儀奉存候、扱江都

御大變之儀、御内々被仰下、誠ニ以て恐入候儀奉存候、例之御儀も如何可相成も難計奉存候得共、本文申上候

通參府は弥治定仕候間、何分此後之処宜敷奉願上候、〔徳川齊彬夫人降姫死去、水戸徳川慶篤祖母〕

小石川之峯壽院様も、同日同刻之よし、誠ニ不容易御時節、実ニ何とも申上様無之事と奉存候、

一廿六日之尊書も相届き、難有奉拜見候、姉文も拜見仕候、此節之御事も被為在候間、いつれ急ニは相分間敷、何分宜敷様奉願上候、

一本書呈上之心得ニて認メ候処江、尊書被下候間、不取敢書添其尽奉差上候、宜敷御覽奉願候、恐惶謹言、

齊彬

七月十日

上

「書添 御請」

書添奉申上候、御内々達

御聴候義と奉存候、〔將軍徳川家慶死去〕

大樹公廿二日朝 御大切ニ被為及候由、誠ニ以て驚入

奉絶言語候、右ニ付ては、例之御儀も如何可相成も難計御座候得共、当時迷候ても却て混雜之基ひニも相成、其上一体此事之起り、〔徳川家定〕

右大将様〔徳川家斉夫人茂姫、重妻女〕

廣大院様御繁昌之儀を 思召、以来 御再縁被為在候ハ、京都は御好ミ不被遊御模様より事起り候間、參府之上は、却て彼是なく相調候も難計、万ニ不相調候ても、外ニ可遣処、段々心当りも御座候間、旁參府之義は、定通ニ取扱仕候間、此段奉申上候、右ニ付ては

以来之処姉小路ニては取計難仕奉存候間、先達以得淨院願置候通ニ、御時節 御見合之上、歌橋江猶又御頼之義被仰遣、東台江も猶又被仰進候様乍恐奉願上候、猶又御様子相分候ハ、早々奉申上候様可仕候、〔徳川家斉夫人茂姫、重妻女〕

四八一 近衛忠熙へ書翰 七月十日

「書添奉申上候」〔奥封ウハ書〕

一異国船之儀も達

御聴候事と奉存候、誠ニ以て不容易御時節、別して閑東之御儀恐入奉存候、此返答之処、実ニ一大事ニ御座

御明文庫所載

候間、老中共早く治定仕候様願居候事ニ御座候得共、只今迄之如き様子にては、扨々心配成事ニ奉存候、軍船之義、御制禁之事ニは御座候得共、兎角御造立無之候ては、十分御手当行届候義無覚束奉存候、商法御免之有無ニかゝわらず、軍船御造立にて万端御手当無御座候ては、難相濟事ニ奉存候へ共、私式何と申立候とも詮立候儀無覚束、只々心配罷在候、申上候も恐入候得共、祖宗之法は去る事ながら時と位も有之ものゆへ、軍船等取建十分ニ手当仕候ハ、可然旨、御内々勅諭等之義相叶申間敷や、度々手後れニ相成候ては、
夷ニ

朝廷之御恥辱は差見得申候間、何卒 御賢慮之程恐入奉申上候、

一 琉地之儀も、巫船七艘参り、夫より江戸江籠越、又々琉球江籠越候趣、其後委敷事は不相知、跡之一左右日々相まら罷在申候、巫船日本にて商法御免ニ相成候へは、英・佛・魯之三ヶ国も直ニ可参合之段相聞得候間、誠ニ以て一大事之御時節と奉存候、

一 唐国も委細之義は首尾使者着之上ならては相知兼候へ共、弥戦争相増候よし、別紙之通福州在留琉人より申

越候趣ニ御座候間奉差上候、来年より琉人唐江之渡船如何可相成も難計、左候ては琉球之立行甚々難渋ニ相成、是又色々評議心配罷在候事ニ御座候、呉々も御手当之儀よき御賢之程奉願上候、恐惶謹言、
(イ)

齊彬

七月十日

謹上

別紙

(陽明文庫所蔵)

又奉申上候、唐国之儀弥争乱相増候よしにて、琉燻唐船も余程延着相成、未タ当地江着船不仕候、琉球江は六月中旬着之よしニ申遣候、其前福州より申越候書面左之通ニ御座候、兵乱之儀、賊方は明之裔孫朱氏と申候て、年号大平、王号天徳と申候て、中々名将余多罷在、段々奇妙之計策を用、五六省余奪取、就中南京省と申所、北京往来之要路ニ御座候処被攻取、万事之運送不行届、米穀高直にて及飢死候もの多、賊方にては米も多、普く仁政を施候ゆへ、降参之もの多く有之、皇帝にも色々御配慮にて、上諭等有之候よし、福州ニても当時用心最中ニ御座候、

一 当時兵乱之所、江南省甚々しく、官兵防かた有之候得

とも、漸々被攻取候よし、蘇州府も右之省内にて候間、御註文品等も買調六ケしく候由、三月十五日比は彼表官人并兵計りにて、工商は方々江逃去候段申来候、蘇州請^(總)之唐人始、館中之人数至極致心配候、

一福州江も賊可攻入哉と、唐人江相尋候処、北京江攻入、彼地奪取候へは、自から福州降参無疑候間、直ニ北京江可参とも申シ、又は八月比は可攻入とも申候よし、いつれ五六月比ならては、相分兼候よしニ御座候、右旁之形行申上越候、尤帰帆之儀例年より延着、六月中旬比と存候間、左様御心得可被下候、

三月廿五日

右之通之事にて、唐国右様ニ御座候ては、追々琉球立行之処如何と奉存候、其うへ海賊も漸々増長之向ニ候間、何分海岸御手当専一之御時節と奉存候、先は大意申上候間、宜敷御勘考奉願候、尤水老公江も此度呈書仕、大意は奉申上候、何分ニも此節は御十分之御奉公被為在候様奉願上候、

一御内々相伺候へは

上様御違例之よし、誠ニ以恐入候事ニ御座候、少しも早く御順快之義相願罷在候事、実ニ不容易御時節到来、

別て閣老仰天之義と奉存候間、御返答之義何分色々評議も六ケしくと奉存候間、老公之義ひとへニ御推挙專一ニ奉存候、誠ニ不入事申上恐入候へ共、何分心配至極ニ奉存候間、御内々奉申上候、宜敷御勘考奉願候、琉地之様子相知れ候ハ、早々申上候様可仕候、先は此段御内々奉申上候、以上、

七月十日

(島津斉彬文書にて補正)

四八二 多紀元堅へ書翰 七月十一日

(奥封ウハ書)
一樂真院様 用事御直覧 薩摩守

一筆致拜啓候、大暑之御御座候処、愈御清安奉賀寿候、小子ニも無滞廿二日ニ致到着候、扱其後彼是取込大ニ無沙汰恐入存候、其御地如何被成候哉伺度、此品甚々魚末に候得共、呈書之印迄ニ致進上候、甚々略義之至ニ候得共、暑中御見舞、帰着之御吹聴芳早々如斯御座候、恐々謹言、

七月十一日

薩摩守

(多紀元堅、藩府奥医師)
一樂真院様

猶々、御自愛專一奉存候、要用左ニ奉申上候、

一 御内々相伺候得は、六月初旬より

上様御違例之由、誠ニ以恐入奉存候、種々御心配之御事と奉遠察候、其後之御様子も御内々奉伺度奉存候、異船旁折あしき時節、別て恐入事、早々御順快之義奉折候、

一 異船之義、是又御配慮之事と奉存候、浦賀帰かケ、又々琉地江参り候様子、其後之左右は未タ不相分日々相待申候、如何之御所置ニ可相成哉、誠ニ一大事之御時節、此節之御評議うる附き候ては、実ニ

皇國之御恥辱ニも可相成御時節、阿闍始打揃候事ながら、兎角頭立御差凶之御方無之候てはむつかしく、彼を知己を知ルの御取計ニ無御座候てはむつかしく、水老公江海防御委任之外ハ有間敷、御相談位ニては、中々行届間敷と奉愚案候、此御工夫專一奉存候、老公余事は御失徳も御座候得共、海防之義御委任は外ニは有間敷と奉存候、

一 アメリカ江商法御免等相成候得は、英・佛・魯之三國は忽チ渡来無疑様子ニ英人等申居候よし、琉人申出、琉人ニは日本にて御免ニ相成候てはたまらぬと申居候、一 唐國も弥争乱甚々敷、五六省被攻取候よしニ御座候、

江南省当時専ら戦争之よし、賊は明高ニて長髪ニ相成、

農民降参之ものは紅巾を戴き候よしニ御座候、南京も被奪、福州北京往来六ケしく候て、夫故琉帰唐船も余程延着ニ相成申候、来年より之渡来は如何と申程之よしニ御座候、唐首尾使者着船無之故、委細は相分兼候、其外五六千人之小賊は方々有之よし、海賊も増長之様子、英船江唐國より加勢相頼、賊船三艘焼打候よし、右之通ニて唐國之衰御察シ可被成候、

一 右之通ゆへ、御免之有無ニかゝわらず、海防嚴重不相成候ては、一大事と奉存候、

一 八九月ニは又々異船も可参哉とそんし候、琉球今一左右ニて其模様も可相分と存申候、何分不容易御時節、恐入候事ニ御座候、

一 右之通ゆへ、当地唐物頓と無之候て、困却いたし候、其外色々申上度候得共、諸方之文通大取込罷在候間、後便可申上候、種々御配慮之程奉遠察候、以上、

(東大史料編纂所所藏)

四八三 佛船琉球渡来届書 八月十六日

私領琉球國之内那覇沖へ、当三月十一日、異國船一艘

漂来、卸碇候ニ付、漂来之次第相尋候処、異国人ハ言語文字不通候得共、唐人一人乗組居、佛朗西国之船、人数二百三十人乗にて、廣東へ罷渡、帰帆之折、洋中逢難船、舟具相損、右修補并糧食為求方、致来着候段申出候、尤本船に石火矢・鉄砲・鎗・刀等段々乗せ付有之候得共、兵船之様子にてハ無之候、且又舟具修補之木并糧食用牛・豚・野菜等相求度申出候ニ付、相与候処、舟具修補ハ異国人共自分に相調候、左候て右船乗頭より、佛朗西国之儀、二百年來中国致通融、近來尚相親み、依之佛朗西皇帝之命を受け、中国隣近之諸国可致交通候間、琉球へも其通問合、致交易度旨申出候ニ付、琉球国之儀、全体産物相少、勿論金・銀・銅・鉄類ハ、全く無之因柄に候得ハ、逆も交易ハ不相調段、分て申断候処、一円承知不致、此儀不相調候ハ、和を通し、好道可結申聞候に付、是又相断候得共、落着無之、猶追々彼国大総兵船可致来着候ニ付、交易向等速に吟味難相遂候ハ、右大総兵船来着之上、何分返答可致、且右舟之通事乗合無之候ニ付、異国人一人・唐人一人残し置き、本船ハ可致出帆旨申出候間、其節も同様何分交易ハ不相調合、且琉球ハ^{マカサカ}にて、

彼国并度健剛島迄致通融、勝手次第外国へ交易ハ不相叶、勿論異国人留置候儀も不相成趣、再庇無余儀相断置候処、同十九日、本船ハ可致出帆旨申出候、然処同日酉刻时分、端船一艘漕来、異国人一人・唐人一人浜へ卸置、端船ハ疾漕帰候ニ付、唐人へ子細相尋候処、大総兵船来着之節、為通事残居候様、乗頭より申付候段申出候に付、前以て達置候通、逆も留置候儀ハ不相調段申聞、早速如本船漕送らせ候得共、其内夜に入、本船も不相見、漕帰りに付、無是非近辺寺中明除き置、柵を結び、番所等数軒相構、夜白勤番申付、三司官初相詰、堅く取締申付置候、然処同廿八日、通事唐人を以て、英吉利国多年琉球を望むの心深く、追々兵船相渡候儀可有之、佛朗西国と致和好、得保護候得ハ、自ら英国より被奪候難も無之候と申聞、其上天主教を強て伝授可致との趣も申聞候得共、琉球ハ中国之教化を受け、孔孟之道を学ひ候ニ付、天主教と申ハ難成との趣にて、相断置候へハ、憤を挟み、大総兵船来着の節、猶又難渋可申掛勢故、折角叮嚀を尽し、無異儀令帰帆候様取計可仕候、右ニ付てハ、異国人・唐人共夫々被仰渡置候通、致取計度事に候得共、琉球之儀、遠

海相隔候端島に候得ハ、万一大総兵船来着、右次第露
顯之時ハ、端島之儀、難及手ハ顯然に付、先ハ平穩之
取計致し候趣共、委曲飛船取仕立、琉球国より申越候、
就てハ此末大総之兵船来着、何様難渋申掛候ても、何
分にも及理弁、無異儀為致帰帆候様可取計事には候得
共、自然及乱妨候てハ、端島之儀、以ての外之事に付、
平日差渡置候家来共も有之候得共、尚兼て非常之手当
申付置候一組之人数、早速琉球へ差渡候段、長崎奉行
へ委曲申達候由、国許家来共申越候、此段御届申達候、
以上、

八月十六日 松平薩摩守

右之通、今日御用番様へ被及御届候間、此段申上候、以上、

八月十六日

松平大隅守内永田正兵衛
〔大日本古文書集末外國関係文書所収〕

四八四 多紀元堅へ書翰 八月二十九日

文月廿六日之尊書忝致拜見候、先以秋暑之節、愈御安
康奉欣賀候、

一 此節之御大変、誠ニ以恐入奉存候、御心中奉察候、折

角御加養專一奉存候、

一 御一条之儀云々被仰下、実ニ当惑仕候、乍然運ニ任せ
去ル廿一日発駕相済申候、何分歎息之外無之候、

一 異船も先々退帆、乍然不容易御時節到来と存申候、

水老公も御登 城之よし、其他御一変之様子奉遠察候、
先は取込貴答まで奉申上候、尚後便万々可申述候、恐
々謹言、

八月廿九日 薩拜

多紀公

猶々、御自愛專一奉存候、雨無之炎暑之よし、旅中
之暑氣大難義いたし候、当地ハ雨も有之後き安く覚
申候、以上、

〔島津斉彬文書所収〕

四八五 徳川齊昭へ書翰 九月二十六日

〔奥封フハ書〕
「別紙」

別紙炮術四季不苦重畳之儀奉存候、只鴨ニは少々禁物
御一笑可被下候、扱又訳文之事、尤之儀ニ奉存候、以
後はまきらしき書有間敷、何寄之事と奉存候、小子訳
文申付置候防海試説、未々成就不仕候、如何いたし可

然や、尤詔書為致候人は永庵〔東条英庵、長州藩儒也〕ニ御座候、可詔為致申人

を此方より届之處、少々差支申候、只書名之分并ニ家

来江沢文申付候処ニて届ケ可然や、夫とも最早三冊ニ

て成就ゆへ、前以出来候姿ニて、此以後之沢文之處は

届ケ候様可致や、御内々鴻江御尋可被下候、外ニ可致

と存候書物も御座候得共、未夕是と治定不仕、いつれカ

ハールレリー又は海防要用之書物可為致と存居申候、

猶朔日万々可申上候、以上、

菊月廿六日

〔島津斉彬文書所収〕

四八六 多紀元堅へ書翰 九月二十九日

八月十二日之尊書、辱致拜見候、其後愈御安榮恐寿之

至奉存候、然は被仰下候趣、委細致承知候、

一例之義云々致承知候、過日申上候通発足為仕候、此上

運次第と奉存候、乍然八月中旬美濃・辰江参承候得共、

未夕何分難申候、参府は早き方宜敷被申候由、実には六

ヶ敷事に候は、早くとも被申問敷やと存候、様子相

知候は、早々致承知度候、

一ヲロシヤ未夕滞船之由、御返事無之内は致帰帆間敷と

の風説に御座候、其後如何之御評決に候哉不存、何分
不容易事に候、

一其後御手当等被仰出候哉、此度之所置にて天下之安危
眼前に可相分奉存候、

一唐国其後不相分、乍然中々可治光景無之由に御座候、
当秋渡唐之琉人甚恐怖之由に承候、唐菓差支之事と存
候、

一野田源三郎より、段々菓草致到来候、其内草・菓・厚
朴は土地相応と存候、相思子・木綿等中々寒氣難凌哉
と存申候、外之手筋より丁子生木入手に相成候、是又

寒氣之節如何と存申候、当年は荔枝・龍眼実結不申、
昨年之寒氣に障り候と相見得申候、

先は貴答迄、草々如斯御座候、恐々謹言、

九月廿九日 薩中將

樂真院様

猶々、御自愛專一奉存候、御別紙御退隱之尊慮之由、

未夕御壯建〔建〕之義、夫には不及とは存候得共、風月之

御業も是又御尤之義奉存候、乍然小子方は是迄通に

相願申候、御退隱之義、扱々御浦山しき事に御座候、

先は早々頓首、

〔順聖公年譜所収〕

四八七 河村宗澹へ書翰 九月二十九日

〔奥封ウハ書〕

〔河村、奥医師〕
宗澹江

八月末之書面相達致承知候、愈無事珍重存候、申越候
条々委細心得申候、相濟候分は別段不申遣候、

一 姉剃髮之儀云々致承知候、余り勢ひ過候と存申候、且
又霞より委細申越候、辰之口ニても少しも早く参府之
方と被申候よしゆへ、捨ものとは存不申候、いつれ此
上は運次第之事と存申候、

一 異國之儀 公辺殊之外御心配との事、定めて色々評論
も可有之と存候、品川沖埋立台場ニ相成候よし、大騒
動と存申候、来年参府之比、又々可参と存申候、来年
は御返事次第ニては、不容易事と存申候、右幕下御評
判宜敷よし、至極之事ニ御座候、今少し不致候ては、
弥之義は難知と存申候、

一 霞ニても十九日発駕之由、大坂より細事も申来候、ヨ
ロシヤ是非御返答相待候哉ニ承り申候、急ニ帰帆無覚
束存申候、

一 京地之義は全ク虚説ニ相違無之候、

一 仙台凶作ニては又々江戸米価高直可相成と存申候、南
部盛岡大騒動と承候、様子可申遣、内乱誠ニ一大事ニ
御座候、

一 支那弥大乱と聞得申候、当秋之渡唐琉人、殊之外心配
と聞得申候、大黃も当年琉人持渡少く御座候、

一 水戸老公殊ニ寄候ハ、御辞退被仰出は無之哉と存申
候、〔徳川青田〕
關・辰と老公、不十分様子ニ内々被仰下候、御引
移り相濟候ハ、御辞退らしく相見得申候、弥左様ニ
候ハ、水か辰か一麥と存申候、様子見聞可申遣候、

一 支那之義琉人江承候処、明末之方万事行届き、土民追
々随従之様子、其外小賊も方々ニ蜂起之由ニて、賊船
も多手ニ不及処より、英人江頼ミ候て四艘程は打破り
申候、唐国之衰微相察可申候、此末追々明末盛ニ可相
成、此間ヨロシヤ唐国江参歸り候節、奉行より冬船之
事尋候処、余程之大乱ニ候間、参候義無覚束旨申候よ
しゆへ、弥唐葉払底は無相違と存申候、

一 魯船又々唐国江食物取りニ参り候義、余り度々之事ゆ
へ、何か深謀可有之と存申候、肥・筑之両家之番船等
も、取囲不申様色々かましく申立候と承り申候、何
分此末一大事到来は相違無之と存申候、先は先日之返

事旁申入候、猶後便可申入候也、

九月廿九日

(島津斉彬文書所収)

四八八 島津忠寛へ書翰 十月二十九日

芳翰忝存候、追日寒氣相催候、弥御平安珍重ニ存候、
 当地相替儀無之候、扱御申越之趣委細心得申候、(野良、佐土原藩士)山田も
 武兵衛江細々引合も相濟、十分に無之候得共、可也ニ
 道も付申候、折角改革不崩様御心掛專一ニ存候、勸農
 之事、是又御尤ニ存候、折角と御申付專一ニ存候、い
 つ方も兎角当時之利ニ迷候事困り入申候、御心長く御
 差凶被成候ハ、自然と立直り可申候、扱亦御上書篤
 と致披見候、此方上書も大意ハ同様ニ有之候、何も存
 寄無之、至極御同意ニ存候、家内国元引越、実ニ上策
 ニ候得共、中々不容易儀と存候、来年ハ多分可參ハ必
 定と被存候、江戸海築島も出来候よし、少々つゝハ御
 備も付可申と存申候、扱又大砲船之義も御免ニ相成、
 致大悦候、此方にて追々十五艘も拵度所存ニ御座候、
 其御方も御考も有之候ハ、一二艘造立之凶ニて、差
 凶濟ニ相成居候方可然と存候、一艘之入用も不容易事

ニ候間、急ニハ中々成就ハ致間敷と存申候、

一 此方ニて願立候ハ、三十間より十七八間迄之所十五艘、

尤三本帆柱ニて、異船作ニて、左右カギ立ハ日本風ニ

致し、窓之処砲門ニ可致考ニ候、未夕画図出来も不致

候、

一 (宮崎県)佐土原之海岸、格別要用之処も無之候ハ、船之手当

ニて宜、船に候得ハ、場所は勝手ニ相成可申と存候、

此度海岸巡見、志布志・高岡辺へも參候ニ付、猶又巡

見後、細々可申入候、此八挺がらみ短筒一挺ハ、写申

付候ニ付、御目にかけて申候、馬上要用之品かと存申候、

兎角雨天其外ヒストン仕掛之砲第一宜敷と存候、先ハ

御答迄可申述、早々如此御座候、恐々謹言、

十月廿九日

(島津忠寛、佐土原藩主)
淡路守殿

齊彬

猶々、寒氣御自愛專一に存候、以上、

(島津斉彬文書所収)

四八九 多紀元堅へ書翰 十月二十九日
十一月朔日

菊月廿九日之貴書忝致拜見候、愈御清安

(以下欠)

一 魯国書翰も拜見仕候、何分可悪候事、此魯国之事、第

一の悪物と奉存候、蝦夷地之所掛念至極ニ奉存候、扱悪奴之事ハいつれ来年に可相成と被存候、当年中ニ琉球へ参り、来早春江戸へ可参哉ニ被存候、当時ハ琉地江も夷船不居様子ニ聞得申候、実ニ魯江の御返事、並之一条、来年一大事と奉存候、例之御儀も心配ニ存候得共、中々以夫所とハ存不申候、人氣進立、海防実議ニ相成候処専一と奉存候、大筒計りニても人氣一同不致候てハ相成間敷と奉存候、来月ハ領分巡見ニ差越、三十日余相掛候間、寒中御見舞申上間敷、兼御断申上候、取込乱筆御仁免可被下候、恐々謹言、

十月廿九日

薩摩守

樂真院様

猶々、御自愛專一奉存候、宗益老へハ此度取込御文通不致候間、宜敷奉希候、御同人も御引込之由、扱々変化無極世上と奉存候、以上、

〔奥封りハ書一添書〕

又々書添申上候、巴豆其外菓種二丸、御用等之儀御承知之旨、忝奉存候、宜敷奉願候、此品鹿末ニ候得共致進上候、取込乱筆御免可被下候、以上、

十一月朔日

〔島津首杉文書所収〕

四九〇 東目巡檢論書 十一月

〔雜書〕

一照国公御巡見に就き

御直筆被 仰出書

一巡見先之茶屋・泊休所・道敷等、不及大造手輕之方ニ可致吟味也、

一本陳ハ勿論、下宿迄、難差出候儀、無用之旨能々可達置、不時入用之為と名付、寄物に申候儀も可為無用也、其他無用之品寄置候儀無之様、所役目之面々江申付候儀第一ニ候事、

一何方ニても、不相応之進上物、并供中江送物無之様急度可申渡、尤取持ケ間敷給仕人等、不差出様可申渡也、但一門大身之面々より之送物ハ兎も角も、雖富家郷士、百姓・町人ヨリは、無用之進物無之様、供之もの江送物も、酒食ニ至るまで不差出様可申渡、たとへ差出共受納致間しく、進上品身分不相応之儀有之は、其時ハ可致受納候得とも、追て申付候品も可有之候、

一進上物・かさりもの等、先例ニ不拘、所在合にて可為

濟也、

一 無用之夫立無之様、急度可申付也、

但供之面々、慰同様所之乗馬等為差出候義、毎々有

一 之段相聞得候、是又無益之儀無之様可申渡也、差

急之節は供之側役之免ヲ受ケ候て、差出候様ニ所

役々へ可申付、郡奉行・用部屋書役等も第一ニ心

得、自身ニも急度相守候様可申聞也、

一 不時ニ見物ニ罷越候場も可在之、其所見苦候共いさゝ
か不苦候、

一 到来物等土産ニ相成候得は、自然と無益之人馬相嵩候

条、急度可相守也、

一 泊々ニ於て、皆々寄合酒食取林(雜子)候儀、可為無用候、

一 此度為見分罷越候面々、是又可為同様也、

一 通行之郷中、人別等、相尋候儀も可有之、調査候様可

致候、

老若男女相分候様可致事、

百歳以上之者ハ別段名まへ可申出事、

一 調練見分も三度ニても、四度ニても所之勝手宜敷様可

致間、可及吟味候、

一 馬も様子ニより見度候間、二ヶ所程見立可申也、

一 高岡・志布志等、多人數之郷は出水之ときさしき之
場可見立置事、事ニ寄候ハ、乗馬等も可見候事、

右之通、

十一月

(島津斉彬文書所収)

四九一 那霸碇泊米艦動靜届書 十一月二十八日

私領琉球国之内那覇へ、北亞米利幹船老艘、当七月廿

日迄致滞船居候段ハ、先達て申達置候、然処右乘頭よ

り、無人嶋へ可相渡、船中病人等有之残置、又候当地

へ来着、老ヶ月程滞船にて可致出帆、其節無殘可列帰

申出候付、是迄追々亜船數艘致来着、望物等余多有之、

人民及難儀、此上亜人滞留有之候てハ、益及疲労、終

ニハ国中不立行、旁之事情深相察、一同列帰候様、無

余儀申入候処、病人之事故、船中にてハ療治等届兼候

旨申募、何様及利解候ても不聞入、亜人十老人・唐人

四人、都合十五人残置、本船八月廿九日致出帆候ニ付、

寺中明渡召置、昼夜勤番申付、役々初近辺ニ相詰、取

締向一涯厳重申付置、且又逗留喚人互ニ取会候得共、

何も違変之儀無之段、此節琉球より以飛脚船申越候ニ

付、委細長崎奉行へ申達候、此段及御届候、以上、

十一月廿八日

松平薩摩守

右之通今夕牧野備前守様へ被致御届候、此段申上候、以上、

右内

十二月晦日

家村喜兵衛

(大日本古文書幕末外國關係文書所収)

四九二 河村宗澹へ書翰 十一月二十九日

〔奥封ウハ書〕

宗澹

二通之書面相達候、愈無事珍重ニ候、巡見も無滞志布志迄參候、扱申遣候条々心得申候、於篤着之都合も心得候、且又高輪之義も云々致承知候、当時手出しも不宣、時節見合之方至極と存申候、

一其外申遣候義致承知候、品川台場之事は全虚説ト存申候、多分浦賀之三家江可被仰付事と存申候、此義ハ極内ゆへ他言致間敷候、浦賀之方固持ニ可相成様ニ間得候へ共、此方等ハ氣遣ひハ無之と聞得申候、

一水老公も評判無之よし、何か御不承知多と聞得候、此間も直書参り申候、呉々も前書請持之義ハ極秘之事故、

左様ニ心得可申候、

一霞(カミ)と云最早とても全快ハ有間敷と存候、其後霞より未

タ文通無之、彼方も取込と相見得申候、

一來年ハ大方二月末三月ハ丈夫亞船可參と存申候、正月ハ中山江参り候考之由、此間内々飛船にて申来候、未タ御届不致候間、内分ニ可心得候、英人と亞人ハ申合せ有之ニ相違無之候、

先ハ早々返事申入候、以上、

霜月廿九日

〔東大史料編纂所所収〕

四九三 有志へ諭書 十二月二十八日

〔編書〕
一嘉永六年癸丑十二月廿八日、以

御筆被遊 御下、各奉拜伏候、翌七年寅

正月六日、御本書奉返納、極秘密也、一

(忠敬・彪、兩人公戸權七)

一人心一和之義尤もに存候、戸田・藤田等江取合、且書通等の事申候処、其通り之事にて、少しも可疑訳は無之候、忠邪明白之所置、是又尤之事にて、其義は山々相考へ候得共、か様之一太事は、時と位を考不申候ては、善事も却て悪事と相成候義、古今ためし不少候、

幕府監察江差出候は、表通り之事にて宜敷候へ共、差出候後如何相成候ものと存し候や、右様表向之義候得は、いつれ三奉行評議に相成候て、夫々相掛合候もの不残呼出ニ相成候て、御吟味之上忠邪分明之上ならては、容易に被仰出候ものには無之候、左候へば、自から忠邪分明には可有之候得共、仙臺騒動同様、世上の評判如何計りと存候や、左様に相成候へは、忠邪は分明ニ候とも、主家之恥辱世上に顕れ候義にて候、夫ニても良法と可申哉、

一 猶又申聞候、其節之形行并ニ奸人之名まへ、(除左衛門)近藤初咎請候義は、不残辰之口江は書面出居候て承知にて、筒井等も能々承知之事ながら、此義忠邪分明ニ致候ニハ、前文通り評定所ニ相成候外無之候、左候へば、忠邪は分明ニ相成候ても、夫ニては家之恥辱に相成、(茂姫、家齊夫人、重孝)廣大院様御由緒も有之候間、

公辺にては不宜候間、何分ニも無事ニ相濟候様との事にて、辰之口ニても殊之外心配被致候て、御参府後御拝領もの等にて、首尾能取計相濟候事にて、万事委敷相分居候事にて御座候、水老公も委敷御存知之事にて(宗城、宇和島藩主)伊達より委細申上ニ相成候事にて、其比戸田・藤田は

退役中故、細事は存間敷と存候、忠邪明白之機会難得可存候得共、前文表向ニ相成候処、家之悪名ニ相成候一処、何と相考へ居候や、此処勘考有之度事ニ候、前文通り、辰之口ニも委細承知之事故、只今出し候とも、十分之所置ハ有之間敷と存候、極内々ながら其節之前將軍も委敷御存にて、御茶入御拝領等之節は、極内有かたき上意も仰戴、拝領もの所ニは無之候得共、此節之義、孝心を御感にて拝領も被仰付候段、姉小路より内書にて仰戴、當時も其文は格護いたし申候、か様之義申聞ル筈ニ無之候へ共、得心不宜と存候間、極内申聞候事ニ御座候、

一 山くゝり之義も尤ニ候得共、当時之処容易ニは相用兼候こと、存候、訳は万一右様之義響合候物候ハ、第一嫌疑之訳にて候、乍然此義も篤と相考可申候、(太郎、家考、文化明覽事件中心人物)一 秩父之事尤ニ候得共、是又容易難行事故、訳は右様之義行候は、政事向御構無之候ても、三役以上側役江申

付候時は、是非御相談申上候義、昔より之例にて、差掛申付候節は、か様之訳ゆへ差掛り申付候趣、添て申上候事にて、まして秩父等之儀は、差掛り之訳も無之、其上国家之大政ニ候間、不申上して取計之義は、中々

以出来兼候、左候て申上候とも、兼てよく御存之咎ニ候へは、左様之事はとて御許容は無之義眼前ニ御座候上、不都合ニ相成候は必定ニ候、夫計不都合ニ相成候得は宜敷候も、万事響合候間、却て諸政之邪魔必定ニ候、

一先度之一条、忠邪明白も尤ニ候得共、此義中々以申はどきむつかしく候、御悪名をのこし候との事尤之事ながら、申上候て分明ニ相成候得は、一方はつぶれ申候、其つぶれ申候ものを、御用ひ被遊候御不明ニ、悪名は弥顯ハれ可申、前文之通り、公辺之御沙汰ニ相成候へば、弥悪名増長ニも可相成、夫をも承知ニて無法ニ取捨候て、孝道と可申や、右様之遠慮迄勘考之上、申候事ニ可有之や、書面之趣きニては、少々兪忽之様ニも存候、当時忠邪之義も能々申上候て、御承知ニ可相成勢ひニ候得は、何ニも左程心配は不致候、直ニ御承知と相成候程之事ニ候得は、奸物初より勢を得候訳は無之候、水戸江申候義は、忠心之志ニは候得共、思慮は不足かと存申候、夫とも高論御座候ハ、兪も角も、此書面計りニては、宜敷とは不被申候、折角
前將軍初、辰等心配ニて無事平穩ニ相成候を、只今起

し候得は、又々主家之騒動ニも可及事ニ候処、

前文旁之意味も勘考無之、人心一和無之と存候は、偏固の見ニも有間敷や、其上筑前は無拗間柄ニ候上、其節之勢無拗権道ニも候得共、水戸は全く之他藩、夫江父子等之間柄之義、忠邪明白を己之考へニて申出候は、道理ニ於て如何ニ可有之や、孔子之直き事其内ニ有りと之の聖言ニは、相叶申間敷やと考申候、

一序ニまかせ申間候、善悪共時と位と申もの有之、善事ニても時不到節取行ひ候へは、却て邪魔と相成、其凶を見て行候儀第一かと存候、井田之良法、三代之善策ニ候得共、当時無理ニ行候ハ、差支は眼前ニ候、夫故無拗当世之時務宜敷を計、常平倉或は社會を取建て、急難をのがれ申候は古今例し不勤候、且又善事ニても前後之考なく取行候ハ、既ニ水老公之証跡も有之、無拗差支到来いたし候、花も可開暖和之節不到を、無理ニ開せ候ても天然之美色は無之、永き盛りは無之、人事も同様かと存候、何事も時之到るを待て取行候へは、永久之基ひ、且騒動之憂ひも無之道理ニ候、まして當時は人々利慾ニふけり候習風ニて、仏道ニて申せは末世ニて御座候、異端之教ニは候へ共、積尊之鹿園

之説法より初メ、法華大乘を説出し候迄は、種々無量ニ變化して説法し給ふ、是本は人を濟度之方便ニ候得共、無知愚昧之もの難致承伏故、四十二年未頭真実とも申伝候、其通り余り真顔ニ政事取扱候ハ、猶更難被行訳も御座候間、利を以て方便とし又は悦せ、其内よき機会を得たる時、良法をそろ／＼取起候へは、其法永続可致、不伏之処江良法申行候とも、一旦は威光ニおそれ行れ候様ニても、全体不好心底ゆへ、とかく永久は不致候、且また何事も急愈ニ取行候と、万事仕落多きものにて不宜、かん忍第一かと存候、氣長く致候と自から先キよりころひかゝり候間、其時如何様とも相成申候、当国は昔より隼人ととなへ、人氣勇壯無比類候得共、第一之かん忍は薄き方ニ候間、かん忍之二字第一可心掛候、漢之韓信、恥を忍候こそ世ニ英名を揚申候、何事も再応工夫いたし、自分之心ニも考、先キの人之心ニも相成考候上、取計度事かと存申候、猶又秘密ニ候得共、(傳記、後天徳院)お篤参府之事深き考有之候事にて異般旁嫌疑多き世の中ニ候間、公辺御縁組致置候得は、嫌疑之憂ひなく、万事国家之為とぞんし取計候事にて候処、前將軍薨御にて、少々様子変り、善悪等不相分

候得共、少々は善事之趣キニも有之、当時善悪之界ニ候処、前文之忠邪等之義持出し相成候ハ、又々一變ニ不及も難計、嫌疑之義自分より申候は如何ニ候得共、水戸ニても被仰之通り、世上ニても自分色々ほめ候は宜敷候得共、中ニは將軍之御為ニ相成候得は宜敷候得共、左様無之候ては掛念之人と申人も有之候由、且代々將軍家江は急度随従いたし、天下之望は急度不致様被仰出も有之候間、決して異心はなく候得共、以後異船等渡來候て世上騒々敷相成候節、如何様之浮説も難計故、御縁辺相成居候得は左様之掛念無之、是又天下の為ニ候間、取企候事にて、当時其処も辰もよく承知にて先は可宜模様ゆへ、何分此節は別して之処、不宜様ニ存申候、

昨夜中認メ、別て不文乱筆ニ候得共、舌代迄申達候、此意味篤と相含ミ、(關広西)勇助等江程よく可申聞候、夫とも外ニ尤之訳も候ハ、何ケ度も可承候事、(島津高彬文書所収)

四九四 多紀元堅へ書翰 十二月二十九日

霜月廿七日之貴書相達忝奉存候、寒冷之節愈御清安奉

恐寿候、小子ニも漸々廿五日帰着仕候、日々繁用取込罷在候、扨魯奴も又々入津、三度程奉行所江出候よしニ御座候、先々無事平穩之様子と承り申候、美濃も出帆迄は滞在之よしニ御座候、何卒来春は無為ニ相成候様致度候、

一例之御一条、何も宜敷様御勘考奉希候、

一乍末

(徳川家定)
將軍

(十一月二十三日)

宣下も無御滞被為濟、重畳恐悦至極奉存候、無為太平之御代ニ相成夷人退去候様、朝夕念願罷在候、帰着後取込早々如斯御座候、恐々謹言、

十二月廿九日

薩摩守

(多紀元堅、幕府奥医師)
樂春院様

尚々、時氣御加養專一奉存候、余は来陽万々可申上候、以上、

(島津家書繪集所収)

四九五 多紀元堅へ答書控 冬

第一ヶ条之儀御尤ニ奉存候、差極難申上候得共、臨機応変之場合と存候、上方近辺ニ候ハ、所司代・御城代

江承り合セ、東海道ニ候ハ、駿府御城代等江引合、所置仕候外有間敷存候事、

一二ヶ条、是又差極考も無之候得共、

公儀御差図次第と存候、

一三ヶ条之儀致拜承候、小子所存は参府之上程克可申上候、

一四ヶ条之儀、先達高輪・田町手当伺候得共、未々御沙汰無之候、其節外守衛十分ニ難行届旨申上置候、其上被 仰付候ハ、其時之様子次第と奉存候、

一五ヶ条、田町砲台築出シは伺済相成、最早取掛居申候、高輪は其候ニ候得共、此間致伝承候へは、

公儀より屋敷前ニも築出有之哉ニ承り申候、

一六ヶ条、参勤人数は定例之通ニ候、廿五六日比二ヘロ

トンニヘロトンハ、人
員百二十名ナリ程之人数差立候、去年も別段一ヘロ

トン程は遣申候、様子次第にては又々二ヘロトン可遣候、手当は申付置候、

一七ヶ条、此義外ニ考も無之候得共、内々伝承之趣内蔵

江申合候間、御勘考專一ニ奉存候、猶参府之上聞合可申上候、

一八ヶ条、此義極て難申上、深宮は未々不相分、しかし

先歌橋かと存候へ共、是又参府之上可申上候、
一九ヶ条、此義先便申上候通、

近衛殿より

殿下江密達有之、内々関東江被 仰遣候と相伺申候、

水戸江も

殿下より御直ニ被 仰遣候と存候、

一 魯奴御考之通と奉存候、筒井等之義論行届兼候様ニ内
トケ条
々承り申候、

一 十一ヶ条、別段使は不遣手書遣し返事も参候、取込ニ
て委細不申来候得共、根源可惡様子ニ申来候、カラフ

ト之境界、種々義論有之様子ニ御座候、

一 十二ヶ条、此義別段内蔵江申含候、中休之相違無之候、

一 十三ヶ条、参府は最早伺済ニ相成申候、疏人も承知ニ
て手当罷在候、

一 拾四ヶ条、渡唐船便無之候間、委細不相分候、

一 十五ヶ条、此雛形江戸江有之候、

一 船之図伺済ニ付、今日内蔵江相渡申候、

一 十六ヶ条、九大夫尋次第何なりと申聞、又は見セ候様
申付置候、

一 十七ヶ条、願書出候得共未タ返事無之候、此義於江戸

留守居より御家来江申上候由故、最早御承知と存候、
細川云々之儀、崎陽通詞共内々所持之品と存候、右様
之品は随分当時も入手相成事も御座候、

〔島津家書翰集所収〕

